

裁判所	官 報
特殊法人等	参加者の有無を確認する公募手続に 係る参加意思確認書の提出を求める
会社その他	○資機材等の材質に関する試験の一部 を改正する件(国土交通・環境一)
会社決算公告	○給水装置の構造及び材質の基準に係 る試験の一部を改正する件(同二)
地方公共団体	○水質基準に関する省令の規定に基づ き環境大臣が定める方法の一部を改 正する件(環境五)
行旅死亡人、押収物還付関係	○水質基準に関する省令の規定に基づ き環境大臣が定める方法の一部を改 正する件(環境五)
日本私立学校振興・共済事業団共済	○水質基準に関する省令の規定に基づ き環境大臣が定める方法の一部を改 正する件(環境五)
運営規則の一部変更関係	○水質基準に関する省令の規定に基づ き環境大臣が定める方法の一部を改 正する件(環境五)

## 〔公 告〕

## 諸事項

## 〔その他告示〕



(号外)  
発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

八 六 七 六 七

六 四 一

○国土交通省告示第一号  
○環境省告示第一号  
水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年厚生省令第十五号)第一条第十七号ハの規定に基  
づき、資機材等の材質に関する試験(平成十二年二月厚生省告示第四十五号)の一部を次のように改  
正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月二十八日

## そ の 他 告 示

国土交通大臣 金子 恭之  
環境大臣 石原 宏高

次の表に於り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を「改」に順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を「正」、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「重傍」線を付した規定（以下「対象規定」といふ。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものとし、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に「改」に對応するものと掲げてこなこむのは、「正」を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に「改」に對応するものを掲げてこなこむのは、「正」を新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
<b>資機材等の材質に関する試験</b>					<b>資機材等の材質に関する試験</b>
水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第17号ハに規定する資機材等の材質に関する試験は、次に定めるところによる。					水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第17号ハに規定する資機材等の材質に関する試験は、次に定めるところによる。
1 浸出用液の調製					1 浸出用液の調製
(1) (略)					(1) (略)
(2) 調製方法					(2) 調製方法
ビーカーに精製水900mlを採り、有効塩素濃度1.0mg/ml次亜塩素酸ナトリウム溶液、0.04mol/1炭酸水素ナトリウム溶液及び0.04mol/1塩化カルシウム溶液を適量加えた後、精製水を加えて1lとする。					ビーカーに精製水900mlを採り、有効塩素濃度1.0mg/ml次亜塩素酸ナトリウム溶液、0.04mol/1炭酸水素ナトリウム溶液及び0.04mol/1塩化カルシウム溶液を適量加えた後、精製水を加えて1lとする。
この溶液を塩酸（1+99）及びそれを10倍希釈したもの並びに0.1mol/1水酸化ナトリウム溶液及びそれを10倍希釈したものを用いてpH調整し、水質がpH7.0（±0.1）、硬度45（±5）mg/1、アルカリ度35（±5）mg/1及び残留塩素0.1（±0.2）mg/1（膜モジュールに係る場合にあっては、0mg/1）になるように調製する。					この溶液を塩酸（1+99）及びそれを10倍希釈したもの並びに0.1mol/1水酸化ナトリウム溶液及びそれを10倍希釈したものを用いてpH調整し、水質がpH7.0（±0.1）、硬度45（±5）mg/1、アルカリ度35（±5）mg/1及び残留塩素0.1（±0.2）mg/1（膜モジュールに係る場合にあっては、0mg/1）になるように調製する。
水質の確認は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる方法により行うものとする。					水質の確認は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる方法により行うものとする。
pH値	ガラス電極法		pH値	ガラス電極法	
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	フレーム一原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ICP法」という。）、誘導結合プラズマ一質量分析法（以下「ICP-MS法」という。）、連続流れ分析—誘導結合プラズマ一質量分析法（以下「連続流れ分析—ICP-MS法」という。）、イオンクロマトグラフ法（陽イオン）又は滴定法		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	フレーム一原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ICP法」という。）、誘導結合プラズマ一質量分析法（以下「ICP-MS法」という。）、イオンクロマトグラフ法（陽イオン）又は滴定法	
(略)	(略)		(略)	(略)	
2 (略)			2 (略)		
3 分析方法			3 分析方法		
次の表の左欄に掲げる事項についての浸出液の分析は、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。					次の表の左欄に掲げる事項についての浸出液の分析は、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。
器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析値と空試験により得られた浸出液の分析値との差を当該器具、部品又は材料の分析値とする。ただし、味及び臭気については、器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析結果が空試験により得られた浸出液の分析結果と比較して異常である場合には、当該器具、部品又は材料の分析結果を異常とする。					器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析値と空試験により得られた浸出液の分析値との差を当該器具、部品又は材料の分析値とする。ただし、味及び臭気については、器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析結果が空試験により得られた浸出液の分析結果と比較して異常である場合には、当該器具、部品又は材料の分析結果を異常とする。
カドミウム及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法又は連続流れ分析—ICP-MS法		カドミウム及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、ICP法又はICP-MS法	
水銀及びその化合物	連続流れ分析—ICP-MS法又は還元気化一原子吸光光度法		水銀及びその化合物	還元気化一原子吸光光度法	

セレン及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、ICP—MS法、 <u>連続流れ分析—ICP—MS法</u> 、水素化物発生ー原子吸光光度法又は水素化物発生ー誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「水素化物発生—ICP法」という。）	セレン及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、ICP—MS法、 <u>水素化物発生—原子吸光光度法</u> 又は水素化物発生ー誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「水素化物発生—ICP法」という。）
鉛及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 、 <u>ICP—MS法</u> 又は連続流れ分析—ICP—MS法	鉛及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 又はICP—MS法
ヒ素及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、ICP—MS法、 <u>連続流れ分析—ICP—MS法</u> 、水素化物発生ー原子吸光光度法又は水素化物発生—ICP法	ヒ素及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、ICP—MS法、 <u>水素化物発生—原子吸光光度法</u> 又は水素化物発生—ICP法
六価クロム化合物	フレームレスー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 、 <u>ICP—MS法</u> 又は連続流れ分析—ICP—MS法	六価クロム化合物	フレームレスー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 又はICP—MS法
(略)	(略)	(略)	(略)
ホウ素及びその化合物	<u>ICP法</u> 、 <u>ICP—MS法</u> 又は連続流れ分析—ICP—MS法	ホウ素及びその化合物	<u>ICP法</u> 又はICP—MS法
(略)	(略)	(略)	(略)
亜鉛及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、フレームー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 、 <u>ICP—MS法</u> 又は連続流れ分析—ICP—MS法	亜鉛及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、フレームー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 又はICP—MS法
アルミニウム及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 、 <u>ICP—MS法</u> 又は連続流れ分析—ICP—MS法	アルミニウム及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 又はICP—MS法
鉄及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、フレームー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 、 <u>ICP—MS法</u> 又は連続流れ分析—ICP—MS法	鉄及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、フレームー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 又はICP—MS法
銅及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、フレームー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 、 <u>ICP—MS法</u> 又は連続流れ分析—ICP—MS法	銅及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、フレームー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 又はICP—MS法
ナトリウム及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、フレームー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 、 <u>ICP—MS法</u> 、連続流れ分析—ICP—MS法又はイオンクロマトグラフ法（陽イオン）	ナトリウム及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、フレームー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 、 <u>ICP—MS法</u> 又はイオンクロマトグラフ法（陽イオン）
マンガン及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、フレームー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 、 <u>ICP—MS法</u> 又は連続流れ分析—ICP—MS法	マンガン及びその化合物	フレームレスー原子吸光光度法、フレームー原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 又はICP—MS法
(略)	(略)	(略)	(略)

注1・2 (略)

4・5 (略)

注1・2 (略)

4・5 (略)

## ○環境省告示第一号

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）第二条第一項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成九年二月厚生省告示第百十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月二十八日

国土交通大臣 金子 恵之

環境大臣 石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになめ、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲ぐるもののみに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを新たに追加する。

改 正	後	改 正	前
給水装置の構造及び材質の基準に係る試験		給水装置の構造及び材質の基準に係る試験	
第1 (略)		第1 (略)	
第2 省令第2条第1項に規定する浸出に関する試験は、次に定めるところによる。		第2 省令第2条第1項に規定する浸出に関する試験は、次に定めるところによる。	
1 浸出用液の調製		1 浸出用液の調製	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 調製方法		(2) 調製方法	
ビーカーに精製水900mlを採り、有効塩素濃度0.3mg/ml次亜塩素酸ナトリウム溶液、0.04mol/1炭酸水素ナトリウム溶液及び0.04mol/1塩化カルシウム溶液を適量加えた後、精製水を加えて1lとする。		ビーカーに精製水900mlを採り、有効塩素濃度0.3mg/ml次亜塩素酸ナトリウム溶液、0.04mol/1炭酸水素ナトリウム溶液及び0.04mol/1塩化カルシウム溶液を適量加えた後、精製水を加えて1lとする。	
この溶液を塩酸（1+99）及びそれを10倍希釈したもの並びに0.1mol/1水酸化ナトリウム溶液及びそれを10倍希釈したものを用いてpH調整し、水質がpH7.0（±0.1）、硬度45（±5）mg/l、アルカリ度35（±5）mg/l及び残留塩素0.3（±0.1）mg/lになるように調製する。		この溶液を塩酸（1+99）及びそれを10倍希釈したもの並びに0.1mol/1水酸化ナトリウム溶液及びそれを10倍希釈したものを用いてpH調整し、水質がpH7.0（±0.1）、硬度45（±5）mg/l、アルカリ度35（±5）mg/l及び残留塩素0.3（±0.1）mg/lになるように調製する。	
水質の確認は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる方法により行うものとする。		水質の確認は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる方法により行うものとする。	
pH値	ガラス電極法	pH値	ガラス電極法
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	フレームー原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ICP法」という。）、誘導結合プラズマー質量分析法（以下「ICP-MS法」という。）、連続流れ分析—誘導結合プラズマー質量分析法（以下「連続流れ分析—ICP-MS法」という。）、イオンクロマトグラフ法（陽イオン）又は滴定法	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	フレームー原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ICP法」という。）、誘導結合プラズマー質量分析法（以下「ICP-MS法」という。）、イオンクロマトグラフ法（陽イオン）又は滴定法
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)		2 (略)	

## 3 分析方法

次の表の左欄に掲げる事項についての浸出液の分析は、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。

器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析値と、空試験により得られた浸出液の分析値との差を当該器具、部品又は材料の分析値とする。ただし、味及び臭気については、器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析結果が空試験により得られた浸出液の分析結果と比較して異常である場合には、当該器具、部品又は材料の分析結果を異常とする。

カドミウム及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法又は連続流れ分析—ICP-MS法
水銀及びその化合物	連続流れ分析—ICP-MS法又は還元気化一原子吸光光度法
セレン及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、ICP-MS法、連続流れ分析—ICP-MS法、水素化物発生一原子吸光光度法又は水素化物発生一誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「水素化物発生—ICP法」という。）
鉛及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法又は連続流れ分析—ICP-MS法
ヒ素及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、ICP-MS法、連続流れ分析—ICP-MS法、水素化物発生一原子吸光光度法又は水素化物発生—ICP法
六価クロム化合物	フレームレス一原子吸光光度法、フレーム一原子吸光光度法（注1）、ICP法、ICP-MS法又は連続流れ分析—ICP-MS法
(略)	(略)
ホウ素及びその化合物	ICP法、ICP-MS法又は連続流れ分析—ICP-MS法
(略)	(略)
亜鉛及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、フレーム一原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法又は連続流れ分析—ICP-MS法
アルミニウム及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法又は連続流れ分析—ICP-MS法
鉄及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、フレーム一原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法又は連続流れ分析—ICP-MS法

## 3 分析方法

次の表の左欄に掲げる事項についての浸出液の分析は、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。

器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析値と、空試験により得られた浸出液の分析値との差を当該器具、部品又は材料の分析値とする。ただし、味及び臭気については、器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析結果が空試験により得られた浸出液の分析結果と比較して異常である場合には、当該器具、部品又は材料の分析結果を異常とする。

カドミウム及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、ICP法又はICP-MS法
水銀及びその化合物	還元気化一原子吸光光度法
セレン及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、ICP-MS法、水素化物発生一原子吸光光度法又は水素化物発生一誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「水素化物発生—ICP法」という。）
鉛及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、ICP法又はICP-MS法
ヒ素及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、ICP-MS法、水素化物発生一原子吸光光度法又は水素化物発生—ICP法
六価クロム化合物	フレームレス一原子吸光光度法、フレーム一原子吸光光度法（注1）、ICP法又はICP-MS法
(略)	(略)
ホウ素及びその化合物	ICP法又はICP-MS法
(略)	(略)
亜鉛及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、フレーム一原子吸光光度法、ICP法又はICP-MS法
アルミニウム及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、ICP法又はICP-MS法
鉄及びその化合物	フレームレス一原子吸光光度法、フレーム一原子吸光光度法、ICP法又はICP-MS法

銅及びその化合物	フレームレス—原子吸光光度法、フレーム—原子吸光光度法、ICP法、ICP—MS法又は連続流れ分析—ICP—MS法
ナトリウム及びその化合物	フレームレス—原子吸光光度法、フレーム—原子吸光光度法、ICP法、ICP—MS法、連続流れ分析—ICP—MS法又はイオンクロマトグラフ法 (陽イオン)
マンガン及びその化合物	フレームレス—原子吸光光度法、フレーム—原子吸光光度法、ICP法、ICP—MS法又は連続流れ分析—ICP—MS法
(略)	(略)

注1～注3 (略)	フレームレス—原子吸光光度法、フレーム—原子吸光光度法、ICP法又はICP—MS法
4・5 (略)	フレームレス—原子吸光光度法、フレーム—原子吸光光度法、ICP法又はICP—MS法
第3～第8 (略)	フレームレス—原子吸光光度法、フレーム—原子吸光光度法、ICP法又はICP—MS法
(略)	(略)

## ○環境省告示第五号

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第二百一號）の規定に基づき、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十五年七月厚生労働省告示第一百六十一號）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月二十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「重傍線」を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後
水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法

水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法は、第一号に掲げる事項のほか、第二号から第五十三号までに掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

## 一 総則的事項

改	正	前
水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法

環境大臣 石原 宏高

第二号から第五十二号までに掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

一 総則的事項

## 1 (略)

## 2 (略)

## 3 (略)

## 4 (略)

## 5 (略)

## 6 (略)

## 7 (略)

## 8 (略)

## 9 (略)

## 10 (略)

## 11 (略)

## 12 (略)

## 13 (略)

## 14 (略)

## 15 (略)

## 16 (略)

## 17 (略)

## 18 (略)

## 19 (略)

## 20 (略)

## 21 (略)

## 22 (略)

## 23 (略)

## 24 (略)

## 25 (略)

## 26 (略)

## 27 (略)

## 28 (略)

## 29 (略)

## 30 (略)

## 31 (略)

## 32 (略)

## 33 (略)

## 34 (略)

## 35 (略)

## 36 (略)

## 37 (略)

## 38 (略)

## 39 (略)

## 40 (略)

## 41 (略)

## 42 (略)

## 43 (略)

## 44 (略)

## 45 (略)

## 46 (略)

## 47 (略)

## 48 (略)

## 49 (略)

## 50 (略)

## 51 (略)

## 52 (略)

## 53 (略)

## 54 (略)

## 55 (略)

## 56 (略)

## 57 (略)

## 58 (略)

## 59 (略)

## 60 (略)

## 61 (略)

## 62 (略)

## 63 (略)

## 64 (略)

## 65 (略)

## 66 (略)

## 67 (略)

## 68 (略)

## 69 (略)

## 70 (略)

## 71 (略)

## 72 (略)

## 73 (略)

## 74 (略)

## 75 (略)

## 76 (略)

## 77 (略)

## 78 (略)

## 79 (略)

## 80 (略)

## 81 (略)

## 82 (略)

## 83 (略)

## 84 (略)

## 85 (略)

## 86 (略)

## 87 (略)

## 88 (略)

## 89 (略)

## 90 (略)

## 91 (略)

## 92 (略)

## 93 (略)

## 94 (略)

## 95 (略)

## 96 (略)

## 97 (略)

## 98 (略)

## 99 (略)

## 100 (略)

## 101 (略)

## 102 (略)

## 103 (略)

## 104 (略)

## 105 (略)

## 106 (略)

## 107 (略)

## 108 (略)

## 109 (略)

## 110 (略)

## 111 (略)

## 112 (略)

## 113 (略)

## 114 (略)

## 115 (略)

## 116 (略)

## 117 (略)

## 118 (略)

## 119 (略)

## 120 (略)

## 121 (略)

## 122 (略)

## 123 (略)

## 124 (略)

## 125 (略)

## 126 (略)

## 127 (略)

## 128 (略)

## 129 (略)

## 130 (略)

## 131 (略)

## 132 (略)

## 133 (略)

## 134 (略)

## 135 (略)

## 136 (略)

## 137 (略)

## 138 (略)

## 139 (略)

## 140 (略)

## 141 (略)

## 142 (略)

## 143 (略)

## 144 (略)

## 145 (略)

## 146 (略)

## 147 (略)

## 148 (略)

## 149 (略)

## 150 (略)

## 151 (略)

## 152 (略)

## 153 (略)

## 154 (略)

## 155 (略)

## 156 (略)

## 157 (略)

## 158 (略)

## 159 (略)

## 160 (略)

## 161 (略)

## 162 (略)

## 163 (略)

## 164 (略)

## 165 (略)

## 166 (略)

## 167 (略)

## 168 (略)

## 169 (略)

## 170 (略)

## 171 (略)

## 172 (略)

## 173 (略)

## 174 (略)

## 175 (略)

## 176 (略)

## 177 (略)

## 178 (略)

## 179 (略)

## 180 (略)

## 181 (略)

## 182 (略)

## 183 (略)

## 184 (略)

## 185 (略)

## 186 (略)

## 187 (略)

## 188 (略)

## 189 (略)

## 190 (略)

## 191 (略)

## 192 (略)

## 193 (略)

## 194 (略)

## 195 (略)

## 196 (略)

## 197 (略)

## 198 (略)

## 199 (略)

## 200 (略)

## 201 (略)

## 202 (略)

## 203 (略)

## 204 (略)

## 205 (略)

## 206 (略)

## 207 (略)

## 208 (略)

## 209 (略)

## 210 (略)

## 211 (略)

## 212 (略)

## 213 (略)

## 214 (略)

## 215 (略)

## 216 (略)

## 217 (略)

## 218 (略)

## 219 (略)

## 220 (略)

## 221 (略)

## 222 (略)

## 223 (略)

## 224 (略)

## 225 (略)

## 226 (略)

## 227 (略)

## 228 (略)

## 229 (略)

## 230 (略)

## 231 (略)

## 232 (略)

## 233 (略)

## 234 (略)

## 235 (略)

## 236 (略)

## 237 (略)

## 238 (略)

## 239 (略)

## 240 (略)

## 241 (略)

## 242 (略)

## 243 (略)

## 244 (略)

## 245 (略)

## 246 (略)

## 247 (略)

## 248 (略)

## 249 (略)

## 250 (略)

## 251 (略)

## 252 (略)

## 253 (略)

## 254 (略)&lt;/

(2) 試葉における標準液または混合標準液は、(1)に定めるもののほか、次号から第五十三号までの各号の別表に定める標準液または混合標準液と同濃度に調製することができるもの（値付け証明書等が添付され、かつ、同表に定める標準原液の濃度を超えないものに限る。以下この(2)において「調製可能標準液」という。）を用いて調製することができること。この場合において、調製可能標準液は、標準原液と同濃度のものは除き、開封後速やかに使用することとし、開封後保存したものを使用してはならない。ただし、別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第十三及び別表第四十五において標準液又は混合標準液の保存に関する特別の定めのある場合については、その限りでない。

(3) 試葉における内部標準原液、内部標準液または混合内部標準原液は、(1)及び(2)の標準原液を内部標準原液に、標準液を内部標準液に、混合標準液を混合内部標準液に読み替えた条件のものを用いて調製することができる。その場合、値付け証明書等の添付は不要とする。

(4) (略)

二・三 (略)

四 力ドミウム及びその化合物 別表第六の二又は別表第七に定める方法

五 水銀及びその化合物 別表第三、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

六 セレン及びその化合物 別表第三、別表第六、別表第六の二、別表第八、又は別表第九に定める方法

七 鉛及びその化合物 別表第三、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

八 ヒ素及びその化合物 別表第三、別表第六、別表第六の二、別表第十又は別表第十一に定める方法

九 六価クロム及びその化合物 別表第三、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

法

十・十三 (略)

十四 ホウ素及びその化合物 別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

十五・二十 (略)

二十一 ベルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸（別名PFOA）及びベルフルオロオクタノン酸（別名PFOA） 別表第四十五に定める方法

二十二・三十三 (略)

三十四 亜鉛及びその化合物 別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

三十五 アルミニウム及びその化合物 別表第三、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

三十六 鉄及びその化合物 別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

三十七 銅及びその化合物 別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

三十八 ナトリウム及びその化合物 別表第三、別表第四、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第二十に定める方法

(2) 試葉における標準液または混合標準液は、(1)に定めるもののほか、次号から第五十二号までの各号の別表に定める標準液または混合標準液と同濃度に調製することができるもの（値付け証明書等が添付され、かつ、同表に定める標準原液の濃度を超えないものに限る。以下この(2)において「調製可能標準液」という。）を用いて調製することができること。この場合において、調製可能標準液は、標準原液と同濃度のものは除き、開封後速やかに使用することとし、開封後保存したものを使用してはならない。ただし、別表第五、別表第六及び別表第十三において標準液又は混合標準液の保存に関する特別の定めのある場合については、その限りでない。

(新規)

二・三 (略)

四 力ドミウム及びその化合物 別表第七に定める方法

五 水銀及びその化合物 別表第三、別表第六に定める方法

六 セレン及びその化合物 別表第三、別表第六、別表第八、又は別表第九に定める方法

七 鉛及びその化合物 別表第三、別表第五又は別表第六に定める方法

八 ヒ素及びその化合物 別表第三、別表第六、別表第十又は別表第十一に定める方法

九 六価クロム及びその化合物 别表第三、別表第五又は別表第六に定める方法

法

十・十三 (略)

十四 ホウ素及びその化合物 別表第五又は別表第六に定める方法

十五・二十 (略)

三十三 亜鉛及びその化合物 別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法

三十四 アルミニウム及びその化合物 別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法

三十五 鉄及びその化合物 別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法

三十六 銅及びその化合物 別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法

三十七 ナトリウム及びその化合物 別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第二十に定める方法

三十九 マンガン及びその化合物 別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

四十 (略)

四十一 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 別表第四、別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第11十又は別表第11十一に定める方法

四十一・五十五 (略)

#### 別表第1

##### 標準寒天培地法

ここで対象とする項目は、一般細菌である。

1 (略)

##### 2 器具及び装置

(1) (略)

(2) ペトリ皿

直径約9cm、高さ1.5~2.0cm程度のものであって、ガラス製又はプラスチック製で滅菌したもの

(3) (略)

3~5 (略)

#### 別表第2 (略)

#### 別表第3

##### フレームレス一原子吸光光度計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、カドミウム、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム及びマンガンである。

##### 1 試葉

(1)~(8) (略)

##### 9 金属類標準原液

表1に掲げる方法により調製されたもの

これらの溶液1mlは、それぞれの金属を1mg含む。

これらの溶液は、冷暗所に保存する。

表1 金属類標準原液 (1mg/ml)

金属類	調製方法
(略)	(略)
六価クロム	二クロム酸カリウム2.829g又は硝酸クロム(9水塩)7.696gをメスフラスコに採り、少量の精製水で溶かした後、硝酸(1+160)を加えて1Lとしたもの
(略)	(略)

(10) (略)

2~7 (略)

三十八 マンガン及びその化合物 別表第11、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法

三十九 (略)

四十 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 別表第四、別表第五、別表第六、別表第二十又は別表第11十又は別表第11十一に定める方法

四十一・五十五 (略)

#### 別表第1

##### 標準寒天培地法

ここで対象とする項目は、一般細菌である。

1 (略)

##### 2 器具及び装置

(1) (略)

(2) ペトリ皿

直径約9cm、高さ約1.5cmのものであって、ガラス製又はプラスチック製で滅菌したもの

(3) (略)

3~5 (略)

#### 別表第2 (略)

#### 別表第3

##### フレームレス一原子吸光光度計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、カドミウム、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム及びマンガンである。

##### 1 試葉

(1)~(8) (略)

##### 9 金属類標準原液

表1に掲げる方法により調製されたもの

これらの溶液1mlは、それぞれの金属を1mg含む。

これらの溶液は、冷暗所に保存する。

表1 金属類標準原液 (1mg/ml)

金属類	調製方法
(略)	(略)
六価クロム	二クロム酸カリウム2.829gをメスフラスコに採り、少量の精製水で溶かした後、硝酸(1+160)を加えて1Lとしたもの

(10) (略)

2~7 (略)

**別表第4～別表第6 (略)****別表第6の2****連続流れ分析—誘導結合プラズマー質量分析装置による一斉分析法**

ここで対象とする項目は、カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、ホウ素、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン及びカルシウム、マグネシウム等（硬度）である。

**1 試薬**

## (1) 精製水

別表第6の1(1)の例による。

## (2) 内部標準原液

別表第6の1(2)の例による。

## (3) 混合内部標準液

別表第6の1(3)の例による。

## (4) 硝酸

## (5) 塩酸

## (6) 硝酸 (1 + 1)

## (7) 硝酸 (2 + 15)

## (8) 硝酸 (1 + 30)

## (9) 硝酸 (1 + 160)

## (10) 塩酸 (1 + 1)

## (11) 塩酸 (1 + 50)

## (12) 水酸化ナトリウム溶液 (0.4w/v %)

## (13) 金属類標準原液

水銀、ホウ素、カルシウム及びマグネシウム以外の物質については、別表第3の1(9)の例による。

水銀については、塩化水銀(II)0.135gを硝酸(2+15)100mlに溶かし、精製水を加えて1Lとしたもの

この溶液1mlは、水銀0.1mgを含む。

ホウ素については、別表第5の1(9)の例による。

カルシウム及びマグネシウムについては、別表第4の1(5)の例による。

これらの溶液は、冷暗所に保存する。

## (14) 金属類混合標準液

別表第6の1(12)の例による。

この溶液は、冷暗所に保存する。

## (15) 水銀標準液

水銀標準原液を精製水で100倍に薄めた溶液0.5mlに硝酸50μl及び塩酸10μlを加え、更に精製水を加えて50mlとしたもの

この溶液1mlは、水銀0.00001mgを含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

## (16) その他

装置に必要な試薬を調製する。

**別表第4～別表第6 (略)****(新規)**

## 2 器具及び装置

### (1) 連続流れ分析装置

試料導入部、ポンプ、チューブ、加温部及び加圧部、ホモジナイザー、ミキサー等を組み合わせたもので、試料の採取及び前処理が可能なものであって、試料導入から分析装置までの試料の流れが閉鎖的かつ連続的に行われる機能を有するもの

加温部は100°C以上で40分以上保持できるもの

加圧部は0.11MPa以上の圧力が設定できるもの

### (2) 誘導結合プラズマ質量分析装置

ガス分子との衝突又は反応による多原子イオン低減化機能を有するもの

### (3) アルゴンガス

別表第3の2(2)の例による。

### (4) 多原子イオン低減化用ガス

別表第6の2(3)の例による。

## 3 試料の採取及び保存

別表第3の3の例による。

## 4 試験操作

### (1) 前処理

検水（検水に含まれるそれぞれの対象物質の濃度が表1に示す濃度範囲の上限値を超える場合には、同表に示す濃度範囲になるように精製水を加えて調製したもの）を探り、試料採取のときに加えた量を含めて硝酸を検水100mlに対して1mlの割合となるように加えた後、塩酸を検水100mlに対して0.2mlの割合となるように加え、連続流れ分析装置に導入し、沸騰しないように圧力（例えば0.11MPa～0.15MPa程度）をかけて、100°C以上の温度を40分間以上保持する。冷後、混合内部標準液を試験溶液の内部標準物質濃度がおおむね0.005～0.5mg/Lとなるよう一定量加えたものを試験溶液とする。

ただし、濁りがある場合は、ホモジナイザー、ミキサー等で懸濁物質を破碎し、均一にさせたものを連続流れ分析装置に導入する。

なお、混合内部標準液は、前処理の任意の段階での添加でもよい。

### (2) 分析

上記(1)で得られた試験溶液を誘導結合プラズマ質量分析装置に導入し、表1に示すそれぞれの金属の質量数及び内部標準物質の質量数のイオン強度を測定し、内部標準物質に対するそれぞれの金属のイオン強度比を求め、下記5により作成した検量線から上記(1)で加えた硝酸、塩酸及び内部標準液の量による補正を加えて、試験溶液中のそれぞれの金属の濃度を求め、検水中のそれぞれの金属の濃度を算定する。

ただし、カルシウム、マグネシウム等（硬度）については、まずカルシウム及びマグネシウムの濃度を測定し、次式により濃度を算定する。

硬度（炭酸カルシウムmg/L）

$$= [\text{カルシウム (mg/L)} \times 2.497] + [\text{マグネシウム (mg/L)} \times 4.118]$$

表1 各金属の濃度範囲及び質量数

金 屬 類	濃度範囲 (mg/L)	質 量 数
カドミウム	0.0002~0.006	111、112、114
水銀	0.00003~0.001	198、199、200、201、202
セレン	0.0005~0.02	77、78
鉛	0.0005~0.02	208
ヒ素	0.0005~0.02	75
六価クロム	0.001~0.04	52、53
ホウ素	0.05~2	11
亜鉛	0.05~2	64、66
アルミニウム	0.005~0.4	27
鉄	0.02~0.6	54、56
銅	0.05~2	63、65
ナトリウム	1~40	23
マンガン	0.0005~0.1	55
カルシウム	1~40	43、44
マグネシウム	1~40	24、25
ベリリウム ※		9
コバルト ※		59
ガリウム ※		71
イットリウム ※		89
インジウム ※		115
タリウム ※		205

※印は内部標準物質である。

##### 5 検量線の作成

金属類標準原液又は金属類混合標準液をそれぞれメスフラスコ4個以上に採り、それぞれに水銀標準液を加え、次いで試験溶液と同じ割合となるように硝酸、塩酸及び混合内部標準液を加え、更に精製水を加えて、濃度を段階的にした溶液を調製する。この場合、調製した溶液のそれぞれの金属の濃度は、表1に示す濃度範囲から算定される試験溶液の濃度範囲を超えてはならない。以下上記4(1)及び(2)と同様に操作して、それぞれの金属の濃度とイオン強度比との関係を求める。

**6 空試験**

精製水を一定量採り、以上上記4(1)及び(2)と同様に操作して試験溶液中のそれぞれの金属の濃度を求め、検量線の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記4(1)及び(2)と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

**7 連続試験を実施する場合の措置**

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

- (1) おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記5で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いまでの間の一定の濃度（以下この7において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記4(2)に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。
- (2) 上記(1)により求められた差が調製濃度の±10%の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記(1)で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記(1)により求められた差が再び調製濃度の±10%の範囲を超えた場合には、上記4及び5の操作により試験し直す。

**別表第7～別表第13** (略)**別表第14**

## バージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斎分析法

ここで対象とする項目は、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン並びにプロモホルムである。

**1 試薬**

(1)～(8) (略)

## (9) 撥発性有機化合物混合標準液

それぞれの揮発性有機化合物標準原液を一定量ずつあらかじめメチルアルコール少量を入れたメスフラスコに採り、メチルアルコールで50～100倍の範囲内における任意の濃度に薄めたもの

この溶液1mlは、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムをそれぞれ0.5～1 mg含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

## 2～4 (略)

**5 検量線の作成**

次のいずれかの方法により行う。

- (1) 挥発性有機化合物混合標準液をメスフラスコ4個以上に採り、それぞれに試験溶液と同じ割合となるように内部標準液を加え、更にメチルアルコールを加えて、濃度を段階的にした溶液を調製する。段階的に調製した溶液を一定の割合でメスフラスコに採り、それぞれに精製水を加えて一定量とする。この場合、内部標準物質の濃度が上記4に示す試験溶液の内部標準物質濃度と同一になるよう調整する。以下上記4と同様に操作して、それぞれの揮発性有機化合物と内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、それぞれの揮発性有機化合物の濃度との関係を求める。

**別表第7～別表第13** (略)**別表第14**

## バージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斎分析法

ここで対象とする項目は、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン並びにプロモホルムである。

**1 試薬**

(1)～(8) (略)

## (9) 挥発性有機化合物混合標準液

それぞれの揮発性有機化合物標準原液を一定量ずつあらかじめメチルアルコール少量を入れたメスフラスコに採り、メチルアルコールで100倍の濃度に薄めたもの

この溶液1mlは、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムをそれぞれ0.5mg含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

## 2～4 (略)

**5 検量線の作成**

揮発性有機化合物混合標準液をメスフラスコ4個以上に採り、それぞれに試験溶液と同じ割合となるように内部標準液を加え、更にメチルアルコールを加えて、濃度を段階的にした溶液を調製する。段階的に調製した溶液を一定の割合でメスフラスコに採り、それぞれに精製水を加えて一定量とする。この場合、内部標準物質の濃度が上記4に示す試験溶液の内部標準物質濃度と同一になるよう調整する。以下上記4と同様に操作して、それぞれの揮発性有機化合物と内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、それぞれの揮発性有機化合物の濃度との関係を求める。

(2) 挥発性有機化合物混合標準液の一定量をメスフラスコに採り、メタノールを加えて10mlとする。この溶液を4個以上のメスフラスコに採り、それぞれに上記4に示す試料溶液の内部標準物質濃度と同一となるよう内部標準液を一定量加え、それぞれに精製水を加えて、濃度を段階的にした溶液を調製する。以下上記4と同様に操作して、それぞれの揮発性有機化合物と内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、それぞれの揮発性有機化合物の濃度との関係を求める。

6・7 (略)

別表第15～別表第44 (略)

別表第45

固相抽出一液体クロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ペルフルオロ(オクタン—一スルホン酸)(別名PFO S)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFO A)である。

1 試薬

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) メチルアルコール

測定対象成分を含まないもの

(3) 0.1%アンモニアメチルアルコール溶液

例として、25%アンモニア水0.4mlとメチルアルコール99.6mlを混合したもの

(4) 酢酸アンモニウム

(5) アセトニトリル

測定対象成分を含まないもの

(6) 内部標準原液

PFO S-<sup>13</sup>C10mg及びPFO A-<sup>13</sup>C10mgを別々のメスフラスコに採り、それぞれをメチルアルコールに溶かして200mlとしたもの

ただし、直鎖PFO S-<sup>13</sup>C及び直鎖PFO A-<sup>13</sup>Cを主成分とする標準品を用いること。

これらの溶液1mlは、直鎖PFO S-<sup>13</sup>C及び直鎖PFO A-<sup>13</sup>Cをそれぞれ0.05mg含む。

これらの溶液は、冷凍保存する。

(7) 混合内部標準液

PFO S-<sup>13</sup>C内部標準原液及びPFO A-<sup>13</sup>C内部標準原液を等量ずつメスフラスコに採り、メチルアルコールで500倍に薄めたもの

この溶液1mlは、直鎖PFO S-<sup>13</sup>C及び直鎖PFO A-<sup>13</sup>Cをそれぞれ0.1μg含む。

この溶液は、冷凍保存し、6か月以上を経過したものは使用してはならない。

(8) PFO S及びPFO A標準原液

PFO S 10mg及びPFO A 10mgを別々のメスフラスコに採り、それをメチルアルコールに溶かして200mlとしたもの

ただし、直鎖PFO S及び直鎖PFO Aを主成分とする標準品を用いること。

これらの溶液1mlは、直鎖PFO S及び直鎖PFO Aをそれぞれ0.05mg含む。

これらの溶液は、冷凍保存する。

6・7 (略)

別表第15～別表第44 (略)

(新規)

## (9) PFO S及びPFO A混合標準液

PFO S標準原液及びPFO A標準原液を等量ずつメスフラスコに採り、メチルアルコールで500倍に薄めたもの

これらの溶液1mlは、直鎖PFO S及び直鎖PFO Aをそれぞれ0.0001mg含む。

この溶液は、冷凍保存し、6か月以上を経過したものは使用してはならない。

## 2 器具及び装置

## (1) ガラス瓶

容量500～1000mlのもの

## (2) ポリプロピレン瓶

## (3) 固相カラム

陰イオン交換基を被覆したシリカゲル若しくはポリマー系充填剤を詰めたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの

## (4) 液体クロマトグラフー質量分析計

## ア 分離カラム

内径2.1～4.6mm、長さ7.5～25cmのステンレス管に、オクタデシルシリル基を化学結合した粒径が5μm以下のシリカゲルを充填したもの又はこれと同等以上の分離性能を示すもの

## イ 移動相

最適条件に調製したもの

例えば、A液は酢酸アンモニウム溶液(0.01mol/L)、B液はアセトニトリルのもの

## ウ 移動相流量

対象物質の最適分離条件に設定できるもの

例えば、毎分0.2mlの流量で、A液とB液の混合比が75：25で1分間保持した後、B液の割合を毎分3ポイントずつ上昇させて100%にして4分間保持できるもの

## エ 検出器

別表第17の2の2(4)エの例による。

## オ モニターイオンを得るための電圧

別表第17の2の2(4)オの例による。

## 3 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄して、次いでアセトン又はメチルアルコールで洗浄したガラス瓶又はポリプロピレン瓶に採取し、満水にして密栓し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所で保存し、2週間以内に検査する。

## 4 試験操作

## (1) 前処理

固相カラムに0.1%アンモニアメチルアルコール溶液4ml、メチルアルコール4ml、精製水4mlを順次注入する。次に、混合内部標準液を内部標準物質濃度がおおむね0.01μg/Lとなるよう一定量加えて攪拌した検水10～500ml（検水に含まれるそれぞれの対象物質の濃度が0.00005mg/Lを超える場合には、0.000001～0.00005mg/Lとなるように精製水を加えて10～500mlに調製したもの）を毎分約5mlの流量で固相カラムに流す。精製水約5mlで固相カラムを洗浄した後、窒素ガスを通気して固相カラムを乾燥させる。次いで、固相カラムの

通水方向から、又は通水方向とは逆から0.1%アンモニアメチルアルコール溶液3～5mlを緩やかに流し、試験管に採る。試験管の溶出液に窒素ガスを緩やかに吹き付けて、0.5～1mlまで濃縮し、これを試験溶液とする。ただし、濃縮後の溶出液に析出物が存在する場合は、上澄み液を試験溶液とする。

(2) 分析

上記(1)で得られた試験溶液の一定量を液体クロマトグラフー質量分析計に注入し、表1に示すそれぞれの対象物質と内部標準物質のモニターイオンのピーク面積の比を求め、下記5により作成した検量線から試験溶液中のそれぞれの対象物質の濃度を求め、検水中のそれぞれの対象物質の濃度を算定する。

なお、PFO S及びPFO Aはそれぞれ直鎖と分岐鎖の異性体のピーク面積を合わせて、酸 ( $C_8HF_{17}O_3S$ 及び $C_8HF_{15}O_2$ ) としての濃度を算定する。

PFO Sの濃度とPFO Aの濃度を合計してPFO S及びPFO Aとしての濃度を算定する。

表1 モニターイオン

対象物質	検出器 別表第17の2の2(4)工①に該当する検出器	別表第17の2の2(4)工②に該当する検出器	
	モニターイオン (m/z)	プリカーサイオン (m/z)	プロダクトイオン ※1 (m/z)
PFO S	499	499	80
PFO A	413	413	369
PFO S- $^{13}C_4$ ※2	503	503	80、99
PFO S- $^{13}C_8$ ※2	507	507	80、99
PFO A- $^{13}C_2$ ※3	415	415	169、370
PFO A- $^{13}C_4$ ※3	417	417	169、372
PFO A- $^{13}C_8$ ※3	421	421	172、376

※1 プロダクトイオンをモニターイオンとする。

※2 PFO Sの内部標準物質

※3 PFO Aの内部標準物質

## 5 検量線の作成

混合標準液を段階的にメスフラスコ4個以上に採り、それぞれに試験溶液と同じ割合になるよう内部混合標準液を加え、更にメチルアルコールを加えて、濃度を段階的にした溶液を調製する。この場合、調製した溶液のPFO S及びPFO Aの濃度は、上記4(1)に示す検水の濃度範囲から算定される試験溶液の濃度範囲を超えてはならない。以下、上記4(2)と同様に操作して、直鎖PFO S及び直鎖PFO Aとそれとの内部標準物質とのモニターイオンのピーク面積の比を求め、直鎖PFO S及び直鎖PFO Aのそれぞれの濃度との関係を求める。

## 6 空試験

精製水を一定量採り、以上上記4(1)及び(2)同様に操作して試験溶液中のPFO S及びPFO Aの濃度を求め、検量線の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記4(1)及び(2)と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

## 7 連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

- (1) おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記5で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この7において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記4(2)に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。
- (2) 上記(1)により求められた差が調製濃度の±20%の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記(1)で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記(1)により求められた差が再び調製濃度の±20%の範囲を超えた場合には、上記4及び5の操作により試験し直す。

## 備考

- 1 全ての操作において、標準液及び試料と触れる部分にポリテトラフルオロエチレンが使用されている容器を用いないこと。
- 2 上記4(2)において、表1の別表第17の2の2(4)工②に該当する検出器を用いた場合の確認イオンの例を表2に示す。

表2 確認イオンの例

対象物質	検出器 別表第17の2の2(4)工②に該当する検出器	
	プリカーサイオン (m/z)	プロダクトイオン (確認イオン) (m/z)
PFO S	499	99, 130
PFO A	413	169, 219

## 招 命 书

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年1月28日

九州地方整備局長 堀下 褒裕  
次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

## 1 当該招請の主旨

本業務は、九州地方整備局が代表機関として実施する令和9・10年度競争参加資格審査（測量・建設コンサルタント等）インターネット受付に対応するため、既存システムの機能改良、機器等の整備及び同システムの運用支援等を行うものである。

本業務の実施にあたっては、高度で高い信頼性が求められるとともに、システム構築の知識や経験があるだけではなく、各参加機関の競争参加資格審査制度を十分に把握したうえで、改良及び運用支援等を行わなければならず、本システムに関する幅広い知識と経験が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続きを行う予定をしているが、当該特定の法人以外の者で、下記4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

## 2 業務概要

(1) 件名 令和9・10年度競争参加資格審査  
(建設コンサルタント等) 受付システム改良・運用支援及び受付対応業務

- (2) 業務内容 システム機能改良、セキュリティ対策の実施、システム環境整備、障害対応、データメンテナンス等の運用支援、申請者用手引きの作成、サーバー等機器類の整備、パスワード発行、インターネット受付対応、受付統括業務及び資料整理、ヘルプデスクの開設
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年3月15日
- (4) 概算金額 概ね230百万円
- 3 業務目的 本業務は、九州地方整備局が代表機関として実施する令和9・10年度競争参加資格審査（測量・建設コンサルタント等）インターネット受付に対応するため、既存システムの機能改良、機器等の整備及び同システムの運用支援等を行うことを目的とする。
- 4 応募要件 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。
- (1) 基本的要件
- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - ② 企画提案書提出期限までに令和7・8・9年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省府統一資格）「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- 一般競争（指名競争）参加資格（全省府統一資格）は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付けれる。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
- ④ 参加意思確認書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に經營を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 説明書の交付を直接受けた者であること。
- (7) 参加意思確認書を提出しようとする者間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- I 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。
- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- II 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- 二 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv 組合の理事
- v その他業務を執行する者であってiからivまでに掲げる者に準ずる者
- (1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (2) 技術力に関する要件
- ① 本番環境に準じたテスト環境（データの作成を含む。）をシステム運用開始前において、受注者自ら構築できること。
  - ② 本業務に必要な場所は、受注者自ら準備できること。
  - ③ 本業務に必要な機器等については、受注者自ら準備（動作環境の設定を含む。）できること。
- (3) 業務執行体制に関する要件
- ① 業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてないこと。
  - ② システム及びサーバーにおいて、予期せぬ事態・障害が発生した場合は、夜間及び休日に関わらず、業務が行えること。
  - ③ 緊急時及び障害発生時に応じて、調査職員と管理技術者との連絡が常に確保できる体制を維持できること。
  - ④ システム機器操作に関する指導・教育を行い受付業務に対応できること。

<p>(4) 業務実績に関する要件 下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において1件以上実績を有していること。 ・同種業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人において、以下(1)及び(2)の業務実績があること。（同一業務でなくても良い。） ・類似業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人において、以下(1)又は(2)の業務実績があること。 (1) インターネットで申請を受け付けるシステムの改良又は開発を行った業務 (2) インターネットで申請を受け付けるシステムの運用支援を行った業務 ※地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人については説明書のとおり。</p> <p>(5) 配置予定技術者に関する要件 配置予定管理技術者は、下記①に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において1件以上の実績を有していないなければならない。また、下記②に掲げるいずれかの資格を有すること。</p> <p>① 業務実績 ・同種業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人において、以下(1)及び(2)の業務実績があること。（同一業務でなくても良い。） ・類似業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人において、以下(1)又は(2)の業務実績があること。 (1) インターネットで申請を受け付けるシステムの改良又は開発を行った業務 (2) インターネットで申請を受け付けるシステムの運用支援を行った業務 ※地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人については説明書のとおり。</p>	<p>② 資格要件 以下のいずれかの資格を有すること。 ・技術士：総合技術監理部門（情報工学） 又は情報工学部門 ・PMP 又は情報処理技術者（応用情報技術者以上）※旧資格の同等以上を含む。 ・民間資格（ITコーディネータ、ISM S審査員資格）</p> <p>5 手續等</p> <p>(1) 担当部局 ① 契約関係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 国土交通省九州地方整備局総務部契約課購買係 TEL 092-471-6331 (代) (内線2538)</p> <p>② 技術関係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 国土交通省九州地方整備局総務部契約課調査係 TEL 092-471-6331 (代) (内線2521)</p> <p>(2) 説明書の交付期間、場所及び方法 交付期間：令和8年1月28日（水）から令和8年2月9日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時30分から17時00分まで。 交付場所等：(1)(2)に同じ。</p> <p>(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法 提出期限：令和8年2月10日（火）17時00分 提出場所等：(1)(2)に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）又は電子メールによる。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)(1)に同じ。</p> <p>(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和8年3月23日（月）17時00分</p> <p>(4) 本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。</p> <p>(5) 詳細は説明書による。</p>	<p>7 Summary</p> <p>(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KAKISHITA Yoshihiro, Director General of Kyushu Regional Development Bureau</p> <p>(2) Subject matter of service: System improvement and operation support for Competitive bidding qualification in the fiscal year 2027–2028</p> <p>(3) Time-limit to express interests: 5:00 P.M. 10 February 2026</p> <p>(4) Contact point for the notice: Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-10-7, Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, 812-0013, Japan TEL 092-471-6331 EX. 2538</p> <p><b>破産手続開始</b></p> <p>次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。</p> <p>令和7年（フ）第1836号 千葉市緑区おゆみ野3丁目35番地4サンクレストおゆみ野504号 債務者 株式会社TH 代表者代表取締役 林 寛久 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野中 篤 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前11時 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第2251号 千葉県船橋市藤原4丁目4番12号 債務者 株式会社ジャパンリティルメンテナス 代表者代表取締役 小久保 譲 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 千春 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前11時 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年（フ）第9433号 東京都日野市万願寺6-39-1 バレステージ高幡不動406号室 債務者 株式会社Dive 代表者代表取締役 松野 賢一 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田 聰子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年（フ）第9439号 東京都台東区北上野1丁目11番7-1104号 L.A. スイート上野 債務者 株式会社騰 代表者代表取締役 井上 答騰 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 千春 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前11時 東京地方裁判所民事第20部</p>
--	---	---

<p><b>令和7年(フ)第9481号</b> 東京都江戸川区新堀1丁目12番7号 701 債務者 株式会社HIPSSTAR 代表者代表取締役 秋山 亜衣 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠藤 卓 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 修平 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時</p>	<p>4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後1時30分</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部真理子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時30分</p>
<p><b>令和7年(フ)第9483号</b> 東京都新宿区西新宿3-9-7 BIZSM ART西新宿 債務者 株式会社Indivision.com 代表者代表取締役 高坂 直矢</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡本 健太 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後1時30分</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 徳永 裕文 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋葉 健志 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時30分</p>
<p><b>令和7年(フ)第9485号</b> 東京都荒川区町屋2丁目6番9号 債務者 有限会社松崎製作所 代表者代表取締役 松崎 晴彦</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大迫恵美子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時30分</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高山 烈 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 徳昭 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時30分</p>
<p><b>令和7年(フ)第9485号</b> 東京都中野区南台4丁目58番10-202号 債務者 中野建機工業株式会社 代表者代表取締役 岸下 功</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大迫恵美子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時30分</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高山 烈 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 溝口 哲史 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午後2時</p>
<p><b>令和7年(フ)第9487号</b> 東京都杉並区高井戸東2丁目25番11号 債務者 有限会社ルナ 代表者代表取締役 河崎 雅之</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 早川 咲耶</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 修平</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部真理子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時30分</p>

<b>令和8年(フ)第54号</b>	東京都中央区銀座1丁目14番11号 銀松ビル4階 債務者 株式会社フジワークス 代表者代表取締役 藤巻 和也
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 松永 昌之	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第55号</b>	東京都新宿区歌舞伎町2丁目32番7-203号 債務者 株式会社N E X T 代表者代表取締役 友田 仁煥
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 中野 丈	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第56号</b>	東京都中央区晴海1丁目8番8号 債務者 高圧ソーラー開発株式会社 代表者代表取締役 足利 恵吾
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 片山 史英	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後2時	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第57号</b>	東京都千代田区神田須田町2丁目19-23 D a i w a 秋葉原ビル2F 債務者 I T E E K 株式会社 代表者代表取締役 上川 謙也
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 篠田 憲明	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時	東京地方裁判所民事第20部

<b>令和8年(フ)第60号</b>	東京都港区赤坂9丁目1番7号 債務者 ワールドハンモック株式会社 代表者代表取締役 諸星 和子
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 金山 伸宏	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後1時30分	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第61号</b>	東京都千代田区神田須田町1丁目7番地 債務者 株式会社アライズ 代表者代表取締役 橋本 晋一
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 三谷 和久	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時30分	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第63号</b>	東京都世田谷区南烏山6丁目7番15号 堀井ビル2階 債務者 株式会社M J I J 代表者代表取締役 北方 尚仁
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 西岡 孝浩	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後1時30分	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第65号</b>	東京都品川区八潮5丁目12番69号 ビレッジハウス品川八潮タワー625号室 債務者 合同会社ターボログランデ 代表者代表社員 米田 誠
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 芝田 佳宜	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第81号</b>	東京都葛飾区立石5丁目7番26号 債務者 大勝運輸株式会社 代表者代表取締役 大湯 忍
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 奥山 健志	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前11時	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第85号</b>	東京都板橋区高島平7丁目3番4号 債務者 株式会社オーテックシー 代表者代表取締役 尾島 英雄
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 原 水脈子	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前11時	東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第121号	東京都渋谷区神宮前3丁目21番19号 神宮前Tビル302号室 債務者 ラフ&ピース合同会社 代表者代表社員 萩原 明 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂東 利国 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時
	東京地方裁判所民事第20部
令和8年(フ)第123号	東京都港区高輪2丁目1番13-302号 債務者 有限会社アイ・プラウド 代表者代表取締役 村林 華恵(是藤華恵) 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 雄貴 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和8年(フ)第126号	東京都渋谷区宇田川町12番3号 ニュー渋谷コーポラス310号室 債務者 株式会社T SUKURU 代表者代表取締役 西脇 謙介 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木原 大輔 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第692号	静岡県島田市阪本1192番地 債務者 株式会社三成 代表者代表取締役 白坂 成吾 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下大澤 健

4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前11時30分	静岡地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第382号 千葉県佐倉市王子台1丁目22番地7 債務者 株式会社光延 代表者代表取締役 宮田 喜得 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 隼哉 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前11時
	千葉地方裁判所佐倉支部 令和7年(フ)第392号 千葉県佐倉市臼井台1692番地 債務者 合同会社Y-SUPPORT 代表者代表社員 始閑 稔孝 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永田 豊 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時
	千葉地方裁判所佐倉支部 令和8年(フ)第1号 千葉県東金市一之袋78番地 債務者 有限会社橋ダイカスト 代表者代表取締役 斎 正和 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下山 修司 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時
	千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 令和7年(フ)第2523号 神奈川県大和市渋谷5丁目25番地8 債務者 梅寺工務店株式会社 代表者代表取締役 梅寺 光廣
	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 信也 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時40分
	横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第3362号 神奈川県藤沢市石川1745番地の3 債務者 有限会社三大化学 代表者取締役 三上 司 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 敦規 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後3時
	横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第3269号 愛知県東海市富貴ノ台6丁目181番地の1 債務者 株式会社ホームクリエイター 代表者代表取締役 各務 元春 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 箕浦 祐介 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時10分
	名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第142号 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1506番地 債務者 有限会社アリムラテレビ 代表者取締役 有村 正和 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河口友一朗 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時
	鹿児島地方裁判所川内支部破産係 令和8年(フ)第165号 群馬県太田市東新町354番3 債務者 プリオホールディングス株式会社 代表者代表取締役 松井 研三 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上石 奈緒 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後3時

令和8年(フ)第161号 群馬県太田市東新町354番3 債務者 プリオホールディングス株式会社 代表者代表取締役 松井 研三 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上石 奈緒 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後3時
東京地方裁判所民事第20部 令和8年(フ)第162号 群馬県太田市東新町354番3 債務者 株式会社プリオウエディングスT & S 代表者代表取締役 松井 研三 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上石 奈緒 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後3時
東京地方裁判所民事第20部 令和8年(フ)第163号 群馬県太田市東新町354番3 債務者 株式会社プリオウエディングスG & N 代表者代表取締役 松井 研三 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上石 奈緒 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後3時
東京地方裁判所民事第20部 令和8年(フ)第165号 群馬県太田市東新町354番3 債務者 株式会社プリオプロフェッショナルマネジメント 代表者代表取締役 松井 研三 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上石 奈緒 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後3時
東京地方裁判所民事第20部 令和8年(フ)第166号 群馬県太田市東新町354番3 債務者 株式会社プリオプロフェッショナルマネジメント 代表者代表取締役 松井 研三 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上石 奈緒 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後3時

## 令和8年(フ)第166号

群馬県伊勢崎市山王町304番地5  
債務者 株式会社ホードコーポレーション  
代表者代表取締役 松井 研三  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 上石 奈緒  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後3時

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第3274号

横浜市港北区鳥山町86番地2  
債務者 株式会社ホープ商事  
代表者代表取締役 小原 学  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山田 康平  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午前11時40分

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第499号

静岡県浜松市中央区佐鳴台4-37-23、前本店所在地静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見8278番地の1  
債務者 株式会社ラクスクライン  
代表者代表取締役 箕浦 康道  
1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山崎 俊和  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後2時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 令和7年(フ)第793号

埼玉県越谷市川柳町2-353-12  
債務者 株式会社プラスラボ  
代表者代表取締役 仲川 悅子

1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 井原 正則  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後1時30分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

## 令和7年(フ)第75号

長野県飯田市東新町2丁目26番地  
債務者 有限会社ヌエストロ  
代表者代表取締役 大藏 和良  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 三浦美佳子  
4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後4時30分

長野地方裁判所飯田支部

## 令和7年(フ)第761号

岡山県高梁市成羽町下原496番地の1  
債務者 有限会社高木建設  
代表者代表取締役 高木 誠  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 南 和成  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前11時

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第1175号

大阪府富田林市梅の里4丁目25番3号  
債務者 株式会社近畿土木工業  
代表者代表取締役 細田 吉夫  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 横溝 英紀  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時30分

大阪地方裁判所堺支部破産係

## 令和7年(フ)第1524号

仙台市青葉区本町1丁目1番8号  
債務者 合同会社アルファウイング  
代表者代表社員 斎藤奈緒美

1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 中谷 洋  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時50分  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第1533号

宮城県塩竈市尾島町12番8号  
債務者 セブンシーズ株式会社  
代表者代表取締役 松田 竜男  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 遠藤 優介  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時10分  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第296号

群馬県富岡市曾木79番地3  
債務者 R e a l G a t e 合同会社  
代表者代表社員 茂木 正有  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 増田 泰宏  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時50分  
前橋地方裁判所高崎支部

## 令和7年(フ)第6284号

大阪市中央区東心斎橋2丁目2番18号  
債務者 株式会社つるや会館  
代表者代表清算人 川瀬 文子  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山浦 美紀  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第6285号

大阪市中央区東心斎橋2丁目2番18号  
債務者 有限会社つるやドラッグスター  
代表者清算人 清水 泰子  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 井口喜久治  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第6545号

大阪市中央区南船場3丁目1番16号日宝ラッキービル6階5号室  
債務者 株式会社ファースト  
代表者代表取締役 深尾 翔  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 菅野千恵子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第2500号

札幌市白石区本通18丁目北2番10号  
債務者 北海道システム開発株式会社  
代表者代表取締役 廣松 淳  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 水口 純次  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時30分  
札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第6454号

大阪市北区豊崎6丁目6番23号  
債務者 大阪タイプオフ印刷株式会社  
代表者代表取締役 宮川ゆかり  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 谷澤 悠介  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時40分  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第6598号

大阪府吹田市片山町1丁目5番26号  
債務者 株式会社アルク  
代表者代表取締役 岡本 浩二  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 犬飼 一博  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後2時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第718号</b>	兵庫県尼崎市南武庫之荘9丁目18番17号 債務者 岡村建設株式会社 代表者代表取締役 岡村 誠貢 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関本 龍志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第6151号</b>	大阪府東大阪市新庄東5番5号 債務者 有限会社エス・テー電気 代表者取締役 高橋 日光 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福本 曜弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後2時50分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第6188号</b>	大阪市住吉区東粉浜3丁目26番2号 債務者 株式会社佐原 代表者代表取締役 佐原 和子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井 卓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2554号</b>	北海道江別市文京台南町22番地の11 債務者 合同会社プラクティス 代表者代表社員 山田 晃平 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木将司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時30分 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1178号</b>	堺市中区土塔町2163番地5 債務者 株式会社K L E I N O D 代表者代表取締役 西村 亘

<b>令和7年(フ)第125号</b>	岡山県久米郡美咲町原田4313番地 債務者 有限会社ティーエムエフ企画 代表者代表取締役 岡本 智之 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 那須 秀一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後2時30分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第227号</b>	高知市永国寺町4番1号 債務者 株式会社岡崎不動産 代表者代表取締役 岡崎 良仁 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 健吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時30分 高知地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第3275号</b>	神奈川県海老名市門沢橋6丁目19番52号 債務者 株式会社T K M J A P A N 代表者代表取締役 小原 学 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 康平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午前11時40分 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第387号</b>	和歌山県有田市港町793番地79 債務者 株式会社J O J I T U 代表者代表取締役 松岡 浩 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山西 陽裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時20分 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第4765号</b>	大阪府吹田市豊津町9-44、旧本店所在地大阪府吹田市垂水町3丁目16-39グラントオータス415号 債務者 株式会社アレキサンドライト 代表者代表取締役 岡部 由美 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲井 晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後3時30分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第4766号</b>	大阪府吹田市垂水町1丁目41番13号 債務者 岡部 由美 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲井 晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後3時30分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和8年(フ)第144号</b>	東京都渋谷区神宮前5丁目50番6号 債務者 株式会社F a c e · 1 a b o 代表者代表取締役 田中 彩 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 昌則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第248号</b>	東京都豊島区南池袋3丁目10番8号 債務者 株式会社マンハッタンサービス 代表者代表取締役 前田 章三 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 岳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第219号</b>	千葉県袖ヶ浦市藏波1932番地 アドバンスコートA201号 債務者 中澤 洋哉 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丹野 大輔 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前10時30分 千葉地方裁判所木更津支部
<b>令和7年(フ)第6659号</b>	大阪市中央区日本橋2丁目1番22号 債務者 海商株式会社 代表者代表取締役 高橋 宏和 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲井 晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後3時30分 大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第6590号</b>	大阪市福島区福島2丁目10番19号322号室 債務者 Q u a l i t y L i f e 株式会社 代表者代表取締役 柿花 秀幸 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 慎也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>	
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	
<b>令和7年(フ)第229号</b>	
千葉県木更津市高柳1457番地1 ソレアードC202号 債務者 田中 隆 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢野 智之 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前10時30分 千葉地方裁判所木更津支部	
<b>令和8年3月3日までの免責意見申述期間</b>	
千葉県木更津市高柳1457番地1 ソレアードC202号 債務者 田中 隆 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢野 智之 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前10時30分 千葉地方裁判所木更津支部	
<b>令和7年(フ)第219号</b>	
千葉県袖ヶ浦市藏波1932番地 アドバンスコートA201号 債務者 中澤 洋哉 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丹野 大輔 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後3時 千葉地方裁判所木更津支部	
<b>令和8年3月6日までの免責意見申述期間</b>	

## 令和7年(フ)第1534号

宮城県塩竈市北浜1丁目6番21号 グラン・ドムール塩釜1101号  
債務者 松田 竜男

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠藤 優介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第124号

宮城県柴田郡大河原町金ヶ瀬字新町裏80番地1  
債務者 加藤 明徳

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後藤 泰己
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
仙台地方裁判所大河原支部

## 令和7年(フ)第210号

青森県八戸市桜ヶ丘2丁目36番5号 マリーゴールド202  
債務者 桑原 伯宗

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須永 道夫
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで  
青森地方裁判所八戸支部破産係

## 令和7年(フ)第450号

神奈川県平塚市宮の前7番25号  
債務者 小野 知恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡安 知巳

- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第89号

三重県伊賀市生流里3117番地の16  
債務者 館脇 海斗

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚 耕二
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで  
津地方裁判所伊賀支部

## 令和7年(フ)第2430号

札幌市西区琴似1条3丁目1番45号 医療法人清仁会北海道内科リウマチ科病院、住民票上の住所札幌市南区藤野6条6丁目2番10号  
債務者 牛木 直子

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 光洋
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第2055号

千葉市花見川区横戸町1583番地62 大澤戸建  
債務者 畑田裕佳理

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村岡 旭美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第2152号

千葉県市川市南行徳1丁目15番13-101号  
(コーナーA)  
債務者 高杉 剛

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 相田 敦史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第3167号

愛知県半田市上池町2丁目23番地の3 レオパレス半田東B棟112号、従前の住所名古屋市熱田区大宝4丁目5番3号  
債務者 工藤 彰

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 陽介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第2176号

千葉県市川市福栄1丁目17番23号  
債務者 金城 順子

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 大亮
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第2030号

千葉県市原市白金町5丁目28番地5 ル・マン白金102号  
債務者 知花光太郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市川 剛

## 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第2086号

千葉県習志野市藤崎2丁目1番23号 ラーベンシエルⅡ201号  
債務者 堀越 健人

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤さやか
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第2099号

千葉市稻毛区稻毛東2丁目15番16号 グレイスⅡ 303号  
債務者 藍谷 充泰

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清田 友洋
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第2130号

千葉市緑区あすみが丘1丁目27番地3 イトーピア土気315号  
債務者 中国料理香xiangこと 斎藤 新一

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 丈雄
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

<p><b>令和7年(フ)第2134号</b> 千葉県船橋市山野町177番地4 エステートピアクレスト105号 債務者 小嶋 拓己</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月14日午後5時</li> <li>主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>破産管財人 弁護士 藤岡 康友</li> <li>破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで</li> <li>財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日前10時20分</li> <li>免責意見申述期間 令和8年4月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</li> </ol>	<p>4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日前10時</p> <p>6 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和7年(フ)第426号</b> 群馬県前橋市関根町2丁目28番地12 エストヴィアーレ 202号 債務者 吉野 政行</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月14日前10時</li> <li>主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>破産管財人 弁護士 林 浩平</li> <li>破産債権の届出期間 令和8年2月25日まで</li> <li>財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月14日前10時45分</li> <li>免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係</li> </ol>	<p><b>令和7年(フ)第9474号</b> 東京都目黒区下目黒2丁目4-17-103 債務者 伊藤 元</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月14日午後5時</li> <li>主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>破産管財人 弁護士 富澤 章司</li> <li>破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで</li> <li>財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月12日前10時</li> <li>免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 東京地方裁判所民事第20部</li> </ol>	<p>4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月12日前10時30分</p> <p>6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>
<p><b>令和7年(フ)第1837号</b> 千葉市緑区おゆみ野中央5丁目9番地1 フォンティーヌII 102号 債務者 林 寛久</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月8日午後5時</li> <li>主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>破産管財人 弁護士 野中 篤</li> <li>破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで</li> <li>財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日前11時40分</li> <li>免責意見申述期間 令和8年4月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</li> </ol>	<p><b>令和7年(フ)第2132号</b> 千葉県市川市相之川3丁目13番17号 (シャトー金子203号) 債務者 須藤 隆司</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月14日午後5時</li> <li>主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>破産管財人 弁護士 佐藤 大輔</li> <li>破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで</li> <li>財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日前11時20分</li> <li>免責意見申述期間 令和8年4月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</li> </ol>	<p><b>令和7年(フ)第2696号</b> 神奈川県茅ヶ崎市甘沼1023番地7 債務者 屋 剛史</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月14日前4時</li> <li>主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>破産管財人 弁護士 長田 誠</li> <li>破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで</li> <li>財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月18日前11時</li> <li>免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 横浜地方裁判所第3民事部</li> </ol>	<p><b>令和7年(フ)第9489号</b> 東京都中野区上高田4丁目9-3 債務者 德江 遼美</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月14日午後5時</li> <li>主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>破産管財人 弁護士 山田 剛士</li> <li>破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで</li> <li>財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月12日前2時</li> <li>免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 東京地方裁判所民事第20部</li> </ol>
<p><b>令和7年(フ)第2132号</b> 千葉県市川市相之川3丁目13番17号 (シャトー金子203号) 債務者 須藤 隆司</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月14日午後5時</li> <li>主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>破産管財人 弁護士 佐藤 大輔</li> <li>破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで</li> <li>財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日前11時40分</li> <li>免責意見申述期間 令和8年4月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</li> </ol>	<p><b>令和7年(フ)第3066号</b> 横浜市神奈川区羽沢南3丁目23番7-202号 債務者 橋本 孝俊</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月14日前4時</li> <li>主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>破産管財人 弁護士 吉田 正穂</li> <li>破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで</li> <li>財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日前10時30分</li> <li>免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 横浜地方裁判所第3民事部</li> </ol>	<p><b>令和7年(フ)第9519号</b> 東京都調布市仙川町1丁目36-7 第1仙川ハイツ101 債務者 信田 千絵</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月14日午後5時</li> <li>主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>破産管財人 弁護士 高杉 謙一</li> <li>破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで</li> <li>財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月12日前2時</li> <li>免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 東京地方裁判所民事第20部</li> </ol>	<p><b>令和8年(フ)第48号</b> 東京都大田区南馬込4丁目46-7 セレーノブルーA号 債務者 久保 幸治</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月14日午後5時</li> <li>主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>破産管財人 弁護士 関根 健児</li> <li>破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで</li> <li>財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月12日前2時</li> <li>免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 東京地方裁判所民事第20部</li> </ol>
<p><b>令和7年(フ)第3229号</b> 名古屋市中川区愛知町30番5号 債務者 柳瀬 敬太</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月14日午後5時</li> <li>主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>破産管財人 弁護士 廣瀬 誠</li> </ol>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月14日前4時</p> <p>2 主文 債務者について破産手続を開始する。</p> <p>3 破産管財人 弁護士 吉田 正穂</p> <p>4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで</p> <p>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日前10時30分</p> <p>6 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和8年(フ)第26号</b> 東京都葛飾区堀切5丁目23-5-103 債務者 喜多 崇之</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月14日午後5時</li> <li>主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>破産管財人 弁護士 民部田正史</li> </ol>	<p>4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで</p> <p>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月12日前11時30分</p> <p>6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>

<b>令和8年（フ）第52号</b> 東京都世田谷区玉川3丁目29-14-302 債務者 神尾 摩美 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 星野 馨 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月12日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部</b>	<b>令和7年（フ）第9491号</b> 東京都港区北青山3丁目4-1-812 債務者 福田 裕司 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 勘市 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部</b>
<b>令和8年（フ）第103号</b> 東京都江東区東砂4丁目13-10-201 債務者 星 周太郎 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 乗田 明彦 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月12日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 淳 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部</b>	<b>令和7年（フ）第9472号</b> 東京都府中市分梅町2丁目48-71-206 債務者 本橋 卓磨 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩重 佳治 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浦 勝則 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部</b>
<b>令和7年（フ）第9492号</b> 東京都江東区常盤1丁目10-5-604 債務者 清水 康子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩重 佳治 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年（フ）第9477号</b> 東京都小平市上水本町6丁目14-32 債務者 篠原貴久夫 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大江 弘之 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年（フ）第9514号</b> 東京都板橋区成増4丁目4-10-103 債務者 佐藤 健一 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木加奈子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年（フ）第9518号</b> 東京都江戸川区鹿骨1丁目3-1 グループホームこはる 債務者 長井 由子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大澤 一志 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年（フ）第9391号</b> 東京都台東区三筋1丁目7-1-302 債務者 加賀谷一男 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川野 裕之 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大江 弘之 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部</b>	<b>令和7年（フ）第9478号</b> 東京都大田区南馬込1丁目50-11-201 債務者 黄 沙織 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高田 雄大 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 星野左千江 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部</b>
<b>令和7年（フ）第9428号</b> 東京都中野区中野1丁目21-13 Stage 中野I 103 債務者 今西 伸介 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 正賢	<b>1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高田 雄大 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部</b>	<b>令和7年（フ）第9515号</b> 東京都足立区東和2丁目16-12-203 債務者 星野左千江 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加賀山 瞭	<b>4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部</b>

<b>令和7年(フ)第9522号</b>	東京都練馬区豊玉上2丁目26-17-406 債務者 尾池 祐輔 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 江橋 俊祐 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第9525号</b>	東京都墨田区八広2丁目42-2 債務者 真中久美子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古久保歩人 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第4号</b>	東京都北区赤羽西3丁目32-2-101、住民票上の住所東京都中央区晴海1丁目1-22 アザレア中央 債務者 荒 勝広 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 呂 真希 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第23号</b>	東京都板橋区成増1丁目4-5-204 債務者 平野 和広 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西本 政司

<b>4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで</b>	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第27号</b>	東京都練馬区石神井町1丁目1-32-103 債務者 高橋 将人 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉口 直希 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第32号</b>	東京都新宿区新宿7-22-8 グランステイ東新宿テラスE A S T E-05、住民票上の住所兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1896-2 イル バラツツオ アミダ I 103 債務者 吉田 悠香(旧姓鈴木) 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥富 健 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第33号</b>	東京都品川区東品川1丁目6-14-301 債務者 櫻井 敏昭 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒羽 倫子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第4号</b>	東京都足立区大谷田5丁目9-9-102 債務者 小倉 政美 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗田 裕作 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部

<b>令和8年(フ)第36号</b>	東京都町田市相原町1801-70 債務者 渡邊 裕基 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 育代 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第45号</b>	東京都江戸川区谷河内1丁目4-5-106 債務者 種田 正和 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小石 耕市 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第47号</b>	東京都新宿区西新宿4丁目25-16-205 債務者 濵谷 新 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中谷 淳 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第93号</b>	東京都新宿区西早稲田3丁目31-11-306 債務者 高橋 正之(旧姓市来) 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 雲居 寛隆 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第100号</b>	東京都杉並区下高井戸4丁目20-9-103 債務者 井沼朱美子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大橋 君平 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第104号

東京都世田谷区喜多見3丁目19-3

債務者 福田 竜也

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前川 理佐
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第106号

東京都渋谷区西原1丁目40-11-504

債務者 川勝 英治

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡山 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第107号

東京都渋谷区西原1丁目40-11-504

債務者 川勝 洋子

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡山 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第114号

東京都品川区勝島1丁目6-41-817

債務者 篠田 政彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 楠部 亮太

- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第128号

東京都板橋区東新町2丁目21-5 若林方  
債務者 笠井 富雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉田 英史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第129号

東京都台東区清川2丁目18-5 ふるさと清  
川荘

- 債務者 齋藤宗太郎
- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 啓嗣
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第813号

静岡市清水区長崎567番地の1

債務者 静高商会こと 高山 勝

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤みさ子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月16日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第814号

静岡市清水区七ツ新屋367番地の1 バナメ  
ゾンK A D O Y A 105号室

債務者 高山 典子

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤みさ子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月16日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第2377号

東京都八王子市石川町93番地5 グランドール  
宇津木台B101号

債務者 岡田 智巳

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湯原和比古
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月17日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第3122号

横浜市港南区笹下6丁目4番4号 マーガ  
レットハイム101

債務者 宗田 正道

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 源晃
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月24日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2299号

東京都八王子市長房町112番地市営住宅長房  
第1団地6号棟262号

債務者 片岡 正子

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 克広

## 令和8年(フ)第104号

静岡市清水区七ツ新屋367番地の1 バナメ  
ゾンK A D O Y A 105号室

債務者 高山 典子

- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月18日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第2300号

東京都八王子市長房町112番地市営住宅長房  
第1団地6号棟262号

債務者 片岡さやか

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 克広
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月18日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第2352号

東京都町田市木曾東3丁目25番24号インフィ  
ニティ301

債務者 吉澤 綾華

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村橋 悠
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月18日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第9517号

東京都葛飾区奥戸8丁目8-10-103

債務者 田中 誠

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 美和
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第21号 東京都墨田区立花1丁目27-5-1321 債務者 上野裕美子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅本 寛人 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和8年(フ)第37号 東京都府中市清水が丘1丁目10-19-302 債務者 並木 和博 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鬼島 佑太 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和8年(フ)第117号 東京都足立区扇2丁目24-14-201 債務者 奥 七星 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 淳子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月15日午後4時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで 長野地方裁判所飯田支部
令和8年(フ)第24号 千葉県市川市原本4丁目12-23 債務者 中尾 学 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川浦 史雄 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和8年(フ)第42号 東京都杉並区西荻南4丁目26-11 債務者 鶴見 裕史 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 亀田 治男 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和8年(フ)第138号 東京都世田谷区上馬1丁目27-4 債務者 志賀 裕実 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 剛 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦美佳子 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月15日午後4時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで 長野地方裁判所飯田支部
令和8年(フ)第25号 東京都足立区竹の塚3丁目1-18-204 債務者 西川真生美 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 敏成 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和8年(フ)第49号 東京都台東区西浅草3丁目22-3-1301 債務者 櫻澤 拓也 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中信一郎 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第693号 静岡県島田市阪本1192番地、住民票上の住所 静岡県島田市月坂2丁目2番地の8 債務者 白坂 成吾 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下大澤 健 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月25日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 板橋 晃平 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月26日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和8年(フ)第28号 東京都江戸川区南葛西4丁目14-10-302 債務者 田中 淳 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近森 章宏 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和8年(フ)第50号 東京都板橋区若木2丁目2-13-301 債務者 上條 康弘 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 克己 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第76号 長野県飯田市東新町2丁目26番地 債務者 大藏 和良 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦美佳子	4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月15日午後4時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで 長野地方裁判所飯田支部
令和8年(フ)第20号 東京都大田区中央8丁目14-1-202 債務者 新田 哲嗣 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 元彦 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月26日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 東京地方裁判所民事第20部			

<b>令和7年(フ)第385号</b>
千葉県八街市八街は49番地55 債務者 秋葉 拓歩
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三宅 貞信 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月8日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
<b>令和7年(フ)第3327号</b>
横浜市金沢区柴町267番地 ライオンズマンション金沢文庫第3-305号 債務者 桑原 英次
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 貴久 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月15日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第9482号</b>
東京都江戸川区新堀1丁目12-7-701 債務者 秋山 亜衣
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠藤 卓 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第9484号</b>
東京都目黒区東山2丁目1-14 ハイシティ一池尻大橋第2-205 債務者 高坂 直矢
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡本 健太

<b>令和8年(フ)第2号</b>
千葉県野田市柳沢66番地 THE SHARE 柏北 216 債務者 池田 権威
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 虎井 民子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月13日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
<b>令和7年(フ)第9548号</b>
東京都中央区晴海2丁目3-30-4614 債務者 坂本 裕樹
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高井 信也 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第29号</b>
東京都江戸川区北小岩4丁目16-6-107 債務者 富永 良一
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上登紀代 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月9日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第62号</b>
東京都荒川区町屋5丁目16-18-408 債務者 橋本 晋一
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三谷 和久 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月9日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和8年(フ)第9520号</b>
東京都葛飾区水元1丁目18-7-105 債務者 鈴木 志
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥田 博司
<b>令和7年(フ)第9526号</b>
東京都足立区竹の塚4丁目9-13 トキヨーベータ竹ノ塚8 101 債務者 新垣 龍一
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鞠子 順子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第9528号</b>
東京都江戸川区臨海町2丁目2-4-1301 債務者 鷹雄 剛平
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 徳永 裕文 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第9530号</b>
東京都世田谷区大原1丁目34-17 大原KYハイツⅢ104 債務者 岸下 功
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高山 烈 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 東京地方裁判所民事第20部

<b>令和 7 年 (フ) 第 9532 号</b> 東京都東村山市美住町 1 丁目 4-1 グリーンタウン美住一番街 13-405 債務者 荒川 秀治 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 早川 咲耶 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 12 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 10 日午前 10 時 30 分 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部	<b>4</b> 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 12 日まで <b>5</b> 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 10 日午前 10 時 30 分 <b>6</b> 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 <b>2</b> 主文 債務者について破産手続を開始する。 <b>3</b> 破産管財人 弁護士 西岡 孝浩 <b>4</b> 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 12 日まで <b>5</b> 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 10 日午前 1 時 30 分 <b>6</b> 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 9 日午前 11 時 <b>2</b> 主文 債務者について破産手続を開始する。 <b>3</b> 破産管財人 弁護士 町田 敬 <b>4</b> 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 9 日まで <b>5</b> 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 21 日午前 11 時 30 分 <b>6</b> 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 14 日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
<b>令和 7 年 (フ) 第 9534 号</b> 東京都目黒区鷹番 3 丁目 14-16-603 債務者 斎藤 拓郎 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋葉 健志 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 12 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 10 日午前 10 時 30 分 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 萩原美保子 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 12 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 10 日午前 10 時 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芝田 佳宜 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 12 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 10 日午前 11 時 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 4 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 信也 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 22 日午前 10 時 40 分 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 15 日まで 横浜地方裁判所第 3 民事部
<b>令和 7 年 (フ) 第 9537 号</b> 東京都東村山市久米川町 2 丁目 29-4-201 債務者 前田 智也 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 徳昭 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 12 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 10 日午前 10 時 30 分 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辻 周典 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 12 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 10 日午前 11 時 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 宏卓 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 12 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 10 日午前 1 時 30 分 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 15 日午前 10 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 俊和 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 19 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 15 日午後 2 時 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 15 日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
<b>令和 7 年 (フ) 第 9546 号</b> 東京都昭島市玉川町 4 丁目 6-14 債務者 島田 浩司 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部真理子	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三崎 高治 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 12 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 10 日午後 2 時 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 雄貴 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 12 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 10 日午前 10 時 30 分 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 13 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下山 修司 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 13 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 23 日午前 10 時 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 16 日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
<b>令和 8 年 (フ) 第 64 号</b> 東京都世田谷区南烏山 5 丁目 30-13-102 債務者 北方 尚仁	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊地 紘理	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 星 龍也 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 12 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 10 日午前 11 時 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部	<b>1</b> 決定年月日時 令和 8 年 1 月 14 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 拓郎 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 12 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 10 日午前 1 時 30 分 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部
<b>令和 8 年 (フ) 第 135 号</b> 千葉県成田市玉造 1 丁目 26 番地 7 債務者 林 利浩			

**令和7年(フ)第9199号**  
東京都墨田区押上3丁目10-2  
債務者 西脇 謙介  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 木原 大輔  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月16日前10時30分  
6 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで 東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第82号**  
東京都葛飾区立石5丁目7-26  
債務者 大湯 忍  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 奥山 健志  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月16日前11時  
6 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで 東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1065号**  
千葉県松戸市新作1313番地 マル惣ハイツ103号  
債務者 伊藤 安善  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 石田 真理  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月20日前10時40分  
6 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第1066号**  
千葉県松戸市新作1313番地 マル惣ハイツ103号  
債務者 伊藤めぐみ  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 石田 真理

4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月20日前10時40分  
6 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第9542号**  
神奈川県横浜市青葉区あかね台2丁目10-43  
債務者 野尻 俊彦  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 溝口 哲史  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月17日前2時  
6 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第3363号**  
神奈川県藤沢市天神町3丁目12番地の5 工メロード湘南103号室  
債務者 三上 司  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 井上 数規  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月28日前11時  
6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第86号**  
東京都板橋区高島平7丁目3-4-301  
債務者 尾島 英雄  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 原 水脈子  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月23日前2時30分  
6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで 東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第88号**  
千葉県千葉市緑区おゆみ野4丁目32-6  
債務者 杉田 匠  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 安部 史郎  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月23日前1時30分  
6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで 東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第9523号**  
東京都大田区多摩川2丁目24-62-3-1408  
債務者 岩城 努  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 鈴木 規央  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月23日前11時45分  
6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第3276号**  
横浜市港北区鳥山町86番地2  
債務者 小原 学  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山田 康平  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月11日前11時40分  
6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第9473号**  
東京都荒川区南千住3丁目11-10-209  
債務者 石間 謙  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 宗像 玲樹  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月14日前1時30分  
6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで 東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第9440号**  
東京都文京区音羽1丁目19-21 鈴木荘5  
債務者 井上 答騰  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 前田 千春  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月15日前11時  
6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第9461号

東京都目黒区中根2丁目14-10-105  
債務者 植田登美子

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西川 達也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月15日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第9476号

東京都江戸川区西葛西7丁目6-13-402  
債務者 森山 浩二

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 五十嵐孝明
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月15日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第9501号

東京都杉並区高円寺北4丁目29-2-113  
債務者 丸山有美子

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青山 雄一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月15午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第10号

東京都世田谷区野沢2丁目12-4-406  
債務者 柳川 萬純

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西 岳郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月15日前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第34号

東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目10-1-103  
債務者 福井 りか

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 典子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月15日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第41号

東京都江戸川区臨海町5丁目1-3-601  
債務者 久住 里美(旧姓澤下)

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須田 克也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月15日前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第108号

東京都足立区関原3丁目28-8-302  
債務者 佐藤 緑

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 新
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月15午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第122号

北海道旭川市豊岡4条3丁目7-6-601  
デベックス豊岡43 601  
債務者 萩原 明

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂東 利国
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月15日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第80号

静岡県湖西市新所原東10-3  
債務者 鈴木 紀善

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高根 英樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月12日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第100号

新潟県三条市東三条2丁目18番36号  
債務者 吉村 考平

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 康貴
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

## 令和7年(フ)第251号

兵庫県明石市松が丘北町1番6号、前住所兵庫県加古郡播磨町二子51番地の4  
債務者 松岡建築事務所こと 松岡 栄治

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米田 紀子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前11時20分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係

## 令和7年(フ)第122号

福岡県京都郡苅田町大字南原1583番地1(メゾン苅田410号)  
債務者 谷口 文宏

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎田 展大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係

## 令和7年(フ)第131号

福岡県築上郡築上町大字宇留津489番地27  
債務者 松田 勝正

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡部 友和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係

## 令和7年(フ)第130号

鹿児島県薩摩川内市平佐町3283番地6  
債務者 八木 克朗

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 秀郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係

## 令和7年(フ)第6063号

大阪市西区北堀江1丁目16番9-501号  
債務者 よめむこカフェこと 大山口雄太

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前川 宙貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第95号

熊本県八代市奈良木町2434番地1  
債務者 高野 茂

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 知寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
熊本地方裁判所八代支部

## 令和7年(フ)第67号

兵庫県豊岡市日高町水上80番地  
債務者 西川 浩昭

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 辻本 武之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

## 令和7年(フ)第382号

鹿児島市伊敷2丁目14番53号  
債務者 殿園 昌良

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下之菌優貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
鹿児島地方裁判所民事部第3部破産係

## 令和7年(フ)第423号

群馬県前橋市富田町1219番地6、旧住所群馬県前橋市茂木町433番地7 AハイツN.o. 2 103号  
債務者 大高 晃一

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田 寿男
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 令和7年(フ)第95号

新潟県三条市北入蔵1丁目9番13-1号  
債務者 高橋亜有美

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂西 哲昌
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
新潟地方裁判所三条支部

## 令和7年(フ)第122号

岡山県久米郡美咲町原田4149番地、住民票上の住所岡山県久米郡美咲町原田4313番地1  
債務者 岡本 智之

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島村 和昌
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
岡山地方裁判所津山支部

## 令和7年(フ)第413号

群馬県伊勢崎市南千木町1679番地  
債務者 石原 美哉

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 辻 明嘉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 令和7年(フ)第566号

新潟市北区須戸2丁目1番地6  
債務者 橋浦 優

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒沼 有紗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
新潟地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第593号

新潟市中央区米山3丁目1番31号 パストラルハイム米山式番館1301号  
債務者 川上 晃

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上遠野鉄也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
新潟地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第594号

新潟市西区五十嵐2の町8463番地7  
債務者 小澤 晴美

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮川 貴浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
新潟地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第605号

新潟市東区桃山町1丁目104番地26  
債務者 結城美那子

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 墨
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
新潟地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第233号

新潟県長岡市堀金2丁目6番14号 リバーハイツ202号室

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 駒形 聰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前11時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

## 令和7年(フ)第102号

新潟県上越市頸城区松橋521番地1 ネオシャングリラ205号、住民票上の住所新潟県上越市大島区岡867番地1  
債務者 羽深 真幸(旧姓和田)

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 見竹 泰人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
新潟地方裁判所高田支部

## 令和7年(フ)第422号

香川県高松市伏石町2063番地2 住宅型有料老人ホームココロココ伏石

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 植野 剛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

## 令和7年(フ)第1301号

仙台市青葉区国見ヶ丘5丁目23番24号 シャーメゾン国見ヶ丘201  
債務者 亀山 侑花(旧姓斎藤)

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島田美佐都
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第1338号

仙台市青葉区靈屋下2番1-505号、従前の住所東京都板橋区赤塚4丁目9番25号 パラツォ赤塚106  
債務者 井草 花音(旧姓船越)

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飛澤 聰美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時35分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1365号 仙台市泉区南光台東2丁目24番6号、従前の住所東京都新宿区新宿7丁目19番4号 ブチメゾン戸山 205 債務者 志村 皆渡 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白戸 祐丞 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第49号 宮城県気仙沼市新田4番地4 エル・モロッコ102号、従前の住所宮城県気仙沼市館山2丁目2番228号 債務者 鈴木 雅利 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 桂史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南 和成 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(フ)第1371号 仙台市太白区緑ヶ丘4丁目30番2号 なっつ緑ヶ丘A203、従前の住所仙台市太白区越路15番6号 債務者 金子 泰久 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 犬飼 元志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第87号 茨城県神栖市波崎8973番地11 債務者 三代川 操 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷本 雅晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年(フ)第88号 三重県伊賀市阿山ハイツ1406番地の171、前住所三重県伊賀市ゆめが丘6丁目17番地の12 債務者 富永 圭一 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井関 敏彰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 津地方裁判所伊賀支部	令和7年(フ)第1154号 広島市中区鶴見町5番7-703号 債務者 小林 望美 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 普照 雅世 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1517号 仙台市若林区南小泉3丁目13番20号 ソミュール南小泉107 債務者 斎藤 碧衣 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 葛西 勝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時35分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第8号 三重県伊賀市阿山ハイツ1406番地の171、前住所三重県伊賀市ゆめが丘6丁目17番地の12 債務者 富永 圭一 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井関 敏彰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 津地方裁判所伊賀支部	令和7年(フ)第93号 三重県名張市百合が丘東7番町209番地 債務者 ガレージダブリューこと 渡 広之 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米沢 龍史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 津地方裁判所伊賀支部	令和7年(フ)第1267号 広島県廿日市市平良1丁目12番36号 債務者 りあらいざこと 金沖 明憲 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 健太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第25号 宮城県白石市旭町1丁目1番20-1号 きくちハイツⅠ-A 債務者 高橋彩也花(旧姓四竜) 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今泉 裕光 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第762号 岡山県高梁市成羽町下原495番地1 債務者 高木 誠 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 優	令和7年(フ)第49号 宮城県気仙沼市新田4番地4 エル・モロッコ102号、従前の住所宮城県気仙沼市館山2丁目2番228号 債務者 鈴木 雅利 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 桂史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第3260号 横浜市瀬谷区三ツ境98番地1 サンブルーメⅡ 103号室 債務者 宮川 光輝 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 毛塚 衛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第103号 神戸市東灘区深江本町3丁目7番19号 ソレイエール 201号、従前の住所岡山県岡山市東区瀬戸町下425番地9 債務者 松田 幸樹 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 理映 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第103号 栃木県下都賀郡野木町大字潤島51番地1 プレミアージュD、前住所静岡県静岡市駿河区高松2丁目7番1-202号 債務者 佐藤 亮介 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 優	令和7年(フ)第103号 宮城県栗原市築館字源光63番地3 債務者 高際 政典 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 健吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 高知地方裁判所破産係	令和7年(フ)第159号 宮城県栗原市築館字源光63番地3 債務者 高際 政典 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 健吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第1012号 神戸市東灘区深江本町3丁目7番19号 ソレイエール 201号、従前の住所岡山県岡山市東区瀬戸町下425番地9 債務者 松田 幸樹 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 理映 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第103号 栃木県下都賀郡野木町大字潤島51番地1 プレミアージュD、前住所静岡県静岡市駿河区高松2丁目7番1-202号 債務者 佐藤 亮介 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 優	令和7年(フ)第103号 宮城県栗原市築館字源光63番地3 債務者 高際 政典 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 健吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	令和7年(フ)第103号 宮城県栗原市築館字源光63番地3 債務者 高際 政典 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 健吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和7年(フ)第320号**  
 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜31番地15 ナンコーエイツ1号  
 債務者 西山 将人  
 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 豊田 泰士  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時15分  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
 徳島地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第164号**  
 岩手県花巻市東宮野目第1地割79番地29  
 コーポU II-D  
 債務者 菅原 明  
 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前9時30分  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 神木 篤  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前11時  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで  
 盛岡地方裁判所花巻支部

**令和7年(フ)第3150号**  
 横浜市金沢区富岡東1丁目48番9号  
 債務者 寺田 大輝  
 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 小川 健吾  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前11時50分  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで  
 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第188号**  
 長崎県長崎市花丘町2番3-302号、旧住所  
 長崎県長崎市多以良町2160番地69  
 債務者 山本 孝征  
 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 加藤 貴大  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午前10時30分  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで  
 長崎地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第338号**  
 兵庫県尼崎市長洲中通1丁目1番21-301号  
 債務者 市村 彰(旧姓天谷)  
 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 宮本 英幸  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで  
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第346号**  
 兵庫県芦屋市西山町11番6-203号、事業所所在地兵庫県芦屋市西山町11-5  
 債務者 二宮式整体指導室結こと 大久保禎彦  
 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 足立友季世  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時15分  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで  
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第682号**  
 兵庫県尼崎市常光寺1丁目11番12号  
 債務者 谷輪 富子  
 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 岡部 将吾  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時30分  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで  
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第939号**  
 埼玉県富士見市鶴馬1丁目11番24号 ノープルソネット202  
 債務者 王 あすか(旧姓梶田)  
 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 前園 進也  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午後2時10分  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで  
 さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第958号**  
 埼玉県所沢市大字山口1170番地の8 メゾンリバージュ2-201  
 債務者 佐藤 恭央  
 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 斎藤 浩幸  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前11時30分  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで  
 さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第1167号**  
 大阪府南河内郡太子町大字山田129番地の16  
 債務者 北川通商こと 北川 柳市  
 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 西村 潤帰  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午後3時10分  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで  
 さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第960号**  
 埼玉県川越市大字の場2366番地1 (ヴィラ霞ヶ関202号室)、前住所埼玉県川越市大字の場2177番地48  
 債務者 小谷野 太  
 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 本間 由也  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午後2時40分  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで  
 さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第1176号**  
 大阪府富田林市梅の里4丁目25番3号  
 債務者 細田 吉夫  
 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 横溝 英紀  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時30分  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで  
 大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第1330号**  
 京都府宇治市小倉町中畠49番地 小倉中畠市営住宅601号、前住所京都府宇治市折居台1丁目4番地の65  
 債務者 S E E K E R S こと 上田 浩二  
 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 斎藤 浩幸  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前11時30分  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで  
 京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1331号**  
 京都府宇治市小倉町中畠49番地 小倉中畠市営住宅601号、前住所京都府宇治市折居台1丁目4番地の65  
 債務者 上田 清子  
 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 斎藤 浩幸  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前11時30分  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで  
 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第297号**  
 群馬県藤岡市立石514番地 コーポサンマリノ206、前住所群馬県富岡市曾木79番地3  
 債務者 G 3 デザインこと 茂木 正有  
 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 増田 泰宏  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時50分  
 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで  
 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第2161号 さいたま市見沼区大字南中野467番地1ス ガヤハイツ406 債務者 千葉 知則 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 正野 寛樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第6547号 大阪市平野区喜連西4丁目5番6-801号 債務者 中川 隆太 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 檜垣 建太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 佑介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで 札幌地方裁判所民事第4部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前1時 5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第2326号 埼玉県久喜市鶯宮6丁目21番11号 債務者 佐藤 亨 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村本 拓哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第2501号 札幌市白石区栄通10丁目4番19号 債務者 廣松 淳 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水口 純次 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木下真由美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片山 和成 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5803号 大阪市平野区加美北7丁目1番30号、住民票上の住所大阪市城東区野江2丁目17番10-103号 債務者 舞原 美雅 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 龍田 真人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3270号 宮崎県えびの市大字島内1462番地 債務者 各務 元春 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 箕浦 祐介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三宅 浩司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北村 泰一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6546号 大阪府八尾市神宮寺5-171ノルドバラグレッソ103号室、住民票上の住所大阪府八尾市南小阪合町2丁目3番1-303号 債務者 深尾 翔 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅野千恵子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第530号 愛知県岡崎市梅園町字1丁目4番地13、前住所愛知県豊明市二村台7丁目6番地32 債務者 佐野シールこと 佐野 勇気 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩田 裕文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 宣太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高見 晋祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2443号 旭川市東旭川町日ノ出123番地の2、住民票上の住所北海道江別市萌えぎ野西18番地の13 債務者 夏井 拓郎 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田 公子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第195号 長野県須坂市大字塩川467番地6 Y I L 神田A-102号、旧住所長野県須坂市旭ヶ丘11番地5 債務者 堀 公彦 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷澤 悠介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前1時 5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで 長野地方裁判所民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前1時 5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで 長野地方裁判所民事部

令和7年（フ）第6463号 大阪府枚方市田口2丁目27番38—2号、前住 所大阪府枚方市甲斐田新町25番11号 債務者 川田 大輝 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 隆博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月16日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第4778号 大阪市城東区成育4丁目23番17号 笹原文化 105 債務者 羽生 聖 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森本 穎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月20日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 積木 潤 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月21日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 麻生 小夜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月15日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年（フ）第6599号 大阪府吹田市竹谷町2番1—304号 債務者 岡本 浩二 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 犬飼 一博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月16日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第6152号 大阪府守口市八雲中町1丁目6番11号 債務者 高橋 日光 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福本 曜弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月20日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 篤紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月21日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山内 翔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月15日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年（フ）第306号 金沢市辰巳町イ3番地6 債務者 中嶋 洋介 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島 混平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月10日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで 金沢地方裁判所民事部	令和7年（フ）第6189号 大阪市住吉区東粉浜3丁目26番2号 債務者 佐原 和子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井 卓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月20日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野 晃子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月21日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯島 倫子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月16日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第2266号 埼玉県北足立郡伊奈町中央5丁目13番地5 債務者 佐伯 愛美（旧姓大戸） 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 裕也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月20日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年（フ）第6593号 大阪府三島郡島本町東大寺2丁目24番14号 債務者 角野 綾子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 甲斐 直恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月20日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新保 明久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月22日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅毒 啓示 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月23日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第2266号 埼玉県北足立郡伊奈町中央5丁目13番地5 債務者 佐伯 愛美（旧姓大戸） 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 裕也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月20日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年（フ）第2449号 名古屋市天白区焼山2丁目816番地 ジュ ネールオオヤ203号、従前の住所名古屋市緑 区徳重2丁目1701番地 ファミリアーレ徳重 507号 債務者 木下 孔史	1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 江川 遼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月21日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 麻生 小夜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月15日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 金沢地方裁判所民事部

<b>令和7年(フ)第6485号</b>	大阪府吹田市垂水町1丁目21番5—1404号 債務者 中尾美彩紀 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 航 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第6652号</b>	大阪府守口市金田町1丁目46番20号 債務者 林 憲慈 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀田 克明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第388号</b>	和歌山県有田市港町793番地79、前住所和歌山県有田市糸我町中番253番地1 クレシアE 債務者 松岡 浄 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山西 陽裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第779号</b>	埼玉県春日部市中央1丁目2番地6 M6ビル702号 債務者 松永かおり(旧姓西) 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤 伸浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

<b>令和7年(フ)第820号</b>	静岡県藤枝市善左衛門3丁目13番地の18 債務者 中原 弘仁 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西尾 智美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで 静岡地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第2722号</b>	大阪市城東区永田1丁目2番8—901号 債務者 土岐 弘美 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 大地 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第677号</b>	愛知県碧南市山神町2丁目111番地 債務者 山田 高嗣 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大原 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後1時20分 5 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第81号</b>	長野県上伊那郡南箕輪村8019番地6 マ・メゾンK 106号室 債務者 堤 裕和 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 明良 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで 長野地方裁判所伊那支部
<b>令和7年(フ)第81号</b>	三重県松阪市外五曲町65番地3 ジェネスB 102号室、前住所三重県松阪市小津町413番地5 債務者 桂山 幸
<b>令和7年(フ)第820号</b>	1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 達也 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ)第2219号</b>	千葉県市原市辰巳台東4丁目10番地 ビレッジハウス2—203 債務者 秋元 孝 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 綱代 真治 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ)第324号</b>	千葉県成田市並木町120番地23(グリーンヴィラ並木102) 債務者 渡邊 芽衣 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 基子 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
<b>令和7年(フ)第391号</b>	千葉県四街道市もねの里2丁目19番2号 債務者 川口 美和 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平川 豪 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
<b>令和8年(フ)第2号</b>	千葉県成田市加良部4丁目25番地1 (1棟111号) 債務者 稲葉 紀子 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 恒平 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
<b>令和7年(フ)第2345号</b>	名古屋市港区野跡1丁目3番26号 南稲永荘南棟906号 債務者 藤井 龍也 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田阪まなみ 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3162号 名古屋市緑区六田1丁目216番地 債務者 荒木 紀文 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中池 佑介 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第142号 宮崎県延岡市平原町1丁目874番地3 クローバーハイツ 201 債務者 山本 芳弘 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 明三 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第143号 宮崎県延岡市平原町1丁目874番地3 クローバーハイツ 201 債務者 山本 夏樹(旧姓南里) 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 明三 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第213号 宮崎県延岡市出北4丁目102番地8、前住所 宮崎県延岡市野地町2丁目5167番地41 債務者 井下 和宏 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保山博充 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第597号 宮崎県西都市大字下三財8159番地1 債務者 圖師 康子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸高 雅志 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第5247号 大阪府大東市朋来1丁目40番202号 債務者 小迫 忠雄 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 康貴 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5905号 大阪市城東区関門4丁目10番36-603号 債務者 YOSA PARKこと 藤村 恭子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小西 宏 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6248号 大阪市東淀川区東中島2丁目24番24-610号 債務者 原 龍則 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 圭悟 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6689号 大阪市東淀川区下新庄5丁目2番36号 カーサヴェルデ 102号 債務者 板東 和也 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 提中 智士 4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6792号 大阪市西区立売堀4丁目4番12-503号 債務者 中辻 和代 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畑 幸 4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第16号 東京都東村山市美住町1丁目4番地15美住町 第3アパート3-508 債務者 新川 規子 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第66号 福井県敦賀市木崎23号6番地の3 パークサイドコート206、前住所福井県敦賀市昭和町 2丁目2515番地の7 債務者 上出 春菜 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 福井地方裁判所敦賀支部
令和7年(フ)第1536号 京都市伏見区小栗栖南後藤町6番地 小栗栖北団地11-402 債務者 大西 理恵 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和8年(フ)第1号 京都市中京区壬生西土居ノ内町17番地 c o n o i e 西院 407 債務者 有働 歩未 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和8年(フ)第7号 京都市中京区西ノ京南原町1番地 クラウンコーポ 1011号室 債務者 白井三友紀 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ) 第29号**  
兵庫県宝塚市未広町2番6-301号  
債務者 野坂 具代

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
    神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**令和7年(フ) 第85号**  
山口県大島郡周防大島町大字久賀4798番地11  
債務者 吉村 輝明

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
    山口地方裁判所岩国支部

**令和7年(フ) 第32号**  
徳島県徳島市北沖洲4丁目11番30-201号  
サンステージ北沖洲Ⅰ、旧住所徳島県板野郡  
上板町神宅字宮ノ前43番地7  
債務者 月岡 文雄

1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
    徳島地方裁判所民事部

**令和7年(フ) 第342号**  
徳島県徳島市西須賀町喜右衛門閑16番地の5  
債務者 村上 未樹

1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
    徳島地方裁判所民事部

**令和7年(フ) 第81号**  
栃木県矢板市鹿島町19番9号  
債務者 稲見 亞紀

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
    宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和7年(フ)第198号**  
富山市大泉町2丁目7番16号  
債務者 中田 健一

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
    富山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第5569号**  
大阪市西成区千本中2丁目4番10号 生駒マンション 303号、前住所大阪市西成区岸里3丁目2番9号 ロワーメゾン岸里 702号  
債務者 浦田 春義

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
    大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第6005号**  
大阪府茨木市舟木町19番20号 林泉第7ビル405号  
債務者 西山 黎猛

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
    大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第6089号**  
大阪府高槻市東和町11番4号  
債務者 竹内喜代子

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ) 第6117号**

大阪市住之江区新北島1丁目8番17号 第2  
大西マンション 302  
債務者 藤村 有希

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ) 第6448号**

大阪府寝屋川市高柳3丁目16番7号  
債務者 渡邊 瑞真

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ) 第6471号**

大阪府枚方市松丘町7番8号  
債務者 増居 智大

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ) 第6482号**

大阪市東住吉区住道矢田6丁目15番14号  
債務者 山口 道代

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第6492号**  
大阪市生野区巽北4丁目3番32-401号  
債務者 松尾 康子

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第6505号**  
大阪市住吉区苅田3丁目13番22号 フローラルハイツ 203号  
債務者 古橋 彩

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第6533号**  
大阪市城東区蒲生4丁目10番17号  
債務者 代居 直美

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第6533号**  
大阪市生野区勝山北5丁目11番7号  
債務者 保田美善こと K I M M I S U N  
　　金 美善

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
　　大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第6603号</b>	大阪府吹田市天道町17番12—103号 債務者 森永 晋司
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第6635号</b>	大阪市生野区新今里3丁目15番5—203号 債務者 高 玉姫
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第6648号</b>	大阪市平野区平野本町5丁目12番19号、前住所大阪市平野区喜連西3—1—22—1005 債務者 川村 健三
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時	2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第6658号</b>	佐賀市高木瀬東5丁目12番9号 メゾン高木瀬201 債務者 安西 路子
1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時	2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで	佐賀地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第332号</b>	長崎県長崎市目覚町23番32—201号 債務者 座安 愛子
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時	2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで	長崎地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第183号</b>	青森県黒石市末広66番地2 サンリットⅢ 202 債務者 今 美香

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時	2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和8年(フ)第6号</b>	青森県黒石市大字境松字村井10番地1 有料老人ホーム ゆかりの里、旧住所青森県南津軽郡田舎館村大字東光寺字高田3番地1 住宅型有料老人ホーム ゆかり あさ風 債務者 小野 敏子
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時	2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで	青森地方裁判所弘前支部
<b>令和8年(フ)第1号</b>	青森県黒石市大字境松字村井10番地1 有料老人ホーム ゆかりの里、旧住所青森県南津軽郡田舎館村大字東光寺字高田3番地1 住宅型有料老人ホーム ゆかり あさ風 債務者 小野 敏子
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時	2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで	横浜地方裁判所小田原支部民事部
<b>令和7年(フ)第675号</b>	神奈川県平塚市東八幡4丁目6番13号 債務者 竹下 恵巨
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時	2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで	横浜地方裁判所小田原支部民事部
<b>令和7年(フ)第168号</b>	山口県防府市勝間3丁目3番25号 債務者 中川建装こと 中川 正彦
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時	2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで	山口地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1238号</b>	広島県廿日市市吉和1116番地1 債務者 加藤 芳枝
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時	2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで	青森地方裁判所弘前支部
<b>令和8年(フ)第4号</b>	青森県青森市浪岡福田2丁目5番地2 市営福田団地A—2—1 債務者 外崎 幹子
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時	2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで	青森地方裁判所弘前支部
<b>令和7年(フ)第575号</b>	神奈川県厚木市上依知2704番地 レオパレス昂Ⅱ 207 債務者 飯田 祐太
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時	2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで	広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1253号</b>	広島県廿日市市佐方4丁目6番8—203号 債務者 貝原 玲児
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時	2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで	広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第98号

熊本県八代市緑町12-7 麦島マンション13号、住民票上の住所熊本県八代市二見赤松町2003番地

債務者 中村 美穂

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで  
熊本地方裁判所八代支部

## 令和7年(フ)第50号

和歌山県田辺市上芳養1982番地

債務者 松上かおり

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで  
和歌山地方裁判所田辺支部

## 令和7年(フ)第209号

千葉県東金市堀上704番地22

債務者 石川由紀子

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

## 令和7年(フ)第445号

静岡県浜松市中央区萩丘4丁目12番1号

アーバンコンフォート202号室

債務者 鎌田 博之

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 令和7年(フ)第487号

静岡県浜松市中央区神立町140番地の5 ベルフォーレB302号

債務者 村上 尚美

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 令和8年(フ)第8号

静岡県浜松市中央区高丘北1丁目48番18号

ダイヤモンド寿泉306

債務者 三井 紀東

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 令和7年(フ)第3044号

愛知県春日井市桃山町5100番地22

債務者 鈴木 恵造

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第3068号

愛知県知多郡武豊町大字富貴字砂水28番地1

フレンドハウスカワイ 3K号

債務者 城 翔太郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第3105号

名古屋市緑区大清水2丁目711番地 スティルネス・洋101号、従前の住所愛知県刈谷市今岡町手掛1番地4

債務者 岩田 愛奈

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第3157号

名古屋市西区庄内通3丁目34番地 ウエストタウン福田405号

債務者 及川 浩治

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第3176号

愛知県愛西市草平町新開175番地、住民票上の住所愛知県愛西市町方町大山田103番地  
債務者 伊藤 翔成

債務者 伊藤 翔成

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第168号

長崎県佐世保市小佐世保町25番20号 太田アパート201号室

債務者 豊永 真人

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

## 令和7年(フ)第186号

長崎県佐世保市白木町1番地1 リゾートインシーパレス1-111号室

債務者 山下多喜子

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

## 令和7年(フ)第2317号

埼玉県加須市東栄1丁目6番35号 こなみハウス加須寮113号室

債務者 黒須 和雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第970号

埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷1534番地  
毛呂山ニューハイツ201号

債務者 石井 優真

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

## 令和7年(フ)第982号

埼玉県ふじみ野市大原1丁目5番4号 山口荘202

債務者 土屋 智彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第1006号**

埼玉県飯能市大字川寺52番地7 コンフォート大栄A201  
債務者 河野 好宏

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第234号**

新潟県十日町市川治1348番地2 谷内丑市営住宅 A棟 204号室  
債務者 杉本 茂明

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和7年(フ)第240号**

新潟県長岡市悠久町3丁目345番地1 ファミールアオシ107号室、前住所新潟県長岡市摺田屋町2580番地14 ハイクイーン6号室  
債務者 長谷川未来

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和8年(フ)第1号**

新潟県長岡市巻島2丁目126番地 セジュールハイビュー102号室  
債務者 中條 益治

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和7年(フ)第335号**

愛知県豊橋市新栄町字南小向148番地 フレグランス新栄B103  
債務者 大豊総業こと 大崎 豊文

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第338号**

愛知県豊橋市東田中郷町6番地  
債務者 今泉眞千子

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第2155号**

埼玉県南埼玉郡宮代町百間6丁目613番地5 レオパレス宮代庭苑112号  
債務者 坪内 和希

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第884号**

埼玉県草加市長栄1丁目844番地3 コーポドリーム205号、旧住所神奈川県川崎市川崎区旭町2丁目24番13号 メゾン平間402  
債務者 西野 晃司

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第966号**

埼玉県入間市大字下藤沢1062番地1 エステスクエア式番館102  
債務者 片石 香奈(旧姓指田)

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第992号**

埼玉県飯能市大字赤沢1008番地5  
債務者 渡邊 寛人

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第1011号**

埼玉県入間市大字小谷田96番地12 ディアス202  
債務者 山本 直美

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第398号**

埼玉県熊谷市石原1506番地2 高砂ハイツ石原2 A-103  
債務者 清水 洋子

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第318号**

千葉県八街市八街は17番地488 エステート櫻台103  
債務者 竹内 祥平

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(フ)第351号**

千葉県八街市八街い153番地20  
債務者 畠山 文

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(フ)第37号**

山口県萩市大字椿東2788番地 県住無田ヶ原団地5棟301号  
債務者 中野 里美

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
山口地方裁判所萩支部

**令和7年(フ)第2256号**

札幌市手稲区手稲本町1条1丁目4番40-103号、申立時の住所札幌市南区石山2条3丁目14番29号  
債務者 北田 晶子

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2338号**

札幌市清田区清田9条1丁目4番12号  
債務者 久保 美樹(旧姓淺野)

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

<b>令和7年(フ)第2386号</b> 札幌市北区北22条西2丁目2番16-105号 債務者 八巻 秀明 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第2517号</b> 札幌市白石区栄通7丁目1番9-205号 債務者 松山 弥生 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 前橋地方裁判所高崎支部	<b>令和7年(フ)第107号</b> 新潟県上越市大字土橋1943番地40 債務者 清水 恵 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第638号</b> 愛知県豊田市野見山町3丁目27番地192、前 住所愛知県豊田市美里4丁目2番地9 ラ・ カンパネラ201号 債務者 中村 楓 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 新潟地方裁判所高田支部	<b>令和7年(フ)第284号</b> 高知県南国市東崎176番地5 債務者 岩橋 昌子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	<b>令和7年(フ)第284号</b> 高知県南国市東崎176番地5 債務者 岩橋 昌子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 高知地方裁判所破産係	<b>令和7年(フ)第315号</b> 高知市高須2丁目13番8号 サンポートハイム高須603号 債務者 多賀 雄人 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 高知地方裁判所破産係	<b>令和7年(フ)第92号</b> 福岡県大牟田市瓦町39番地9 債務者 松岡 沙織 1 決定年月日時 令和8年1月14日前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 福岡地方裁判所大牟田支部	<b>令和7年(フ)第112号</b> 北海道室蘭市山手町3丁目8番1号 市立室 蘭総合病院、住民票上の住所北海道室蘭市母 恋南町5丁目10番12号 債務者 山田 撥加 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係	<b>令和7年(フ)第207号</b> 北海道帯広市東2条南22丁目6番地2 セカ ンドイースト103号 債務者 渥美 貴大 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係	<b>令和7年(フ)第213号</b> 北海道帯広市西15条南12丁目1番地23 コー ボ金太郎2F3 債務者 黒川 勝 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係
--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--

<b>令和7年(フ)第286号</b>	岩手県紫波郡紫波町桜町字中桜44番地20 アニメートハウスA102 債務者 山下 優樹 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
<b>令和7年(フ)第455号</b>	岩手県奥州市江刺玉里字中樋茂井野31番地 債務者 田沼 貴裕 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
<b>令和7年(フ)第463号</b>	盛岡市西見前15地割52番地14、前住所青森市 はまなす1丁目12番7号 債務者 松尾日登美(旧姓奈良岡) 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
<b>令和8年(フ)第4号</b>	栃木県佐野市大橋町3220番地4 山岸アパート7号棟 債務者 小岸 定子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 宇都宮地方裁判所足利支部

<b>令和7年(フ)第209号</b>	千葉県袖ヶ浦市福王台4丁目14番地14 高友ハイツ203号 債務者 藤井 雄希 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 千葉地方裁判所木更津支部
<b>令和7年(フ)第212号</b>	千葉県君津市常代2丁目8番39号 G 債務者 仲原 正子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 千葉地方裁判所木更津支部
<b>令和7年(フ)第224号</b>	千葉県木更津市桜町2丁目10番3号 サクレーラ102号室 債務者 目伸 正人 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 千葉地方裁判所木更津支部
<b>令和7年(フ)第150号</b>	新潟県村上市山居町1丁目15番13号 債務者 板垣 明実 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 新潟地方裁判所新発田支部
<b>令和7年(フ)第320号</b>	奈良市石木町8番地の1 アムール風見鶲106号 債務者 浜浦 悠那 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第327号</b>	奈良市富雄北3丁目4番6号 債務者 佐藤 沢樹 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 奈良地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第328号</b>	奈良市富雄北3丁目4番6号 債務者 佐藤 真季 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 奈良地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第366号</b>	香川県高松市屋島西町2311番地 県住13—406 債務者 泉 淳子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 高松地方裁判所丸亀支部
<b>令和7年(フ)第168号</b>	香川県仲多度郡琴平町榎井147番地10 ハイツ・マエダC E-1、前住所高知県高知市北本町1丁目3番3号 高坂寮 債務者 柏木 雄太 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 高松地方裁判所丸亀支部
<b>令和7年(フ)第415号</b>	香川県東かがわ市松原1136番地3 債務者 山崎 誠二(旧姓野田) 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 高松地方裁判所丸亀支部

<p><b>令和7年(フ)第169号</b>          香川県丸亀市郡家町2871番地1 フォーエバー20 105号、前住所香川県三豊市三野町下高瀬1974番地1 ラ・フェスタC201          債務者 磯崎 武志          1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時          2 主文 債務者について破産手続を開始する。          　　本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで          　　高松地方裁判所丸亀支部</p> <p><b>令和8年(フ)第1号</b>          香川県丸亀市山北町773番地1 アーバンハイツα II 227号、前住所香川県高松市昭和町1丁目13番5号          債務者 鈴木 義人          1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時30分          2 主文 傾務者について破産手続を開始する。          　　本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで          　　高松地方裁判所丸亀支部</p> <p><b>令和8年(フ)第2号</b>          香川県仲多度郡琴平町五條781番地7 池田ハイツ102号          傾債務者 仁井田宗史          1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時30分          2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          　　本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで          　　高松地方裁判所丸亀支部</p> <p><b>令和8年(フ)第3号</b>          香川県坂出市新浜町3番25号          傾債務者 堀 博彰          1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時30分          2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          　　本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで          　　高松地方裁判所丸亀支部</p> <p><b>令和8年(フ)第4号</b>          香川県丸亀市津森町565番地 カーサ・エスペランサ103号          傾債務者 大西 八江          1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時          2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          　　本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで          　　高松地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p><b>令和8年(フ)第5号</b>          香川県丸亀市川西町北1685番地1 萬象園、前住所香川県高松市高松町2147番地13 ラフェンテ107号室          傾債務者 西村 孝一          1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時          2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          　　本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで          　　高松地方裁判所丸亀支部</p> <p><b>令和7年(フ)第106号</b>          岩手県奥州市水沢字里館3番地 水沢レジデンス2号棟 309号室、旧住所岩手県奥州市水沢真城字北塙加羅127番地4 シャーメゾン泉 202号室          傾債務者 千葉秀一朗          1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時          2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。          　　本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで          　　高松地方裁判所水沢支部</p> <p><b>令和7年(フ)第1471号</b>          千葉市花見川区長作町1245番地1 てとてとグループホーム花見川          傾債務者 森 卓巳</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時          2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。          　　本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで          　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第1559号</b>          千葉市中央区白旗1丁目4番5棟305号          傾債務者 NAGAO AGNES CINCO(ナガオアグネスシンコ)          1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時          2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。          　　本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで          　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第2054号</b>          千葉県市川市奉免町32番地1          傾債務者 平賀 清風          1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時          2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。          　　本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで          　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第2095号</b>          千葉県市原市西国分寺台1丁目12番地1          ニューハーモニー202          傾債務者 鳥海 裕美          1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時          2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。          　　本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで          　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第2113号</b>          千葉市若葉区貝塚町372番地1 生活支援集合住宅ふるさと          傾債務者 福地 政弘          1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時          2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。          　　本件破産手續を廃止する。</p>
---	--	--

<b>令和7年(フ) 第2189号</b>	千葉市稻毛区千草台2丁目2番15棟502号 債務者 甲斐 信義 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ) 第2194号</b>	千葉市花見川区千種町283番地2 ビレッジハウス千種3棟102号 債務者 堀 幸子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ) 第2237号</b>	千葉市若葉区都賀2丁目6番2号 フェアリーランド都賀B203号 債務者 石田 武男 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ) 第171号</b>	長崎県西海市西海町太田和郷1581番地、前住所長崎県西海市西海町太田和郷919番地1 太田和第2団地202号 債務者 每熊 学 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

<b>令和7年(フ) 第1463号</b>	宮城県黒川郡大郷町中村字旦原34番地 希望の丘団地4-5、従前の住所宮城県黒川郡大郷町石原字半在家3番地 債務者 東 渚 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福島地方裁判所
<b>令和7年(フ) 第89号</b>	茨城県神栖市深芝南1丁目6番地4 α N E X T常総第8式番館101 債務者 市川 泰央 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ) 第1508号</b>	仙台市宮城野区田子1丁目1番20号 コーポ福田町2-102 債務者 五十嵐直洋 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ) 第163号</b>	福島市鎌田字舟戸前2番地の2メゾン鎌田1-102号 債務者 赤間 正代 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福島地方裁判所
<b>令和7年(フ) 第180号</b>	福島県二本松市郭内3丁目300-1三浦アパート4号室、住民票上の住所福島県双葉郡浪江町大字酒田字上原19番地2町営住宅2-305号 債務者 佐藤小百合 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ) 第1463号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福島地方裁判所
<b>令和7年(フ) 第89号</b>	茨城県神栖市大野原8丁目14番60号 ベルメゾン102 債務者 岡田 圭人 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 水戸地方裁判所麻生支部
<b>令和7年(フ) 第98号</b>	令和7年(フ) 第98号 茨城県神栖市大野原8丁目14番60号 ベルメゾン102 債務者 岡田 圭人 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 水戸地方裁判所麻生支部
<b>令和7年(フ) 第102号</b>	茨城県神栖市下幡木3919番地29 アヴニールA203 債務者 生板 咲子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 水戸地方裁判所麻生支部
<b>令和7年(フ) 第103号</b>	茨城県鹿嶋市大字宮中5281番地1 箕輪住宅3-3 債務者 市橋 靖彦 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 水戸地方裁判所麻生支部
<b>令和7年(フ) 第107号</b>	茨城県鹿嶋市大字宮中5281番地1 箕輪住宅3-3 債務者 市橋 靖彦 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
<b>令和7年(フ) 第107号</b>	千葉県長生郡長柄町山根1943番地10 債務者 山口 哲雅 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 千葉地方裁判所佐倉支部

## 令和7年(フ)第109号

千葉県茂原市高師567番地、前住所千葉市若葉区高品町629番地4 グリンベル・スリーダイア101号  
債務者 中山 裕幸  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
千葉地方裁判所一宮支部破産係  
令和7年(フ)第889号  
川崎市麻生区五力田2丁目12番10号 レーヴ・ポルト 201  
債務者 阿部 珠代  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年(フ)第927号

川崎市川崎区殿町1丁目4番10号 殿町荘 204  
債務者 前田 泰  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年(フ)第173号

富山県高岡市石瀬414番地1 リバティハウス203号、前住所富山県高岡市石瀬496番地 メゾン大安Ⅲ、103号  
債務者 浦井 達也  
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
富山地方裁判所高岡支部

## 令和7年(フ)第273号

長野市篠ノ井塙崎6565番地1 市営庄ノ宮団地130号、旧住所長野市川中島町四ツ屋809番地2 サンハイツ川中島107号  
債務者 甲田 照彦  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
長野地方裁判所民事部破産係  
令和7年(フ)第74号

長野県飯田市大瀬木1971番地1 (市営住宅C-208号)  
債務者 所澤恵美子  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
長野地方裁判所飯田支部

## 令和7年(フ)第278号

静岡県富士宮市万野原新田2992番地の2 市営万野住宅D棟51号  
債務者 菊地 智子  
1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
静岡地方裁判所富士支部

## 令和7年(フ)第253号

三重県津市乙部8番20号 フайнフラツツ1102号室  
債務者 中村 佳代  
1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
津地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第272号

三重県津市乙部189番地2  
債務者 吉村 陣  
1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
津地方裁判所破産係  
令和7年(フ)第337号

三重県桑名市星見ヶ丘3丁目1201番地 グリーンピアB-105  
債務者 田中 秀和  
1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
津地方裁判所四日市支部破産係  
令和7年(フ)第6号

三重県桑名市藤が丘7丁目315番地 れんげの里和氣あいあい  
債務者 鈴木 俊也  
1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
津地方裁判所四日市支部破産係  
令和7年(フ)第358号

和歌山市つづじが丘2丁目24番地3  
債務者 曽根 理奈  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係  
令和7年(フ)第384号

和歌山市栄谷157番地1 アーバンハウス201  
債務者 山田和加子  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

## 令和7年(フ)第394号

和歌山県海南市下津町小原221番地1  
債務者 宮本 敏規

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

## 令和7年(フ)第164号

鳥取県鳥取市吉方温泉3丁目752番地コープ栄202号、旧住所鳥取県鳥取市川端4丁目216番地湊屋アパート20号  
債務者 松尾 岩夫

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
鳥取地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第712号

岡山市東区松新町257番地3 コーポサンライズ104号  
債務者 本城 忠義

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第744号

岡山県備前市東片上925番地5  
債務者 小椋 梨加

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第749号

岡山県倉敷市児島小川10丁目11番3-202号  
市営中山団地11-3棟202号  
債務者 永野 成美

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第757号

岡山市南区福浜西町3番10号 マ・メゾン福浜201  
債務者 奥田由香里

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第760号

岡山市北区万成東町2番28号 ケアハウス旭ヶ丘521号室、旧住所岡山市南区泉田421番地9 メゾン AKI 101  
債務者 阿部喜久江

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第769号

岡山市南区西高崎5番地324 くじらの家103  
債務者 山本 力美

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

## 令和8年(フ)第1号

山口県萩市大字椿東1724番地14、従前の住所  
山口県萩市大字椿2143番地3 シティハイム

- シャトル2-A  
債務者 藤田ひとみ
- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
山口地方裁判所萩支部

## 令和8年(フ)第3号

山口県萩市大字高佐下81番地5  
債務者 宮下 獻

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
山口地方裁判所萩支部

## 令和7年(フ)第110号

山口県下関市東向山町12番9号 コーポ東向山 101号  
債務者 田後 豊隆

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
山口地方裁判所下関支部破産係

## 令和8年(フ)第4号

山口県下関市長府金屋浜町7番11号、前住所  
山口県下関市長府印内町5番25号 マンションエトアール 205号  
債務者 星 美代子

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
山口地方裁判所下関支部破産係

## 令和7年(フ)第143号

愛媛県四国中央市妻島町898番地1 第一共和ハイツ301号  
債務者 佐藤 拓哉

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
松山地方裁判所西条支部

## 令和7年(フ)第145号

愛媛県新居浜市庄内町6丁目7番4号 ヒマワリ100号、前住所福岡県北九州市小倉南区津田2丁目13番20号  
債務者 岡本 梨恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
松山地方裁判所西条支部

## 令和7年(フ)第99号

福岡県田川郡川崎町大字池尻197番地 豊州団地3-4-2号、前住所福岡市東区香椎1丁目14番16-102号 R a f s t y l e 香椎  
債務者 円城寺礼音

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
福岡地方裁判所田川支部

## 令和7年(フ)第584号

大分市大字猪野206番地の2 ニュータウン猪野A棟  
債務者 岩佐ひろみ(旧姓西本)

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第591号**  
宮崎市一の宮町30番地1 市営住宅188棟17号  
債務者 佐藤真梨子(旧姓石原)  
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第601号**  
宮崎市大字新名爪8番地10、前住所宮崎市清武町岡2丁目3番地3 パームレッド101号  
債務者 宮田一真  
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第603号**  
宮崎県児湯郡都農町大字川北14223番地3  
債務者 江藤照文  
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第484号**  
鹿児島市草牟田1丁目19番53号 草牟田寮  
債務者 吉村祐樹  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第584号**  
鹿児島県日置市伊集院町下谷口3126番地3  
債務者 森木健太  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第646号**  
鹿児島市紫原2丁目47番8号 アップルハウス紫原1 103号、前住所鹿児島市上福元町5833番地1 ソレアードカーサI 103号  
債務者 山下遼馬  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第46号**  
山形県新庄市住吉町2番33号 パストラルⅡ5号室  
債務者 渡部圭介  
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 山形地方裁判所新庄支部

**令和7年(フ)第47号**  
山形県新庄市大町21番21号  
債務者 高橋涼颯  
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 山形地方裁判所新庄支部

**令和7年(フ)第2123号**  
東京都東久留米市前沢1丁目3番49号レオパレスプリムローズ前沢104号室  
債務者 山口悠雅  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第2988号**  
横浜市中区山手町169番地ワシン坂病院、住民票上の住所横浜市中区寿町2丁目8番地8  
ホテル山榮本館418号室  
債務者 伊藤克寿  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第3002号**  
横浜市南区大岡1丁目8番26号  
債務者 濑戸誠  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第3024号**  
横浜市泉区下和泉5丁目17番28号 上野方  
債務者 前田淳志  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第3110号**  
神奈川県大和市福田6-9-13 レオパレスニュー桜ヶ丘203、住民票上の住所相模原市中央区千代田1丁目9番20号 クリオ相模原壱番館307  
債務者 井上さとみ(旧姓山田)  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第3248号**  
横浜市中区寿町3丁目12番地9 ホテルふたば504号室  
債務者 土田高広  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第660号**  
兵庫県西宮市戸田町5番24-601号  
債務者 福元光博  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第699号**  
兵庫県尼崎市南武庫之荘4丁目21番1-501号  
債務者 中村円  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

## 破産手続廃止

## 令和7年(フ)第397号

大分県別府市大字鶴見2223番地の10

破産者 株式会社First Step

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第1308号

札幌市中央区南8条西1丁目13番地12

破産者 合同会社美美

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第41号

茨城県水戸市笠原町600番地17朝日ビル2F

破産者 株式会社K'z company

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

水戸地方裁判所

## 令和7年(フ)第159号

群馬県前橋市三俣町1丁目30番地3立川ビル

破産者 株式会社もてぎ

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 令和7年(フ)第317号

群馬県佐波郡玉村町大字板井1089番地1

破産者 株式会社ウェブアップ

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 令和6年(フ)第19号

群馬県館林市近藤町591番地

破産者 株式会社Tモールド

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

前橋地方裁判所太田支部

## 令和7年(フ)第14号

埼玉県熊谷市瀬南214番地1

破産者 近藤工業株式会社

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所熊谷支部

## 令和7年(フ)第418号

相模原市中央区田名8564番地4

破産者 有限会社柴技建

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所相模原支部

## 令和6年(フ)第4627号

大阪市北区西天満2丁目7番19号

破産者 西宝土地開発株式会社

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第294号

神戸市垂水区霞ヶ丘6丁目1番35号

破産者 株式会社ジーピーインターナショナル

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第304号

神戸市中央区播磨町49番地

破産者 株式会社シークルー

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第305号

兵庫県三田市藍本1001番地1

破産者 株式会社キャリアフロー

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第525号

岡山市北区問屋町14-101 ケーズテラス203

破産者 株式会社ALETTA

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第16号

北海道釧路市黒金町13丁目1番地4ウルカスビル3階

破産者 株式会社アスライト

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

釧路地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第894号

東京都立川市曙町1丁目1番10号

破産者 松崎 浩

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第1796号

東京都調布市深大寺北町1丁目14番地4パークハイツ2 105

破産者 浜島 信子

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第1906号

東京都八王子市田町3番15号プランベルセ八王子219号

破産者 山根 和也

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第329号

横浜市西区桜木町4丁目14番1号307

破産者 株式会社Keep Going

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第1992号

横浜市神奈川区六角橋2丁目23番19号

破産者 HOLUDONA株式会社

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2019号

神奈川県茅ヶ崎市萩園1445番地8

破産者 武富サンライズ工業株式会社

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2137号

横浜市青葉区あざみ野1丁目10番2号

破産者 有限会社ジュリエール

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第41号

岐阜県瑞浪市稻津町小里1842番地

破産者 株式会社ゴトウプロイラー

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岐阜地方裁判所多治見支部

## 令和7年(フ)第390号

静岡市駿河区小鹿903番地の8

破産者 合同会社直吉

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第112号  
三重県伊勢市宮後2丁目20番3号  
破産者 スペース株式会社  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所伊勢支部破産係  
令和6年(フ)第113号  
三重県伊勢市一之木4丁目3番25号 晴海マンション 407号室、開始決定時の住所三重県伊勢市宮後2丁目20番3号、前々住所三重県伊勢市一之木3丁目13番11号 アトレ伊勢一之木401  
破産者 野田 貴啓  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所伊勢支部破産係  
令和7年(フ)第60号  
三重県伊勢市岡本2丁目11番97号、前住所三重県伊勢市小俣町本町210番地 永田アパート101号室  
破産者 廣垣 壽子  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所伊勢支部破産係  
令和7年(フ)第70号  
三重県志摩市阿児町神明1107番地31  
破産者 箕浦 剛  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所伊勢支部破産係  
令和6年(フ)第591号  
京都府宇治市木幡熊小路7番地7  
破産者 特定非営利活動法人おはな  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和7年(フ)第700号**  
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町435  
ジェイ・プライド四条烏丸601  
破産者 F l a m i n g J u n e 合同会社  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1124号**  
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字谷田77番地60  
破産者 株式会社フィルノット  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第67号**  
兵庫県小野市東本町382番地の3  
破産者 有限会社魚商人うを弘  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
神戸地方裁判所社支部

**令和7年(フ)第387号**  
広島県廿日市市桜尾1丁目7番22号  
破産者 システムパネル工業株式会社  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
広島地方裁判所民事第4部

**令和5年(フ)第82号**  
香川県高松市香南町岡437番地1  
破産者 ケイズ運輸有限会社  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**高松地方裁判所民事部破産・再生係**

**令和7年(フ)第129号**  
長崎県長崎市元船町9番18号  
破産者 株式会社メリサジャパン

1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
長崎地方裁判所民事部破産係

**破産手続廃止及び免責許可決定**

**令和7年(フ)第398号**  
大分県別府市大字鶴見2223番地の10  
破産者 鬼塚 利道  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和6年(フ)第1408号**  
札幌市中央区大通西14丁目3番地14 ライオ  
ンズマンション第7大通802号  
破産者 岡部 洋子  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第601号**  
札幌市東区北41条東15丁目2番26—203号  
破産者 長谷川由華  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第75号**  
岩手県岩手郡雫石町板橋9番地16、前住所盛  
岡市東中野字見石55番地37 グランリーヴア  
B-101号  
破産者 高橋 直人  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第295号**  
岩手県八幡平市松尾寄木第18地割97番地、前住所福島県伊達郡川俣町小綱木字殿畠2番地の2  
破産者 繢橋 尚美  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

**盛岡地方裁判所第2民事部**

**令和6年(フ)第22号**  
岩手県釜石市大字平田第2地割25番地20 又  
カイクレスト上平田Ⅱ-406号、旧住所①岩  
手県上閉伊郡大槌町赤浜2丁目3番14号、②  
岩手県釜石市甲子町第15地割90番地4  
破産者 菊地千穂子  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

**盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係**

**令和7年(フ)第43号**  
岩手県遠野市上郷町佐比内25地割25番地  
破産者 石田 昭一  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

**盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係**

**令和7年(フ)第45号**  
岩手県釜石市野田町4丁目1番16号  
破産者 高橋 裕樹  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

**盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係**

<b>令和7年(フ)第306号</b>	茨城県水戸市見和1丁目406番地の15 フレミングA棟101号 破産者 荘司 豊 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
<b>令和7年(フ)第150号</b>	茨城県結城郡八千代町大字平塚3359番地3 破産者 大里 直樹 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部
<b>令和7年(フ)第132号</b>	群馬県伊勢崎市境美原15番地1 フレンドリーミハラ103 破産者 青木 貞治 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第311号</b>	群馬県佐波郡玉村町大字上新田1706番地 破産者 新井 育己 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第312号</b>	群馬県伊勢崎市東小保方町3841番地19 破産者 D I N H QUOC KHANHこと 山内 和也

<b>令和7年(フ)第306号</b>	1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第318号</b>	群馬県佐波郡玉村町大字板井1089番地1 破産者 羽鳥 浩二 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第155号</b>	埼玉県熊谷市別府3丁目164番地 破産者 近藤 貴之 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ)第419号</b>	相模原市中央区田名8564番地4 破産者 柴田 和廣 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ)第431号</b>	新潟市東区中山8丁目25番14号、前住所新潟市東区牡丹山6丁目9番23号 リビングタウン新潟C201号 破産者 小沼 遼平 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
<b>令和7年(フ)第431号</b>	新潟市東区中山8丁目25番14号、前住所新潟市東区牡丹山6丁目9番23号 リビングタウン新潟C201号 破産者 小沼 遼平 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
<b>令和7年(フ)第167号</b>	新潟市東区中山8丁目25番14号、前住所新潟市東区牡丹山6丁目9番23号 リビングタウン新潟C201号 破産者 小沼 遼平 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
<b>令和7年(フ)第166号</b>	新潟市東区中山8丁目25番14号、前住所新潟市東区牡丹山6丁目9番23号 リビングタウン新潟C201号 破産者 小沼 遼平 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
<b>令和7年(フ)第165号</b>	新潟市東区中山8丁目25番14号、前住所新潟市東区牡丹山6丁目9番23号 リビングタウン新潟C201号 破産者 小沼 遼平 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
<b>令和7年(フ)第166号</b>	新潟市東区中山8丁目25番14号、前住所新潟市東区牡丹山6丁目9番23号 リビングタウン新潟C201号 破産者 小沼 遼平 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
<b>令和7年(フ)第167号</b>	新潟市東区中山8丁目25番14号、前住所新潟市東区牡丹山6丁目9番23号 リビングタウン新潟C201号 破産者 小沼 遼平 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
<b>令和7年(フ)第168号</b>	新潟市東区中山8丁目25番14号、前住所新潟市東区牡丹山6丁目9番23号 リビングタウン新潟C201号 破産者 小沼 遼平 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係

<b>令和7年(フ)第16号</b>	岐阜市津島町3丁目68番地 (津島ハウスC) 破産者 杉内 錦夫 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
<b>令和7年(フ)第361号</b>	岐阜県関市錆物師屋5丁目3番22-101号 破産者 下谷 陽菜 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
<b>令和6年(フ)第69号</b>	岐阜県関市巾3丁目99-10 グレイス201号、前住所岐阜県美濃加茂市西町5丁目161番地6 破産者 大島 真人 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
<b>令和6年(フ)第1828号</b>	岐阜県関市巾3丁目99-10 グレイス201号、前住所岐阜県美濃加茂市西町5丁目161番地6 破産者 大島 真人 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部
<b>令和6年(フ)第1828号</b>	名古屋市天白区島田3丁目901番地の5、開始決定時の住所名古屋市天白区大坪2丁目1801番地 ロイヤルプラザヤマダ502号 破産者 C h e r i eこと 佐藤 琴音(旧姓足立) 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第357号**  
愛知県北名古屋市弥勒寺西3丁目95番地  
フェリー・チエⅠ202号室  
破産者 佐藤 勝広  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1640号**  
代替住所A(旧住所名古屋市中村区烏森町5丁目47番地 C A S A N O A H名古屋1303号)  
破産者 鮎戸眞理子(旧姓山神)  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2027号**  
名古屋市天白区中平1丁目510番地の2  
ビーデル中平205号  
破産者 梅谷 勇二  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2286号**  
愛知県弥富市又八3丁目915番地44  
破産者 早川 翔紀  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和5年(フ)第846号**  
埼玉県越谷市大字平方94 スワンコーポ1202、住民票上の住所埼玉県越谷市千間台西1丁目20番地11 メゾン・ソフィア千間台西B-103  
破産者 佐野 照久

1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1088号**  
大阪市東淀川区西淡路6丁目2番1-105号  
破産者 山名 康雄  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第127号**  
神戸市灘区下河原通2丁目4番11号、開始決定時の住所神戸市北区惣山町5丁目3番地の7  
破産者 串カツ酒場村一番こと 本石 進将  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第295号**  
神戸市垂水区霞ヶ丘6丁目1番35号  
破産者 日下 正彦  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第693号**  
神戸市長田区東尻池町2丁目10番21号サンハイツヤナガワ3C  
破産者 神田 量紀  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第63号**  
兵庫県豊岡市日高町水上7番地の2 コーポラスA棟201号、開始決定時の住所兵庫県豊岡市日高町上石234番地の1 県営国府高層住宅1-607号室  
破産者 川見 圭一  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**令和7年(フ)第504号**  
岡山市北区桑田町14番27号 アルファステイツ岡山駅前709  
破産者 仁科 千春  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第526号**  
福岡県大牟田市原山町128番地3、開始決定時の住所岡山市北区西島田町10番1号 105号  
破産者 石橋 尚  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第527号**  
岡山市北区野田3丁目13番33号 雅101、開始決定時の住所岡山市北区西島田町10番1号 105号  
破産者 石橋 綾子  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第365号**  
広島市西区井口3丁目13番16-303号  
破産者 北中 隆成  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第891号**  
広島市安佐北区落合2丁目33番25-103号  
破産者 奥本 晴水  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第418号**  
大分市頤徳町1丁目5番20-303号 ルヴェドウソレイユ  
破産者 安藤 匠  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第378号**  
鹿児島市紫原3丁目16番35号  
破産者 内門 廣継  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第96号**  
釧路市昭和中央1丁目22番20号 カーサ・ペルドーネ1階A号室、前住所釧路市昭和中央6丁目18番19号  
破産者 笠原 功  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
釧路地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第8号

北海道斜里郡清里町羽衣町39番地4 ふれあい団地98-728号  
破産者 菅 義和  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所網走支部破産係

## 令和7年(フ)第85号

宮城県柴田郡村田町大字沼辺字原前68番地1 グリーンウッドⅡ202号  
破産者 遠藤 敦博  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所大河原支部

## 令和7年(フ)第76号

宮城県東松島市大曲字筒場87番地12  
破産者 本田 光輝  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所石巻支部破産係

## 令和7年(フ)第67号

秋田県湯沢市前森3丁目2番32号  
破産者 松田 久  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所横手支部

## 令和7年(フ)第71号

秋田県雄勝郡羽後町野中字野中37番地1  
破産者 佐藤 浩幸  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所横手支部

## 令和7年(フ)第77号

秋田県湯沢市宇前島97番地1 ハイネス山秀202号  
破産者 渡部健太郎  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所横手支部

## 令和7年(フ)第137号

福島県二本松市高西47番地1 ハイウェストハイツ102号  
破産者 金澤 幸一  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所

## 令和7年(フ)第330号

横浜市西区桜木町4丁目14番地1 リーデンスクエア桜木町307号  
破産者 嶋山 圭司  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第1080号

横浜市戸塚区矢部町1232番地4 一織庵神明台  
破産者 長谷川拓也  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第1734号

横浜市神奈川区神大寺3丁目14番1号 ソレイユ神大寺A1号  
破産者 和田 正人  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第1941号

神奈川県藤沢市鵠沼海岸2丁目11番34号 ブルーム鵠沼海岸102  
破産者 七戸 和成  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第1972号

横浜市旭区鶴ヶ峰1丁目70番地27 T Bコーポ201  
破産者 小池 俊也  
1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第1993号

横浜市神奈川区神大寺3丁目14番1号 ソレイユ神大寺A1号  
破産者 和田 美香  
1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2020号

神奈川県茅ヶ崎市萩園1445番地8  
破産者 武富 正晃  
1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2138号

横浜市青葉区藤が丘2丁目3番地12 アモーレ藤が丘203  
破産者 越 卓也  
1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2180号

横浜市港北区新横浜3丁目21番地7 ミレコレテ新横浜805  
破産者 野村 未稀  
1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第435号

神奈川県小田原市久野282番地の1 スイプレ・M303  
破産者 石村喜一郎  
1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第513号

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥4丁目13番地の4  
破産者 鈴木 宣裕  
1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第20号 富山県黒部市宇奈月町内山2235番地 破産者 中村 勇雄 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所魚津支部	令和7年(フ)第301号 滋賀県栗東市下戸山1097番地47 破産者 和幸こと 中谷 修 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第810号 広島市佐伯区利松1丁目5番8-101号 破産者 笹浪 和恵 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第97号 岐阜県中津川市中津川1010番地の276 アクセル中津川寮208 破産者 西種子田健治 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部	令和6年(フ)第1106号 京都市西京区大原野東境谷町1丁目1番地4棟701号 破産者 渡邊 章充 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第69号 山口県岩国市中津町2丁目3番14号 破産者 秋葉 俊介 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所岩国支部
令和7年(フ)第385号 静岡市駿河区小鹿903番地の8 破産者 森 直彦 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第571号 大阪府池田市莊園1丁目9番2-103号、破産手続開始決定時の住所京都市南区吉祥院西浦町119番地 ハミング西浦 407 破産者 石窓バル6 p e a c e こと 木村 治貴 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和5年(フ)第83号 香川県高松市国分寺町新名1001番地7 破産者 鎌田 裕之 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第67号 静岡県富士市十兵衛277番地の2 破産者 吉田 英樹 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	令和7年(フ)第701号 京都市下京区仏光寺通新町東入糸屋町224番地 プレサンス京都四条烏丸クロス 306 破産者 下島 滿 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第195号 高知県南国市片山1167番地 破産者 石川 良一 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和6年(フ)第349号 大阪市大正区平尾3丁目9番17号 ドミトリーノゾミ202号室、住民票上の住所滋賀県高島市安曇川町青柳2236番地100 破産者 松宮 範和 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	令和7年(フ)第68号 兵庫県小野市東本町382番地の3 破産者 井上五十吉 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所社支部	令和7年(フ)第40号 福岡県鞍手郡小竹町大字御徳246番地15 破産者 山下 良太 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所直方支部
令和7年(フ)第921号 京都市山科区大塚大岩30番地10 破産者 英工業・からあげ専門店鶏笑山科小野店こと 山本 英之 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部			

## 令和7年(フ)第60号

- 福岡県直方市大字永満寺2384番地1  
破産者 末岡建装こと 末岡 正美  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

## 令和7年(フ)第61号

- 福岡県宮若市磯光1491番地8 ガーデンハイツ梅ノ木205  
破産者 田代 昌穂  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

## 令和7年(フ)第61号

- 佐賀県西松浦郡有田町稗古場2丁目2番20号  
破産者 田中 登  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所武雄支部

## 令和7年(フ)第9号

- 佐賀県唐津市相知町相知1887番地  
破産者 飯田 洋  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所唐津支部

## 令和7年(フ)第49号

- 佐賀県東松浦郡玄海町大字轟木290番地  
破産者 中山 彰  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所唐津支部

## 令和7年(フ)第73号

- 佐賀県唐津市佐志372番地1 グループホームサライ  
破産者 北方 りか  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所唐津支部

## 令和7年(フ)第201号

- 長崎県長崎市小浦町453番地 市営小浦アパートD2棟206号  
破産者 天田佳代子  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

## 破産手続終結

## 令和7年(フ)第134号

- 千葉県君津市南子安6丁目8番6号  
破産者 吉村 美佳  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所木更津支部

## 令和6年(フ)第1548号

- 千葉市稻毛区山王町136番地の1  
破産者 株式会社花見川工機  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和6年(フ)第329号

- 千葉県富里市御料868番地8  
破産者 明成工業株式会社  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐倉支部

## 令和4年(フ)第1250号

- 千葉県市川市市川南3丁目5番13号  
破産者 株式会社京葉テクニカ  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和4年(フ)第1251号

- 東京都中央区晴海2丁目3番2号  
破産者 株式会社京葉テクニカエステート  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和4年(フ)第1252号

- 広島県竹原市竹原町2005番地2、開始決定時の住所さいたま市桜区栄和5丁目16番16号  
破産者 永井 博典  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第82号

- 千葉県茂原市萩原町1丁目90番地  
破産者 増田 良弘  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所一宮支部破産係

## 令和7年(フ)第548号

- 名古屋市西区山木1丁目138番地  
破産者 株式会社グラスワーカス  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和6年(フ)第1081号

- 東京都昭島市田中町3-7-9  
破産者 アクア総建株式会社  
1 決定年月日 令和8年1月15日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和6年(フ)第2066号

- 東京都八王子市高尾町2423番地1レオパレスエルムウッド103号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市上柚木3丁目10番地2-403  
破産者 佐々木宏起

- 1 決定年月日 令和8年1月15日  
2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第994号

- 東京都あきる野市引田585番地4菅沼方  
破産者 斎藤 秀花  
1 決定年月日 令和8年1月15日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第9号

- 三重県伊賀市下川原63、商業登記簿上の本店所在地三重県伊賀市山出字松林1566-2  
破産者 株式会社共栄鍛金工業  
1 決定年月日 令和8年1月15日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所伊賀支部

## 免責許可決定

## 令和6年(フ)第2500号

愛知県春日井市町田町2丁目1番地1 町田ハイツ403号、従前の住所北海道登別市新川町4丁目2番地3 さかい宿舎1号棟405  
破産者 杉山 孔亮  
1 決定年月日 令和7年11月26日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第332号

茨城県笠間市平町1778番地2  
破産者 本田加菜恵(旧姓稻見)  
1 決定年月日 令和8年1月7日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所

## 令和7年(フ)第32号

千葉県鴨川市天津107番地5 金高アパート2号室  
破産者 平島 久美  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
千葉地方裁判所館山支部破産係

## 令和7年(フ)第443号

鹿児島市荒田1丁目16番32号 ロータスエイト802号、前住所鹿児島市紫原2丁目49番1号 第二ヨシミツビル401号  
破産者 保坂小百合  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第448号

鹿児島県日置市伊集院町郡1878番地4 B棟  
破産者 福元 康恵  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第453号

鹿児島市坂之上4丁目24番56号  
破産者 麻地 文憲  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第441号

鹿児島市鴨池1丁目13番7号 ニッショウビル201号

破産者 前川 博美

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第447号

鹿児島市新屋敷町21番20-401号、前住所鹿児島市樋之口町7番1号 アクシス甲東306号

破産者 上堂蘭大志

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第465号

鹿児島市和田1丁目38-28 Eライフマンション103号 川原梨沙方、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬安勝町11番4号 (右)  
破産者 佐竹恵美子

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第469号

鹿児島市谷山中央3丁目390番地3 サーパス谷山緑地公園503号

破産者 模本 順子

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第471号

鹿児島市西千石町3番29号 ライオンズマンション西千石305号、前住所鹿児島市平川町1996番地1 ル・ゾオヒラカワ105号  
破産者 西橋 純也

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第472号

鹿児島市三和町54番9号 竹多方、前住所鹿児島県鳴門市撫養町小桑島字前浜130番地 A BEビル3-3号

破産者 中村 秀樹

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第475号

鹿児島市鴨池1丁目22番1号 マイロードII 303号

破産者 渡邊 賢司

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第481号

鹿児島市平川町5752番地23

破産者 永里健一郎

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第489号

鹿児島市西陵5丁目2番5号

破産者 西牟田育恵

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第1929号

札幌市西区西町南16丁目3番23-101号

破産者 高野 博実

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1942号

札幌市中央区南1条西22丁目1番7-303号

破産者 山内 昭博

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1974号

札幌市北区篠路2条3丁目1番13号 宮川マンション101号

破産者 金澤 邦美

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1988号

札幌市白石区菊水9条2丁目1番27号 コモングラン33-301号

破産者 千葉 和也

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第2000号

札幌市北区新琴似7条11丁目6番21-203号

破産者 和田 実

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第2046号

札幌市白石区中央1条7丁目8番17-308号

破産者 中村紀美子

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第2051号

札幌市中央区南16条西7丁目1番26号 プライムコート103号

破産者 浅野登志子

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第2057号

札幌市中央区南28条西12丁目2番5号 ソアレ

破産者 佐藤 由香(旧姓堀)

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第2101号

札幌市豊平区豊平1条6丁目2番15号 菊水グラン103号

破産者 藪 瑠里佳

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第2113号

北海道恵庭市北柏木町1丁目2番7-402号

破産者 五十嵐汐里

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第2133号

札幌市豊平区中の島1条11丁目3番11-405号

破産者 大窪美香子

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

<b>令和7年(フ)第2176号</b>	札幌市白石区東札幌4条4丁目1番11-211号 破産者 志賀 浩一 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第2197号</b>	札幌市北区新琴似5条14丁目6番9号 破産者 中野 紀代 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第2198号</b>	札幌市北区新琴似5条14丁目6番9号 破産者 中野 真花 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第70号</b>	青森県上北郡六戸町小松ヶ丘2丁目77番地1649 破産者 坂根 篤 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所十和田支部
<b>令和7年(フ)第354号</b>	茨城県水戸市双葉台1丁目9番地の11 破産者 住谷 明美 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
<b>令和7年(フ)第126号</b>	茨城県日立市東多賀町4丁目2番1-102号 破産者 河上 彩 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部
<b>令和7年(フ)第162号</b>	群馬県太田市小舞木町259番地 ヴェルテックス小舞木106号、前住所群馬県太田市西本町51番9-702号 破産者 吉原 徹 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部

<b>令和7年(フ)第1885号</b>	埼玉県朝霞市浜崎3丁目6番26-404号、旧住所愛知県春日井市勝川町5丁目103番地 破産者 青山 香月 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1908号</b>	埼玉県蕨市中央3丁目7番1号 ブラッケンハウス604号 破産者 杉原 正枝 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1923号</b>	埼玉県上尾市錦町1番地15 錦町ハイツ202 破産者 森 和也 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1928号</b>	埼玉県和光市南1丁目9番6号 ヴェリタス和光106 破産者 雨宮 勝 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1932号</b>	さいたま市大宮区高鼻町1丁目217番地4 レオネクスト表参道203 破産者 茂木 彩音 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第274号</b>	埼玉県本庄市本庄3丁目8番23号 本庄椿山荘205 破産者 荒山 明子(旧姓富田) 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ)第308号</b>	埼玉県本庄市小島南3丁目9番50号 アーバンT&K205号 破産者 小林 宗次 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ)第321号</b>	埼玉県熊谷市御正新田1114番地1 サービス付き高齢者向け住宅 麒麟ほーむ 破産者 原嶋 和子 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ)第322号</b>	埼玉県熊谷市柿沼828番地10 破産者 出川さゆり 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ)第343号</b>	埼玉県児玉郡美里町大字沼上713番地1 レスパ美里 破産者 佐藤 英利 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ)第347号</b>	埼玉県深谷市長在家799番地5 破産者 中村 愛璃 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ)第352号</b>	埼玉県羽生市西3丁目23番7号 破産者 久保 義幸 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ)第357号</b>	埼玉県羽生市大字藤井上組275番地18 破産者 塩原絵梨花 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ)第365号</b>	埼玉県深谷市上柴町東2丁目22番地13 ハイツ柴崎A棟102号 破産者 橋本 正宏 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ)第371号</b>	埼玉県本庄市下野原3丁目25番22号 ソルフィーE203 破産者 高田康こと デルフィーノ ヤスシタカタ(DELFINO YASUSHI TAKATA) 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ)第40号</b>	千葉県香取市大倉2323番地2 香取アパート1号棟 破産者 五十嵐久子 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐原支部
<b>令和7年(フ)第641号</b>	住居所不明、最後の住所相模原市中央区中央1丁目1番14号 オルゴ・グラート303 破産者 長谷川明夫 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
<b>令和7年(フ)第142号</b>	富山市手屋2丁目1番6号 破産者 刀野 由香 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第151号</b>	富山市手屋2丁目1番6号 破産者 刀野 陸也 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部

令和7年(フ) 第210号	名古屋市中村区鳥森町8丁目902番地 破産者 金原 晶代 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2140号	愛知県海部郡飛島村木場2丁目122番地 破産者 堂端 浩貴 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2153号	愛知県清須市一場弓町1番地 メゾンマルキ 201 破産者 井上 瞬 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2264号	愛知県北名古屋市六ツ郷道毛150番地1 福永コート 301号 破産者 古田 美咲 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2285号	名古屋市港区港北町3丁目12番地の2 港北荘 2棟505号 破産者 近澤 絹子 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2348号	名古屋市天白区塩釜口1丁目825番地の1 プリマ塩釜402号 破産者 田中 忠司 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2383号	愛知県小牧市岩崎5丁目415番地 破産者 副嶋 英樹 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2398号	愛知県津島市江西町3丁目10番地 サンレジデンス江西203号 破産者 河村 朋美 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2425号	愛知県小牧市藤島2丁目280番地 破産者 加藤 末子 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2486号	名古屋市南区三吉町3丁目43番地の1 ホークなごやB号 破産者 榎本めぐみ 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2513号	愛知県小牧市大字入鹿出新田182番地1 R E V I V A L 小牧211号 破産者 小栗 耕一 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2553号	名古屋市名東区牧の原3丁目502番地 ソレーユ牧の原403号 破産者 鈴木佳代子 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2578号	名古屋市西区中小田井5丁目300番地 丸協ビル1 105号 破産者 清水 初善 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2599号	名古屋市守山区小幡太田11番14号 シャーメゾンプレミール201号 破産者 福井 彩 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第49号	京都府福知山市字内記51番地の50 1号 破産者 江崎真由美 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所福知山支部破産係
令和7年(フ) 第761号	大阪府藤井寺市船橋町6番17号 破産者 松安真由子 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ) 第786号	大阪府大阪狭山市西山台4丁目2番9—109号 破産者 佐々木富美雄 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ) 第787号	大阪府大阪狭山市西山台4丁目2番9—109号 破産者 佐々木 淳 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ) 第816号	大阪府富田林市錦織東1丁目12番5号 破産者 森田 博行 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ) 第845号	堺市中区見野山97番地1 サンセッティルズ206号 破産者 上平 敦紀 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ) 第860号	大阪府柏原市国分西2丁目3番30号 破産者 高橋 武男 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ) 第864号	堺市北区大豆塚町1丁23番地33 日拓マンション201号 破産者 喫茶サフランこと 今林佳予子 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ) 第890号	大阪府松原市天美東9丁目14番47—102号、前住所堺市中区毛穴町428番地1 サンライズヤマヒB棟101号 破産者 芝野 勝美 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ) 第894号	大阪府松原市南新町6丁目4番2—108号 破産者 平野 幹雄 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ) 第895号	堺市堺区東雲西町3丁4番20—607号 破産者 藤木万里郎 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ) 第899号	大阪府羽曳野市はびきの2丁目7番8—202号 ラ・コートはびきの 破産者 古西 春香(旧姓河本) 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ) 第900号	堺市南区若松台1丁4番4—310号 破産者 口野 誠 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第915号**  
大阪府大阪狭山市今熊3丁目2207番地  
(2-101号)  
破産者 坪山 勇一  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第927号**  
堺市西区鳳中町9丁8番地5 日高マンション102号  
破産者 浜田 純伎(旧姓村山)  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第933号**  
大阪府松原市高見の里2丁目36番地の12  
破産者 北口 千佳  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第936号**  
大阪府柏原市太平寺1丁目3番15-405号  
クレール富士  
破産者 兼田 浩克  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第937号**  
堺市堺区向陵西町4丁2番5-403号  
破産者 富井麻里子(旧姓山口)  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第942号**  
大阪府羽曳野市羽曳が丘7丁目10番5号  
破産者 乾 孝行  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第953号**  
堺市美原区平尾2196番地1 美原平尾住宅303号  
破産者 西村 律子  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第956号**  
大阪府富田林市若松町1丁目3番18-105号  
破産者 東野 正則  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第228号**  
兵庫県明石市大久保町西島391番地の1 向井グランドハイツA棟101号  
破産者 レディースファッショングループ  
辰巳 一江  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所明石支部破産係  
**令和7年(フ)第237号**  
神戸市西区今寺23番地の1  
破産者 石岡 凌典  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所明石支部破産係  
**令和7年(フ)第562号**  
兵庫県姫路市辻井7丁目12番20号 ザ・サントリーニビル2階  
破産者 河野 優  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部  
**令和7年(フ)第572号**  
兵庫県加古郡播磨町東本荘2丁目7番11号  
オリーブの家2号館206号、従前の住所兵庫県明石市上ノ丸1丁目2番16号 ジーニアス上の丸202号  
破産者 佐川 雅朗  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部  
**令和7年(フ)第584号**  
兵庫県姫路市岩端町145番地 B401号  
破産者 福嶋 太郎  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第89号**  
岡山県津山市福田221番地4  
破産者 坂手 健太  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
岡山地方裁判所津山支部  
**令和7年(フ)第736号**  
広島市東区福田6丁目2133番地8  
破産者 近原 雅枝  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第777号**  
広島市東区福田5丁目1758番地1 ディア・フリーデンA104号  
破産者 長久 実由  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第836号**  
広島市西区庚午南1丁目21番8-403号  
破産者 河本 浜子  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第898号**  
広島市南区東雲2丁目16番33-703号  
破産者 新谷すみ子  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第905号**  
広島県東広島市西条町西条164番地3 メゾン大地面101号  
破産者 小林 久男  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第923号**  
広島市西区東観音町7番9-303号  
破産者 金本 香菜  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第926号**  
広島市中区南千田東町3番8-2-206号  
破産者 信本 美香  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第929号**  
広島市中区上八丁堀3番11-1-1102号  
破産者 原垣内美雪  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第938号**  
広島県廿日市市宮島口上1丁目1番1-4号  
破産者 高原 聖児  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第953号**  
広島市南区皆実町4丁目24番11-201号  
破産者 森川名津美  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第955号**  
広島市西区楠木町1丁目9番11-305号  
破産者 光井 修二  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第958号**  
広島市東区牛田新町1丁目4番20-201号  
村澤アパートB  
破産者 花井 靖彦  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第972号**  
広島市安佐南区西原4丁目23番18-201号  
オーネスB棟  
破産者 長瀬リガヤこと NAGAHAMA LIGAYA TURNO  
1 決定年月日 令和8年1月13日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第974号

広島県廿日市市大野4215番地4

破産者 生川 一郎

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第976号

広島市安佐南区長束1丁目23番10-306号

破産者 前畑 陸

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第982号

広島市安佐南区中須1丁目41番18号

破産者 大倉正二郎

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第983号

広島市西区己斐中3丁目10番4-406号

破産者 高野 昭子

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第992号

広島市安佐北区落合4丁目4番32-103号

破産者 天野 貢士

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第993号

広島市中区小網町3番22-401号

破産者 田中 仁哉

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1001号

広島市西区己斐中3丁目10番7-506号 4号棟

破産者 寺西 藍

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1004号

広島市安芸区中野6丁目13番2号 東1

破産者 渡部 君子

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1008号

広島県東広島市西条町田口212番地108 アップルハウス2番館102号

破産者 小川 恵子

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1015号

広島県東広島市西条町助実10007番地53 K

3マンション201号

破産者 居酒屋R E I こと 鈴木 伸幸

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1016号

広島市南区段原南2丁目8-11 アメニティ

段原南202号室、住民票上の住所広島市南区霞2丁目8番1-202号

破産者 三木 謙一

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1023号

広島市中区舟入幸町20番20-302号

破産者 戸川 裕代

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1024号

広島市西区三篠町1丁目7番21-502号

破産者 岡 美幸

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1025号

広島市安佐南区大塚西3丁目2番3-2001号

破産者 一ノ瀬 学(旧姓松田)

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1026号

広島市中区江波南1丁目36番12号

破産者 中村 泉雄

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1030号

広島市中区南竹屋町3番1-202号

破産者 中村 龍也

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1034号

広島市廿日市平良2丁目10番43号 103

破産者 平瀬 恵理

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1036号

広島県東広島市西条町土与丸169番地326

破産者 西川ホルテンジアこと NISHIKI AWA HORTENZIA

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1041号

広島市西区楠木町1丁目13番6-303号

破産者 陣山 龍吾

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1045号

広島市安佐南区緑井5丁目27番5-102号

破産者 廣戸 義治

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1046号

広島市中区河原町13番4-805号

破産者 下川 康典

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1048号

広島市佐伯区八幡東2丁目26番6-702号

破産者 沖耕 裕樹

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1053号

広島市南区向洋大原町11番23-303号

破産者 寺川与志子

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1054号

広島市西区大芝3丁目14番14-603号

破産者 下村 輝論

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1058号

広島市西区南觀音5丁目16番9-201号

破産者 緒方 稔太

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第178号

広島県府中市中須町1616番地 市営亀寿住宅33

破産者 芝内 哲二

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

## 令和7年(フ)第180号

広島県福山市沼隈町大字下山南1181番地、旧住所広島県福山市入船町1丁目3番16号

破産者 小川 貴正

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

## 令和7年(フ)第194号

広島県福山市船町4番10号 船町BPTビル3-B

破産者 澤谷 良次

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

## 令和7年(フ)第203号

広島県福山市津之郷町大字津之郷810番地1

ハイムたかはし201

破産者 米村佐和子

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

## 令和7年(フ)第208号

広島県福山市引野町北4丁目8番2-406号

破産者 渡辺 秀男

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

## 令和7年(フ)第227号

広島県福山市駅家町大字近田78番地4 ナカ

ドイキワム103、旧住所岡山県倉敷市倉敷ハ

イツ14番6号

破産者 高城 優斗

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

## 令和7年(フ)第51号

大分県佐伯市大字戸穴831番地6

破産者 三嶋 伎

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所佐伯支部破産係

## 令和7年(フ)第55号

大分県佐伯市鶴見大字有明浦1421番地2

破産者 清家由紀子

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所佐伯支部破産係

## 令和7年(フ)第264号

沖縄県うるま市字上江洲842番地

破産者 名護 厚

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

## 令和7年(フ)第80号

北海道美唄市東二条北1丁目3番28号

破産者 桐越 朝一(旧姓高瀬)

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所岩見沢支部

## 令和7年(フ)第81号

北海道美唄市東二条北1丁目1番8号

破産者 渡辺 靖之

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所岩見沢支部

## 令和7年(フ)第85号

北海道空知郡南幌町栄町4丁目4番14号

破産者 狩野 裕介

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所岩見沢支部

## 令和7年(フ)第86号

北海道岩見沢市大和一条5丁目8-1ル・ラ

コック105号、住民票上の住所札幌市白石区

菊水六条1丁目5番20-102号

破産者 浅野 典子

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所岩見沢支部

## 令和7年(フ)第87号

北海道岩見沢市東町一条7丁目939番地6

ビルレッジハウス新東町2号棟503

破産者 橋場 絹製(旧姓木本)

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所岩見沢支部

## 令和7年(フ)第79号

北海道室蘭市高砂町3丁目2番12号 ホワイ

トハウスⅠ 202号

破産者 神力 竜輝

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所室蘭支部破産係

## 令和7年(フ)第12号

北海道紋別市落石町6丁目27番地の8 学園

第3団地K棟 303号室

破産者 川井 玲二

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

旭川地方裁判所紋別支部

## 令和7年(フ)第216号

釧路市芦野1丁目16番18号

破産者 後藤 新次

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第223号

釧路市白金町11番4号 ハイツパークロード

102号室

破産者 種田 力

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第234号

北海道釧路郡釧路町河畔3丁目2番地 T

1-105号室、前住所北海道釧路郡釧路町北

見団地2丁目29番地5

破産者 藤山真理子(旧姓佐藤)

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第175号

北海道帯広市西16条南6丁目4番1号 A.L.

P.H.A.III 1-C、前住所北海道帯広市西16条

南6丁目4番1号 A.L.P.H.A.III 2-C

破産者 阿部 豊

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所帯広支部破産係

## 令和7年(フ)第176号

北海道河東郡鹿追町仲町2丁目26番地1

破産者 鹿野内信一

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所帯広支部破産係

## 令和7年(フ)第179号

北海道帯広市西18条南3丁目20番2号 ス

ターズコーポメーブル202

破産者 道端 亜紀

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所帯広支部破産係

## 令和7年(フ)第180号

北海道足寄郡足寄町北2条4丁目60番地1

はるにれ団地703号室

破産者 沢田 美紅

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所帯広支部破産係

## 令和7年(フ)第182号

北海道中川郡池田町字利別西町36番地の14

破産者 福原よし子

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所帯広支部破産係

## 令和7年(フ)第184号

北海道帯広市東5条南18丁目4番地 南東団地3号棟342

破産者 今 久絵

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所帯広支部破産係

## 令和7年(フ)第37号

北海道標津郡中標津町西2条南2丁目1番地

1 凰鱗ハイツ205

破産者 中村 凌

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所根室支部

## 令和7年(フ)第38号

北海道根室市駒場町3丁目20番地151 望洋

団地11棟61号

破産者 亀谷 一義

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所根室支部

## 令和7年(フ)第40号

北海道野付郡別海町西春別駅前西町119番地

破産者 菊地 嘉輝

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所根室支部

## 令和7年(フ)第261号

青森市大字大野字若宮176番地1 リビング

タウン大野C102

破産者 高橋華菜絵

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第279号

青森市古川2丁目17番8号 ザ・ローズ102

号

破産者 工藤るみ子

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和7年(フ)第284号**  
青森市本町2丁目8番3号  
破産者 小崎波瑠香  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
青森地方裁判所民事部破産係  
**令和7年(フ)第145号**  
青森県黒石市錦町20番地1 住宅型有料老人ホーム 繫がり、旧住所青森県黒石市大字浅瀬石字村元161番地1 住宅型有料老人ホーム 笑美の郷  
破産者 信平 泰  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
青森地方裁判所弘前支部  
**令和7年(フ)第148号**  
青森県南津軽郡田舎館村大字垂柳字丁伝13番地1  
破産者 今 貴子  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
青森地方裁判所弘前支部  
**令和7年(フ)第178号**  
青森県八戸市大字櫛引字前田29番地6 ビレッジハウスひといち 2号棟407  
破産者 小笠原由香理(旧姓下茅坪)  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
青森地方裁判所八戸支部破産係  
**令和7年(フ)第340号**  
盛岡市東黒石野2丁目5番5号 Primarily東黒石野1  
破産者 武藏 慎子(旧姓遠藤)  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部  
**令和7年(フ)第376号**  
盛岡市三本柳2地割47番地  
破産者 吉田 奏音  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第1113号**  
仙台市宮城野区東仙台3丁目8番46号 エクセレンス東仙台105  
破産者 寺林久美子(旧姓丹羽)  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第1140号**  
仙台市太白区袋原字内手73番地の18 サウスコートA棟203  
破産者 松倉 未有  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第1151号**  
仙台市泉区松森字明神30番地の50 M S KコートII-201、従前の住所宮城県富谷市上桜木1丁目26番地1  
破産者 工藤まゆみ  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第1158号**  
宮城県塩竈市杉の入1丁目21番20号 コーポ末広202号、従前の住所仙台市宮城野区中野1丁目21番地の16 エターナルテラス103  
破産者 松本 美幸  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第1208号**  
仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目4番地 鶴ヶ谷第二市営住宅1棟301、従前の住所仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目4番地 鶴ヶ谷第二市営住宅5A8棟27  
破産者 岡本 遥希  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第1226号**  
宮城県塩竈市後楽町8番3号  
破産者 斎藤 愛  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第1232号**  
仙台市若林区沖野7丁目41番1号 沖野シャングリラ203、従前の住所宮城県宮城郡利府町菅谷台4丁目2番地3 シャーメゾン菅谷台III202  
破産者 坂本 拓真  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第1247号**  
仙台市太白区越路11番17号 M. Crest 105  
破産者 原 一重  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第1250号**  
仙台市太白区袋原6丁目20番60号 レオパレスKE I 101  
破産者 杉山 和則  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第1251号**  
仙台市若林区伊在3丁目4番地の1 D1 O-HORI-2-306  
破産者 佐藤 麗菜  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第1258号**  
仙台市太白区長町南4丁目8番20号 庄子マンションB棟6  
破産者 沼田 冴貴  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第1318号**  
仙台市若林区若林6丁目7番8号 秋葉マンションC-1、従前の住所仙台市若林区上飯田1丁目3番2-10号  
破産者 金 由理子  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第166号**  
宮城県栗原市若柳字福岡谷地畑浦35番地 介護老人保健施設グレイスガーデン、住民票上の住所宮城県気仙沼市長磯七半沢46番地2 (従前の住所宮城県石巻市大街道西2丁目1番62号シニアパンション石巻121号)  
破産者 首藤 一男  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所古川支部破産係  
**令和7年(フ)第116号**  
宮城県石巻市三ツ股2丁目9番5号 市営三ツ股第二復興住宅5-38号  
破産者 黒須 光江  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所石巻支部破産係  
**令和7年(フ)第126号**  
宮城県石巻市桃生町神取字町浦7番地3  
破産者 阿部 和枝  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所石巻支部破産係  
**令和7年(フ)第129号**  
宮城県石巻市元倉1丁目9番13号  
破産者 本多 孝男  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所石巻支部破産係  
**令和7年(フ)第108号**  
山形県米沢市館山2丁目3番54号  
破産者 遠藤 勇次  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
山形地方裁判所米沢支部  
**令和7年(フ)第66号**  
山形県鶴岡市新海町24番25号  
破産者 佐藤 健一  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
山形地方裁判所鶴岡支部

**令和7年(フ)第272号**  
福島県郡山市富久山町福原字舟橋102番地の  
2  
破産者 伊藤ひろみ  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所郡山支部破産係  
**令和7年(フ)第46号**  
福島県東白川郡鮫川村大字青生野字羽双2番  
地  
破産者 柿沼美津恵  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所白河支部破産係  
**令和7年(フ)第164号**  
福島県いわき市永崎字町田2番地の3 市営  
住宅3-505  
破産者 坪井 勇樹  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所いわき支部  
**令和7年(フ)第174号**  
福島県いわき市常磐湯本町上浅貝19番地 県  
営住宅2-5  
破産者 尾形 孝造  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所いわき支部  
**令和7年(フ)第354号**  
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1921番地4  
町営上之手第二団地235号、住民票上の住所  
群馬県佐波郡玉村町大字下新田659番地7  
破産者 神宮司章一  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所民事部破産再生係  
**令和7年(フ)第355号**  
群馬県前橋市広瀬町1丁目17番地 TB-  
401号  
破産者 中島 学  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第357号**  
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1988番地 上  
之手団地226号  
破産者 菊地 正人  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所民事部破産再生係  
**令和7年(フ)第362号**  
群馬県前橋市苗ヶ島町1543番地2  
破産者 前原 勝利  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所民事部破産再生係  
**令和7年(フ)第1619号**  
東京都東大和市南街2丁目26番地の1高橋マ  
ンション302号  
破産者 池田 訓子  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1754号**  
東京都稻城市平尾1丁目21番地の2サンパー  
ク平尾6-303  
破産者 谷戸 弘子  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1755号**  
東京都東村山市富士見町3丁目27番地3ヌー  
ベル103  
破産者 菅 華音  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1783号**  
東京都府中市住吉町2丁目23番地の47  
破産者 森川 夏海  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1784号**  
東京都三鷹市中原3丁目1番16号スター  
フィールド中原201  
破産者 長谷川秀子  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1849号**  
東京都西東京市富士町3丁目4番30号アイ  
コート東伏見204号  
破産者 鈴木 幸子

**令和7年(フ)第1800号**  
東京都武蔵村山市三ツ木2丁目17番地の13ク  
レセント三ツ木302号  
破産者 村上 弥生  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1801号**  
東京都八王子市石川町693番地1ラ・プリマ  
ヴェーラ108号  
破産者 倉内 康伸  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1820号**  
東京都国立市中3丁目5番地の3  
破産者 生駒まり子  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1832号**  
東京都昭島市昭和町2丁目7番23-1202号  
破産者 石川 妙子  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1841号**  
東京都小平市中島町16番2-201号  
破産者 大久保大洋  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1847号**  
東京都国立市谷保6086番地の1ファミリーホ  
スピス国立ハウス306  
破産者 米田 心文  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1887号**  
東京都府中市新町3丁目10番地の3新町ス  
ターハイツ103  
破産者 深沢 佳代  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

<b>令和7年(フ)第1890号</b>	横浜市町田市旭町1丁目12番11号セジュール大滝203 破産者 大瀧 康二 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1663号</b>	横浜市神奈川区三ツ沢南町5番13—110号 破産者 松田 聰樹 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2022号</b>	横浜市鶴見区馬場1丁目5番28号 コーポベイフォート203 破産者 内満日加里 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2091号</b>	横浜市南区西中町4丁目78番地 簧莊B棟202号室 破産者 小島 優子(旧姓荒井) 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2102号</b>	横浜市磯子区中浜町17番9—101号 破産者 只野 真人 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2257号</b>	神奈川県鎌倉市岩瀬1丁目15番30号 メゾンチエリー201 破産者 小比類巻圭作 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2279号</b>	横浜市鶴見区潮田町1丁目77番地8 ニューアイト-102 破産者 黒川ありさ 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

<b>令和7年(フ)第2283号</b>	横浜市瀬谷区阿久和東4丁目36番地8 ハイツサンコー103 破産者 福川 貴之 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2297号</b>	神奈川県鎌倉市腰越1丁目10番9—207号 破産者 亀田美智子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2308号</b>	神奈川県藤沢市城南4丁目9番10号 ファミール城東A101 破産者 山田 孝子(旧姓比屋根) 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2341号</b>	横浜市栄区亀井町32番8号 グランドール102号 破産者 會澤 英司 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2342号</b>	横浜市栄区亀井町32番8号 グランドール102号 破産者 會澤 幸世 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2362号</b>	横浜市金沢区富岡東3丁目21番4号 富岡東イーストハイツ101 破産者 井上真知子(旧姓儀間) 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2376号</b>	横浜市戸塚区南舞岡3丁目18番8—201号 破産者 中山秀娟こと 金 秀娟(KIM SOOYEON) 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2378号</b>	横浜市保土ヶ谷区岩井町293番地3 テラスレオン保土ヶ谷101号 破産者 今 龍 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2473号</b>	横浜市瀬谷区阿久和南4丁目8番地1 県営阿久和アパート35棟101号 破産者 三浦 俊幸 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2490号</b>	神奈川県海老名市上今泉2丁目5番4号 パレス・ミレーニ102 破産者 夏井 純子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2512号</b>	横浜市中区寿町3丁目10番地14 第5浜松荘201号室 破産者 大沼 隆志 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2516号</b>	神奈川県藤沢市長後371番地 リバージュ203 破産者 岡林美智子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2531号</b>	横浜市保土ヶ谷区峰岡町3丁目461番地3 パレス峰岡203号 破産者 建内 優輝 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2534号</b>	横浜市金沢区柴町256番地 フロントハウス102号室 破産者 野村 文夫 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2597号</b>	横浜市戸塚区戸塚町2101番地 南戸塚住宅3棟205号 破産者 滝田 舞 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2649号</b>	神奈川県綾瀬市上土棚中6丁目4番7—2号 破産者 伊藤世理香 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2667号</b>	横浜市南区別所5丁目26番19号 レナジアホーム別所201 破産者 惠畠 龍一 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第2684号</b>	横浜市南区高根町2丁目12番地7 公園通り式番館801号 破産者 田口 仁菜 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2720号 横浜市港北区綱島西4丁目16番36号 澤野ハイツ201号室 破産者 見上 千草 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2752号 横浜市港北区日吉本町1丁目18番14-304号 破産者 大石なぎさ 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第426号 新潟市東区大形本町2丁目1番13号、前住所 新潟市東区岡山150番地31 破産者 焼肉ロッヂ吉田店こと 村松 義久 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第458号 新潟市東区紫竹4丁目21番61号 エスボーラルC棟208号、前住所島根県松江市奥谷町306番地1 破産者 酒井 忠 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第483号 新潟市西区小針西1丁目1番3号 サンシャインユート101号、前住所新潟県十日町市八箇甲207番地8 破産者 村山 愛梨 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第494号 新潟市東区寺山3丁目25番11号 破産者 佐野 智子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第495号 新潟市東区新岡山2丁目27番8号 板井アパート4号 破産者 浅妻麻裕美 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第502号 新潟県燕市粟生津55番地 シェアハウス長善松2 破産者 池田 正志 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第516号 新潟市北区早通北2丁目12番15号 破産者 江部美津子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第524号 新潟市西区平島810番地1 マサヤマンション302号 破産者 渡邊 寛子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第181号 新潟県見附市嶺崎1丁目7番20号 破産者 垂沢 和昭 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第197号 新潟県南魚沼市上十日町319番地3 林ハイツ1 202号 破産者 富井美奈子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第27号 富山県下新川郡入善町吉原東58番地7 破産者 立石 秀成 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所魚津支部

令和7年(フ)第29号 富山県魚津市金浦町1番24号 破産者 魚住 哲之 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所魚津支部
令和7年(フ)第134号 富山県高岡市早川151番地3 破産者 横川 嘉徳 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第139号 富山県高岡市福岡町大滝164番地 ブライトヒル ハウスA201号 破産者 木村 仁美 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第146号 富山県高岡市西海老坂680番地 守山市営住宅C棟104号 破産者 潑脇みのり 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第147号 富山県高岡市駅南3丁目10番12号 破産者 渡邊 玲那 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第82号 石川県小松市白江町ヨ93番地3 破産者 S Yオートこと 米田 晋 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所小松支部
令和7年(フ)第25号 石川県七尾市本府中町へ部10番地4 (従前の住所) 京都府南丹市園部町小山西町滝谷9番地13 破産者 西田 彩夏 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所七尾支部
令和7年(フ)第115号 岐阜県揖斐郡池田町片山1345番地、前住所岐阜県揖斐郡池田町六之井1880番地の30 破産者 久安 剛士 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第66号 岐阜県美濃加茂市下米田町則光274番地4 破産者 キムラ デ ソウザ エステラこと KIMURA DE SOUZA ESTE LA 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(フ)第69号 岐阜県可児市中恵土1930番地5 グリーンタウンニ101 破産者 本多 則久 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(フ)第671号 静岡市葵区千代田4丁目9番27号 破産者 細澤 勝伸(旧姓星野) 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第679号 静岡県藤枝市田沼2丁目2番4号 チェスナツツ224 107、旧住所静岡県藤枝市志太2丁目6番10号 コンフォールNISHIMURA A203号 破産者 高橋喜美夫 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第700号 静岡県藤枝市上藪田128番地の43 サングリーンライフA101号 破産者 山本 春菜 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第355号**  
 静岡県浜松市中央区鴨江1丁目46番7号 グループホームぶれす  
 破産者 セダノ アイコ フエイブ マリー ロペシロ (SEDANO AIKO FAVE MARIE LOPECILLO)  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第359号**  
 静岡県湖西市鷺津3013番地 シンフォニーA 202、前住所愛知県豊橋市東細谷町字旭島25番地6  
 破産者 青木 雅和  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第372号**  
 静岡県浜松市中央区葵東2丁目4番4号 サンライズ葵東101  
 破産者 加藤 恵介  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第377号**  
 静岡県袋井市愛野南2丁目13番地の10 シャルマンII 301号室、前住所静岡県静岡市清水区宮加三60番地の1 LIBERTE M IYAKAMI 405  
 破産者 望月 莉愛  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第392号**  
 静岡県浜松市中央区宮竹町165番地の1 Freude宮竹202号室  
 破産者 佐藤 茜  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第397号**  
 静岡県浜松市浜名区引佐町渋川4191番地の3  
 破産者 古山志づゑ  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第398号**  
 静岡県浜松市中央区早出町1260番地の8 セジュール早出 101  
 破産者 遠藤 希歩 (旧姓中根)  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第400号**  
 静岡県浜松市中央区鴨江1丁目32番3号 ルモエKマンション202、前住所静岡県掛川市下俣南2丁目3番20号 ハイツハカマタII 202号  
 破産者 大塚準二郎  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第402号**  
 静岡県浜松市中央区渡瀬町10番地 シティハイツ野田301  
 破産者 高橋 稔和  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第404号**  
 静岡県浜松市浜名区貴布祢1397番地の11  
 破産者 内藤咲代子  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第405号**  
 静岡県浜松市中央区舞阪町長十新田181番地 リュウフロイデB202、前住所静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪49番地の4  
 破産者 山下 真澄 (旧姓熊澤)  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第406号**  
 静岡県浜松市天竜区山東4290番地の1  
 破産者 笹竹 涼太  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第408号**  
 静岡県浜松市中央区有玉台3丁目17番11号レオパレスありたま103号室、前住所静岡県浜松市浜名区油一色256番地  
 破産者 金子多恵子  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第421号**  
 静岡県浜松市浜名区貴布祢2458番地の1 EXCEL JOY・A202、前住所静岡県浜松市浜名区新都田3丁目21番7号 テクノタウンパラージュE-102  
 破産者 山本 由佳  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第424号**  
 静岡県袋井市浅名816番地の1 グリーンハイツE 202号室  
 破産者 石川 秀雄  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第425号**  
 静岡県浜松市中央区天王町1357番地の1 コーポサンローザI 205号  
 破産者 渡瀬 曜夫  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第430号**  
 静岡県浜松市中央区高丘北4丁目7番25号  
 破産者 細川 熙昂  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第432号**  
 静岡県浜松市中央区細島町157番地 グランメール古川103  
 破産者 妹尾 悠也  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第436号**  
 静岡県浜松市中央区幸4丁目13番22号、前住所静岡県浜松市中央区大人見町1600番地の116  
 破産者 桑原 珠代  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第201号**  
 三重県津市藤方1183番地2 第2メゾン山本201号  
 破産者 鈴木 貴也  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     津地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第280号**  
 三重県四日市市小杉町1292番地4  
 破産者 渡辺亜希子  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     津地方裁判所四日市支部破産係

**令和6年(フ)第113号**  
 三重県伊勢市一之木4丁目3番25号 晴海マンション 407号室、開始決定時の住所三重県伊勢市宮後2丁目20番3号、前々住所三重県伊勢市一之木3丁目13番11号 アトレ伊勢一之木401  
 破産者 野田 貴啓  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和7年(フ)第60号**  
 三重県伊勢市岡本2丁目11番97号、前住所三重県伊勢市小俣町本町210番地 永田アパート101号室  
 破産者 廣垣 壽子  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和7年(フ)第70号**  
 三重県志摩市阿児町神明1107番地31  
 破産者 箕浦 剛  
 1 決定年月日 令和8年1月14日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和7年(フ)第4498号**  
大阪府豊中市大島町2丁目20番15号  
破産者 松田 裕美  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4545号**  
大阪市港区弁天5丁目1番4-302号  
破産者 美藤 史世  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4683号**  
大阪市平野区長吉長原東3丁目8番18-410号  
破産者 糸瀬 幸子  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4745号**  
大阪府東大阪市吉田2丁目4番40号PALM IZI O花園IV 307  
破産者 松本 和美  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4752号**  
大阪府高槻市今城町24番2号  
破産者 嶋谷 亜弓  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4843号**  
大阪府茨木市鮎川1丁目7番31号 第1コープ藤本 303号  
破産者 藤田設備こと 藤田 秀樹  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4881号**  
大阪市北区天満3丁目6番10号 ビアレ21701号室  
破産者 高取 淳子  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4932号**  
大阪市生野区小路東2丁目21番4号 ハーモニーテラス小路東Ⅲ 102号 高井方  
破産者 成富 未蘭(開始決定時の氏名小野寺 未蘭)  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4940号**  
大阪府高槻市寿町3丁目6番3号 寿マンション302号  
破産者 植田圭尉子(旧姓甲村)  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4941号**  
大阪市東淀川区南江口1丁目5番2-314号  
破産者 田仲千鶴こと 高田 千鶴  
法定代理人保佐人 中野 友香  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4984号**  
大阪市東成区大今里3丁目26番22-1510号、  
前住所大阪市浪速区難波中3丁目8-15ル・パルトネール難波702号室、(住民票上の  
前住所)堺市西区山田一丁1248番地22  
破産者 徳田沙弥香(旧姓喜多)  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4989号**  
大阪市淀川区塙本3丁目4番18号 メゾンドT4 403号  
破産者 滝澤 啓介  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5003号**  
大阪市平野区長吉出戸2丁目20番22-203号  
破産者 内嶺 武彦  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5013号**  
大阪府枚方市津田西町1丁目15番3号  
破産者 平岡 健二  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5052号**  
大阪府東大阪市島之内2丁目11番4-605号  
破産者 森 ひとみ  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5060号**  
大阪府八尾市長池町1丁目18番地の7  
破産者 遠藤 信幸  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5061号**  
大阪府東大阪市俊徳町5丁目3番14号 シャルマン89 201号、前住所大阪市西区九条1  
丁目6番25-202号  
破産者 坂井 鈴  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5064号**  
大阪市西成区中開3丁目5番2-401号 村島薰方  
破産者 村島 祥子(旧姓高原)  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5100号**  
大阪市生野区新今里3丁目3番5-505号  
破産者 R YU KW INAM 柳 貴南  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5105号**  
大阪市浪速区元町2丁目12番10-704号  
破産者 元 瞳(旧姓瀬戸・並木・那知)  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5106号**  
大阪市浪速区元町2丁目12番10-704号  
破産者 元 美咲(旧姓山本)  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5109号**  
大阪市平野区平野西2丁目1番10号 平野西ロイヤル400  
破産者 鎌田 稔  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5115号**  
大阪府東大阪市金岡3丁目20番2号、前住所  
大阪市平野区長吉長原東2丁目3番36号 クロスウエイ平野401  
破産者 小中 恵  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5130号**  
大阪市大正区鶴町3丁目5番9号 301号  
破産者 山口 一幸  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5132号**  
大阪府高槻市登町19番B19-109号  
破産者 渡辺美砂子  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5136号**  
大阪府門真市元町20番18-203号、前住所大  
阪府門真市新橋町31番27-201号  
破産者 櫻井 徳和  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5167号**  
大阪市大正区三軒家西1丁目9番26号  
破産者 林 賢  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5172号**  
大阪府八尾市南太子堂4丁目2番11号  
破産者 鶴瀬奈緒美  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5204号**  
大阪府吹田市南吹田3丁目4番26-401号  
破産者 大橋 昌代  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5215号**  
大阪府吹田市豊津町40番3号 (503)、前住所大阪市鶴見区今津中4丁目4番35号 ブランタン鶴見 301  
破産者 林 真由美  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5264号**  
大阪市西成区天下茶屋3丁目11番1-501号  
破産者 平野 一哉  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5284号**  
大阪府東大阪市花園本町2丁目8番24号 村田文化  
破産者 中俣 弘美  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5298号**  
大阪市東住吉区矢田1丁目22番6-208号、前住所大阪市東住吉区住道矢田3丁目3番22号 ピアコートII 105号  
破産者 前田 博央  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5315号**  
大阪市西成区萩の茶屋1丁目13番1号 カネマツ3番館 202号  
破産者 長谷川孝雄  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5322号**  
大阪市北区国分寺2丁目3番43号 ホワイトハウス3番館 403号室、前住所大阪市北区豊崎7丁目3番23号 第二幸福マンション 403  
破産者 尾方 博史  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5323号**  
大阪市平野区瓜破5丁目2番29号 WA-R I S E 瓜破、前住所大阪市東住吉区今川7丁目10番4号 コーポ今川 101号  
破産者 鬼塚 克子  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5324号**  
大阪市平野区瓜破5丁目2番29号 WA-R I S E 瓜破、前住所大阪市東住吉区今川7丁目10番4号 コーポ今川 101号  
破産者 今田 俊昭  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5326号**  
大阪市平野区長吉原東3丁目3番38-1005号  
破産者 田中 留美  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5344号**  
大阪市都島区東野田町1丁目21番8号 都島エンビヒーム 302号  
破産者 上野 峰  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第485号**  
兵庫県高砂市米田町塩市201番地の1 ショッパーズプラザ塩市306号  
破産者 赤松 光  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第509号**  
兵庫県姫路市網干区新在家1367番地5 グランシャトー新在家2-B、従前の住所兵庫県姫路市網干区坂上277番地 三輪アパート2号室  
破産者 長谷川日出美  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第525号**  
兵庫県姫路市広畑区西夢前台5丁目71番地2 雇用促進住宅第2宿舎1-311  
破産者 藤原 学  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第589号**  
兵庫県姫路市別所町小林547番地 ロイヤル・シャトー・M102号室  
破産者 山口 由華  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第593号**  
兵庫県加古川市加古川町寺家町345番地 マーレ加古川駅前タワー1202号  
破産者 正木 洋平  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第598号**  
兵庫県姫路市東今宿1丁目5番23号  
破産者 柳瀬 学  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第600号**  
兵庫県姫路市飾磨区清水1丁目66番地 ラ・バルフェ・ド・フォワイエ105、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区清水1丁目80番地 車谷ハイツ2-C  
破産者 栗尾 文雄  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第602号**  
兵庫県加古川市加古川町北在家485番地4  
破産者 松田ひとみ  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第603号**  
兵庫県加古川市加古川町北在家485番地4  
破産者 松田 大成  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第86号**  
兵庫県小野市新部町1078番地の1  
破産者 中島 由佳  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所社支部

**令和7年(フ)第19号**  
兵庫県豊岡市梶原688番地 ふらわあコーポ205号  
破産者 田村 恵太  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**令和7年(フ)第144号**  
鳥取県鳥取市氣高町宝木900番地3、旧住所鳥取県鳥取市美萩野1丁目55番地3 県住92号  
破産者 清水 成美  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
鳥取地方裁判所民事部

<b>令和7年(フ)第145号</b>	島根県鳥取市賀露町西3丁目1番8号シャングリラ賀露201号、旧住所島根県鳥取市湖山町北5丁目206番地雇用促進住宅2-406号 破産者 芦川智恵利 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第148号</b>	島根県鳥取市福井386番地 破産者 吉田 健太 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第118号</b>	島根県松江市宍道町宍道1113番地14 破産者 上田 久美 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第141号</b>	島根県松江市西川津町3365番地29 コーポ夢ヶ丘101号室、住民票上の旧住所島根県松江市浜乃木6丁目4番47号 ニューキャリッジ108号室 破産者 上山あづさ 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第144号</b>	島根県安来市中津町465番地9 破産者 小林 彩夏 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第148号</b>	島根県安来市西赤江町425番地26 破産者 林原 郁 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第78号</b>	島根県出雲市大津町2363番地1 破産者 扇山 哲 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所出雲支部

<b>令和7年(フ)第79号</b>	島根県出雲市斐川町直江4646番地 ネオフラツ303、前住所大分県中津市大字下池永44番地1の2 リアン 205 破産者 澤村 篤志 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所出雲支部
<b>令和7年(フ)第913号</b>	広島市中区東千田町2丁目8番9-301号 破産者 竹内 麻実(旧姓中村) 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第930号</b>	広島市中区住吉町2番16-503号 破産者 惠木 敬士 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第933号</b>	広島市佐伯区五日市1丁目20番8-309号 破産者 辰井 博 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第945号</b>	広島市佐伯区坪井2丁目549番地2 201 破産者 羽原 萌(旧姓飯野) 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第946号</b>	広島市南区皆実町6丁目17番24-402号 破産者 岡村 恵美 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第975号</b>	広島市西区南觀音4丁目7番12号 破産者 栗原千絵美 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第994号</b>	広島県山県郡北広島町大朝2630番地2 破産者 中本 健二 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第999号</b>	広島市安佐北区あさひが丘9丁目7番11号 破産者 宮里 優哉 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1005号</b>	広島市東区戸坂山根2丁目1番41-201号 破産者 杉原 和幸 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1013号</b>	広島市安佐北区可部1丁目12番26-6号 破産者 橋渡 友香 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1019号</b>	広島県東広島市高屋町小谷1406番地662 破産者 井手裕一郎 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1022号</b>	広島市佐伯区薬師が丘2丁目7番23号 破産者 山崎 綾子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1027号</b>	広島市安佐北区落合南1丁目45番1号 破産者 喜連川文隆 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1032号</b>	広島市廿日市市上平良1291番地1 破産者 内田 義和 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1033号</b>	広島市廿日市市上平良1291番地1 破産者 内田百合枝 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1035号</b>	広島市安佐南区大町東1丁目17番11-307号 破産者 上門 大介 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1043号</b>	広島市中区昭和町12番8-405号 破産者 西 謙造 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1044号</b>	広島市安佐北区可部6丁目47番24号 破産者 久保 三賀 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1060号</b>	広島市中区江波南1丁目13番15-101号 破産者 山本 實雄 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部

<b>令和7年(フ)第1062号</b>	広島市西区三篠町2丁目4番20-801号 破産者 當麻 和子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 廣島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1064号</b>	広島市佐伯区新宮苑1番2号 破産者 藤本 真子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 廣島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1076号</b>	広島県東広島市西条町郷曾471番地20 破産者 吉井 宏次 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 廣島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第142号</b>	広島県江田島市江田島町宮ノ原2丁目33番2-204号 破産者 松本 節子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 廣島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第143号</b>	広島県呉市西鹿田2丁目5-30山広アパート101、開始決定上の住所広島県江田島市大柿町小古江682番地15(平アパート102) 破産者 中濱 恭成 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 廣島地方裁判所呉支部
<b>令和7年(フ)第144号</b>	広島県呉市広古新聞7丁目36番31-101号 破産者 桑原 亜季 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 廣島地方裁判所呉支部
<b>令和7年(フ)第70号</b>	山口県大島郡周防大島町大字平野244番地1(前住所福岡県福岡市博多区西月隈3丁目8番12-416号ロワールマンションアール板付式番館) 破産者 仁位 弘樹 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所岩国支部

<b>令和7年(フ)第236号</b>	徳島県徳島市名東町1丁目316番地の13 破産者 川原 玲菜 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第243号</b>	徳島県小松島市中郷町字西野66番地の1(徳島サンハイツ919号) 破産者 武島 仁 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第259号</b>	徳島県徳島市川内町加賀須野449番地の2 破産者 武市 和子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第272号</b>	徳島県鳴門市大津町矢倉字東堤71番地 プチメゾン大津 202号 破産者 中西 廣幸 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第274号</b>	徳島県徳島市名東町2丁目408番地 名東町団地 破産者 杉山 裕次 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第275号</b>	徳島県徳島市名東町2丁目408番地 名東町団地 破産者 杉山 智美 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第297号</b>	徳島県徳島市不動東町4丁目1597番地の1 不動東4改良2-16号 破産者 藤原 尚子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第61号</b>	福岡県八女市吉田310番地1 才木アパート6号 破産者 福山 俊幸 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所八女支部破産係
<b>令和7年(フ)第324号</b>	佐賀市兵庫南4丁目15番25号 破産者 内田 康洋 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第328号</b>	佐賀県神埼市脊振町服巻5588番地 破産者 八谷 優子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第331号</b>	佐賀市鍋島町大字八戸溝1238番地1 西佐賀団地222号 破産者 江越千佳子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第129号</b>	佐賀県西松浦郡有田町北ノ川内丙985番地1 破産者 松尾 由美 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所武雄支部
<b>令和7年(フ)第415号</b>	宮崎県西都市大字三納50番地1、前住所宮崎市大橋3丁目280番地 サンライズ大橋102号 破産者 江夏 想(旧姓黒木) 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第462号</b>	宮崎県西都市大字三宅4208番地 市営稚児ヶ池住宅612号、前住所宮崎県西都市大字南方1452番地 破産者 近藤 智子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第469号</b>	宮崎市江平西1丁目2番3号 アイン宮崎302号 破産者 竹下 恵子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第470号</b>	宮崎県西都市大字三納887番地 破産者 後藤 正晴 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第471号</b>	宮崎市大島町立野1475番地2 破産者 森本 成実 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第472号</b>	宮崎県西都市大字三納3789番地 破産者 寺尾 祥二 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第485号</b>	宮崎市南花ヶ島町243番地1 レオパレス入道206号 破産者 本田 大輔 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第489号**  
宮崎市山崎町宮下97-2、住民票上の住所宮崎市出来島町60番地5 ルミナス出来島201号  
破産者 日高アリサ  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所破産係  
**令和7年(フ)第166号**  
宮崎県日向市江良町1丁目105番地  
破産者 小田 誠  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所延岡支部  
**令和7年(フ)第275号**  
沖縄県沖縄市泡瀬3丁目9番23号 レジデンスSHOEI 203号  
破産者 喜納 千秋  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所沖縄支部破産係  
**令和7年(フ)第13号**  
沖縄県宮古島市平良字久貝784番地1 TA O-1 501号室  
破産者 増永 裕  
1 決定年月日 令和8年1月14日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所平良支部  
**小規模個人再生による再生計画認可**  
**令和7年(再イ)第64号**  
神奈川県大和市桜森3丁目11番14-1号  
再生債務者 渡邊 信泰  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月13日  
横浜地方裁判所第3民事部再生係  
**令和7年(再イ)第201号**  
横浜市磯子区滝頭1丁目6番6-102号  
再生債務者 松岡 剛士  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月13日  
横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第22号**  
奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目23番5号  
再生債務者 戸田 恵一  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月13日 奈良地方裁判所  
**令和7年(再イ)第1号**  
宮崎県日南市吾田東1丁目9番34号  
再生債務者 平原 佳彦  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月14日 宮崎地方裁判所日南支部  
**令和7年(再イ)第142号**  
横浜市戸塚区名瀬町52番地1 N I C ライブステイツ戸塚ガーデン402号  
再生債務者 石井 達也  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月13日  
横浜地方裁判所第3民事部再生係  
**令和7年(再イ)第45号**  
鹿児島市武岡5丁目33番64-55号  
再生債務者 餅原 琢磨  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月8日  
鹿児島地方裁判所民事第3部再生係  
**令和7年(再イ)第159号**  
埼玉県さいたま市岩槻区城町2丁目7番90号  
再生債務者 川中健太郎  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月13日  
さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第168号**  
さいたま市桜区栄3丁目26番27-4号  
再生債務者 宇都木 仁  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月13日  
さいたま地方裁判所第3民事部  
**令和7年(再イ)第43号**  
相模原市中央区南橋本1丁目8番12号 カインドネス南橋本103  
再生債務者 見城 学  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月13日  
横浜地方裁判所相模原支部  
**令和7年(再イ)第24号**  
山梨県西八代郡市川三郷町山保4743番地4  
再生債務者 工藤 雅矢  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月9日  
甲府地方裁判所民事部破産係  
**令和7年(再イ)第30号**  
滋賀県守山市伊勢町460番地 イーストピース守山303号(前住所) 兵庫県加古川市加古川町備後55番地 II-101号  
再生債務者 橋爪 光輝(旧姓河村)  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月14日  
大津地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再イ)第13号**  
兵庫県加西市中野町1494番地の112 シャーメゾンコタニ207  
再生債務者 川尻 敬助  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月14日 神戸地方裁判所社支部  
**令和7年(再イ)第20号**  
鹿児島市田上5丁目32番6号 ドリームサンライフ205号  
再生債務者 米満 光  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月9日  
鹿児島地方裁判所民事第3部再生係  
**令和7年(再イ)第52号**  
埼玉県吉川市大字木壳新田129番地1  
再生債務者 高鹿 友和  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月13日  
さいたま地方裁判所越谷支部再生係  
**令和7年(再イ)第102号**  
広島市安佐南区八木9丁目9番50-11-501号  
再生債務者 Segno(ネットストアKOB O)こと 川上 玄太  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月13日  
広島地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第29号 山梨県韮崎市富士見3丁目17番24号 Mai son de Luna C2 再生債務者 新井 哲也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月9日 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年（再イ）第193号 札幌市清田区真栄3条2丁目9番16-106号 再生債務者 岡田 明 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第151号 札幌市西区福井8丁目14番14号 再生債務者 田中 稔 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第20号 福島市大森字城ノ内67番地の2 グランデージ城ノ内A103号室 再生債務者 富田なひろ 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月13日 福島地方裁判所
令和7年（再イ）第224号 愛知県あま市本郷郷前55番地1 再生債務者 谷口 輝雄 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月13日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第35号 岩手県花巻市西大通り2丁目27番3号 再生債務者 平野 亨知 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年（再イ）第7号 青森県十和田市大字三木本字西金崎59番地23 再生債務者 高瀬麻衣子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月13日 青森地方裁判所十和田支部	令和7年（再イ）第152号 千葉県船橋市芝山3丁目27番1-509号 再生債務者 石井 嘉勇 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年（再イ）第77号 兵庫県相生市那波南本町6番46号 再生債務者 入江 真衣 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月13日 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第39号 三重県四日市市海山道町1丁目111番地2 サンハイム宮西105 再生債務者 土岐 陽斗 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 津地方裁判所四日市支部	令和7年（再イ）第17号 岩手県花巻市桜町1丁目391番地6 再生債務者 瀬川 幸子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年（再イ）第4部 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（再イ）第153号 千葉県船橋市芝山3丁目27番1-509号 再生債務者 石井 治雄 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年（再イ）第34号 奈良市都祁白石町946番地 再生債務者 坂上 明彦 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月13日 奈良地方裁判所	令和7年（再イ）第41号 三重県四日市市西松本町25番18号 V.I.P. - I.N.太平洋サウスヒルズ206 再生債務者 岩切 啓子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 津地方裁判所四日市支部	令和7年（再イ）第20号 岩手県北上市大堤北2丁目8番5号 再生債務者 小瀬川 剛 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年（再イ）第60号 静岡県島田市川根町家山29番地の2 再生債務者 坂本 勝昭 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年（再イ）第9号 宮崎県延岡市岡富町27番地 ミルフルール301 再生債務者 高妻 俊明 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 宮崎地方裁判所延岡支部	令和7年（再イ）第14号 福島県二本松市館野4丁目473番地2 再生債務者 渡邊 孝尋 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 津地方裁判所四日市支部	令和7年（再イ）第13号 福島地方裁判所民事第2部	静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再イ)第70号

静岡県榛原郡川根本町奥泉328番地  
再生債務者 中村 剛

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再イ)第80号

静岡市駿河区下川原6丁目28番21号  
再生債務者 牧田 真典

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再イ)第188号

愛知県愛知郡東郷町大字春木字追分118番地  
3  
再生債務者 大場 晃一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月13日

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再イ)第193号

名古屋市西区南川町158番地の1 サンビ  
レッジ南川102号  
再生債務者 飛鳥井真司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月13日

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再イ)第261号

名古屋市東区東桜2丁目3番1号 ネクサス  
サクラ805号  
再生債務者 伊藤 大登

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月13日

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再イ)第42号

三重県四日市市富田3丁目21番24-707号  
デュオヒルズ四日市富田  
再生債務者 萩原 憲

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日 津地方裁判所四日市支部

## 令和7年(再イ)第74号

京都市左京区一乗寺下り松町14番地 ノース  
コート 403  
再生債務者 中島 浩

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

京都地方裁判所第5民事部再生係

## 令和7年(再イ)第79号

京都市伏見区深草東瓦町23番地1  
再生債務者 辻井 克治

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

京都地方裁判所第5民事部再生係

## 令和7年(再イ)第96号

京都府長岡京市今里3丁目3番2号  
再生債務者 小林 恵子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

京都地方裁判所第5民事部再生係

## 令和7年(再イ)第417号

大阪市城東区今福西6丁目2番1-327号  
再生債務者 佐藤 貴子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月13日

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第472号

大阪府吹田市春日1丁目10番11号 201号室  
(住民票上の住所 大阪府茨木市橋の内2-7-11-304)

再生債務者 吉武 卓明

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月13日

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第67号

大阪府和泉市内田町1丁目11番31号  
再生債務者 大西美代子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月13日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

## 令和7年(再イ)第20号

鳥取県境港市外江町2256番地12  
再生債務者 井奥 久

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日 鳥取地方裁判所米子支部  
令和7年(再イ)第12号

北海道岩見沢市志文町297番地37  
再生債務者 斎藤 直宏

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

札幌地方裁判所岩見沢支部

## 令和7年(再イ)第13号

北海道岩見沢市日の出南1丁目4番1-301  
号 市営住宅日の出南団地1号棟  
再生債務者 石垣 久夫

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

札幌地方裁判所岩見沢支部

## 令和7年(再イ)第2号

富山県黒部市荻生4130番地2  
再生債務者 森 豊史

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日 富山地方裁判所魚津支部

## 令和7年(再イ)第13号

石川県加賀市山代温泉北部3丁目131番地  
エスペランザ305号室 (従前の住所) 鳥取  
県鳥取市気高町日光761番地21

再生債務者 村上 あみ

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日 金沢地方裁判所小松支部

令和7年(再イ)第16号	岐阜県多治見市幸町4丁目28番地の5 再生債務者 菊池 広史	1 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第77号	岐阜地方裁判所多治見支部 静岡市葵区相灘331-34 再生債務者 勝見 孝夫	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第83号	岐阜地方裁判所民事部第2部 兵庫県加古川市平岡町新在家3丁目281番地 アドニス21-302号 再生債務者 小塙 一幸	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第18号	岐阜地方裁判所民事部個人再生係 高知市神田1351番地20 アリビオII・102号、 旧住所高知県南国市前浜2203番地1 再生債務者 濱田 りか	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
(電子情報処理組織による通知)	高知地方裁判所民事部個人再生係 高知市神田1351番地20 アリビオII・102号、 旧住所高知県南国市前浜2203番地1 再生債務者 濱田 りか	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
第三十六条 事業団は、第十条第一項又は第三十三条第三項の規定に基づいて加入者及び学校法人等による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	第三十六条 事業団は、第十条第一項又は第三十三条第三項の規定に基づいて加入者及び学校法人等による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
(印)平成七年十一月二十六日口文部科学省大臣認可七文科高第一四五七四〇 日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則(平成九年十一月二十四日文部大臣認可総高第四十 六一四〇)の一部を次のよう変更する。 四次中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。 第三十六条を第三十七条へ、第三十五条の次に次の一条を加へる。	(印)平成七年十一月二十六日口文部科学省大臣認可七文科高第一四五七四〇 日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則(平成九年十一月二十四日文部大臣認可総高第四十 六一四〇)の一部を次のよう変更する。 四次中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。 第三十六条を第三十七条へ、第三十五条の次に次の一条を加へる。	1 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

る通知については、電子情報処理組織（事業団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下

	2 理由の要旨 合同8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月14日 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(再イ)第18号 鳥取県米子市陰田町579番地40 再生債務者 角田 克寿
1 主文債務者 濱田 治 (理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。)	1 主文債務者 本件再生計画を認可する。 (理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。)
令和8年1月14日 高知地方裁判所民事部個人再生係	令和8年1月14日 高知地方裁判所民事部個人再生係
第三十六条 事業団は、第十条第一項又は第三十三条第三項の規定に基づき加入者及び学校法人等に目次中「第三十六条」を「第三十六条—第三十八条」に改める。 第三十六条を第三十七条とし、第三十五条の次に次の二条を加える。 (電子情報処理組織による通知)	日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について (令和七年十二月二十六日文部科学大臣認可七文科高第一四五七号) 日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則(平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の一号)の一部を次のように変更する。 1 公金受取口座を希望する旨を記載した請求書等を事業団に提出した場合(施行規則第五十五条第三項の規定により実施機関(事業団を除く)から事業団に送付され、又は電磁的方法により送られ、同条第四項の規定により事業団に提出があつたものとみなされた場合を除く)に限る。 2 逐年金受給権者が死亡したとき(繰下げ待機者が支給の繰下げの申出を行うまでの間に死亡したときを含む)。 3 四 加給年金額の対象者が死亡したとき 附 則 この変更は、令和七年十二月二十六日から実施する。

(提出書類の特例)

第三十八条 施行規則第四十一条第四項(私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年文部科学省令第三十三号)附則第十条第五項又は附則第十八条の二第一項の規定により準用する場合を含む)の規定により、事業団への提出を省略することができる届書は、次に掲げる場合における届書とする。

一 年金受給権者が氏名を変更したとき、転居したとき又は住居表示若しくは個人番号が変更されたとき

二 公金受取口座の払渡金融機関が変更されたとき(年金の支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載した請求書等を事業団に提出した場合(施行規則第五十五条第三項の規定により実施機関(事業団を除く。)から事業団に送付され、又は電磁的方法により送られ、同条第四項の規定により事業団に提出があつたものとみなされた場合を除く。に限る。))

三 一年金受給権者が死亡したとき(繰下げ待機者が支給の繰下げの申出を行うまでの間に死亡したときを含む。)

四 加給年金額の対象者が死亡したとき

この変更は、令和七年十二月二十六日から実施  
令和八年一月二十八日

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60~80歳(推定)、性別男性、丸顔、身長171cm、体格小肥型、頭髪白髪、所持品内に眼鏡(一部べつ甲のフレーム)在中  
上記の者は、令和7年11月23日前10時25分頃、奈良県吉野郡吉野町大字河原屋849番地、津風呂湖観光株式会社南東約330m先津風呂湖内で遺体が発見されました。死亡の日時は令和7年11月中旬と推定されます。

当該行旅死亡人については、引取人がないため、遺骨は当町にて保管しています。心当たりの方は吉野町役場長寿福仙課まで申し出ください。  
令和8年1月28日 奈良県 吉野町長 中井 章太

## 行旅死亡人

本籍・氏名・性別・年齢不詳(20歳代以上)  
上記の者は、令和7年6月25日の午後2時頃、沖縄県糸満市字福地119番地の2福地公民館から東方約90メートル地点の区画整備工事現場において発見、死因は不詳。死亡日時は平成頃と推定されます。遺骨は火葬に付し、糸満市納骨堂に納骨してあります。お心当たりの方は、当市社会福祉課までお申し出ください。  
令和8年1月28日 沖縄県 糸満市長 當銘 真栄

## 押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたる。

記

福島県いわき南警察署長

司警警察員警視 岡部 定雄

令和6年第137号盜品等運搬被疑事件(令和6年第113号) 1.普通乗用自動車(ホンダインサイト) 1台。2.エンジンキー1個 受還付人 「GUNATHILAKA MAHANAYAKA.

MUDALIGE.DON.THARINDULAKMAL」

## 会社その他の公則

## 解散公則

当社は、令和六年九月二十五日に破産手続開始

決定により解散し、令和七年十一月七日に当該破産手続が終結しましたので、当社に債権を有する者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 宮城県仙台市宮城野区大槻一〇番一九号 株式会社新東洋技術コノサルタント 代表清算人 上林 佑

連絡先 仙台市青葉区大町一丁目一番八号 第三青葉ビル一〇階フオレストアップ法律事務所

千葉県船橋市芝山四丁目一八番一号 NPO法人船橋宿場町再生協議会 清算人 大木 武士

解散公則

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総権を有する方は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 茨城県つくば市大井一四六一ー一 有限公司I-O-S 清算人 大里 登

解散公則

当社は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 千葉県佐倉市上矢津一六六八番地九 一般社団法人NURTURES 代表清算人 堤 美智子

解散公則

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 東京都港区東新橋二丁目六番一〇号 ブリスケアサービス株式会社 代表清算人 森下 正道

解散公則

当社は、令和八年一月十三日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 群馬県伊勢崎市下植木町九七七番地 有限会社藍原印刷所 清算人 関根 寿斗

解散公則

当社は、令和八年一月十三日の株主総会の決議により解散いたしましたので、債権者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 東京都墨田区自由が丘一丁目一六番九一 二〇五号 株式会社Roon8 代表清算人 植野 蘭子

## 令和八年一月二十八日

埼玉県川口市大字榛松七七一番地

トヤマ精密株式会社

代表清算人 大田 哲朗

解散公則

当社は、令和七年十一月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債

権を有する者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以

内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 一般社団法人日本IT集客サポート 清算人 永山 裕基

解散公則

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 東京都江東区豊洲五丁目一番三三号三九〇二 一般社団法人日本IT集客サポート 清算人 桑原 義孝

解散公則

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 東京都江戸川区東篠崎二丁目一番八号 有限会社ぱらハウジング 清算人 桑原 義孝

解散公則

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 東京都品川区東五反田一丁目一一番一二号 CELSUS合同会社 清算人 坂田 智則

解散公則

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二

箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 東京都墨田区自由が丘一丁目一六番九一 二〇五号 株式会社Roon8 代表清算人 植野 蘭子

## 解散公則

一般社団法人日本IT集客サポートは令和七年十二月二十日に解散したので、当法人に対しても債

権を有する者は、本公司告掲載の翌日から起算して二箇月以内にその申し出をしてください。

なお、右期間内に申し出のないときは、清算か

れ除斥されます。

令和八年一月二十八日 東京都江東区豊洲五丁目一番三三号三九〇二 一般社団法人日本IT集客サポート 清算人 桑原 義孝

解散公則

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債

権を有する者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以

内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 一般社団法人日本IT集客サポート 清算人 永山 裕基

解散公則

当社は、令和七年十一月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債

権を有する者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以

内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 一般社団法人日本IT集客サポート 清算人 桑原 義孝

解散公則

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 東京都品川区東五反田一丁目一一番一二号 CELSUS合同会社 清算人 坂田 智則

解散公則

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二

箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

れ除斥します。

令和八年一月二十八日 東京都墨田区自由が丘一丁目一六番九一 二〇五号 株式会社Roon8 代表清算人 植野 蘭子

## 解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都青梅市二俣尾二丁目六四二番

有限公司会社カネモ建設

清算人 森田 正子

## 解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都文京区関口一丁目一二番一号

アケサカリフォーム株式会社

代表清算人 明坂 富茂

## 解散公告

当組合は令和八年一月十三日解散いたしました。つきましては当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区九段北四丁目一番一号

KAKEZAN project有限公司会社

清算人 和田 丙午

## 解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都港区新橋五丁目六番三号

株式会社GOLLEY

代表清算人 大槻 拓海

代表清算人 田中 健介

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日付、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都太田区南久が原二一八一四ロンシャン久が原二〇三

合同会社トリガボト

清算人 和田 佳大

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都港区赤坂七丁目六番一五号

合同会社トレック・マーズ

清算人 下田 興一

## 解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

東京レジ2一般社団法人

代表清算人 内山 隆太郎

## 解散公告

当社は、令和七年十一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都港区赤坂七丁目二番一号

KAKEZAN project有限公司会社

清算人 和田 丙午

## 解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都中央区銀座七丁目一三番二〇号銀座THビル九階

株式会社エーフレンドリー

代表清算人 西辻真奈(細川真奈)

## 解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

東京レジ2一般社団法人

代表清算人 内山 隆太郎

## 解散公告

当社は、令和八年一月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都新宿区新宿二丁目二番一号

有限会社魚多屋建設

清算人 河村 佐智子

東京レジ2合同会社

## 解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都港区芝浦四丁目九番二五号

フオイスアイシーティープロ株式会社

代表清算人 浦野 明美

## 解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

東京レジ2合同会社

清算人 内山 隆太郎

## 解散公告

当社は、令和八年一月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都武蔵野市境南町二丁目七番二一號

有限会社サイバノミクス

清算人 西村 信夫

東京レジ2合同会社

## 解散公告

当社は、令和八年一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都豊島区西池袋一丁目三〇番地八号

有限会社クイックタイム

代表清算人 野村 圭佑

## 解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都杉並区梅里二丁目二五番一三号高円寺プラザ二一号D室

七星株式会社

代表清算人 戴 飛

東京レジ2合同会社

清算人 野村 圭佑

## 解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日

東京都豊島区池袋二丁目三四番二号

有限会社はら不動産管理  
代表清算人 原 洋二

## 解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区九段南三丁目九番一二号

一般社団法人いわき桜会  
代表清算人 齋藤 工

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都立川市柴崎町一丁目二三番二七号

有限会社三賀高島  
清算人 高嶋志保恵

## 解散公告

当法人は、令和八年一月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和

综合会計事務所内  
ブルーホスピタリティGP一般社団法人  
代表清算人 荒川 真司

## 解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日

神奈川県藤沢市湘南台四丁目三九番地の五

一般社団法人しようなん  
清算人 山口 智子

## 解散公告

当社は、令和八年一月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区駿河台一八番一号

メルスサイトー七〇二 m o l x 株式会社  
代表清算人 笠間 舞子

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

新潟市中央区南笹口一丁目一番三八号コー  
プオリンピア八〇八

株式会社燈  
代表清算人 渡邊 大稀

## 解散公告

当法人は、令和八年一月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

石川県金沢市鈴見台二丁目一四番八号

有限会社オクムラ  
清算人 奥村 正美

## 解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日

山梨県大月市宮谷一五一一番地八

特定非営利活動法人山梨ねこボランティ  
アネットワーク 清算人 坂本 佳代

## 解散公告

当法人は解散した。債権者は本公司告掲載の翌日から二箇月以内に清算人まで申出をされたい。期間内に申出なきときは清算から除斥される。

令和八年一月二十八日

静岡県富士市久沢二丁目一〇番六

特定非営利活動法人 A c o m r a d e s  
清算人 松井 綾乃

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日

三重県伊勢市旭町二〇〇番三

株式会社楽  
代表清算人 中井 結花

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日

静岡県田方郡函南町平井一七五三番地の一  
八七五 有限会社あすかライフサービス

清算人 沖中 祐子

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日

名古屋市中川区十番町二丁目一五番地

有限会社双龍苑  
清算人 金山 幸子

## 解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日

名古屋市港区本宮町一丁目七二番地の一  
大幸福服株式会社

代表清算人 犬飼久美子

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日

滋賀県草津市追分町六九一番地の二  
三陽金属株式会社

代表清算人 奥村 有峰

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日

京都市伏見区深草願成町三四番地の二〇  
法喜株式会社

代表清算人 中井 周治

内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

京都市伏見区深草願成町三四番地の二〇  
法喜株式会社

代表清算人 中井 周治







### 相続債権者受遺者への請求申出の催告

○三八番地五ふるさとホーム鹿沼  
本籍栃木県那須郡那須町大字寺子乙四〇〇六  
番地二二、最後の住所栃木県鹿沼市貝島町五

被相続人 三森 敏夫  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十八日  
栃木県鹿沼市下田町

相続財産清算人 司法書士 佐伯 智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍埼玉県川口市中青木三丁目九番、最後の  
住所埼玉県川口市中青木三丁目九番二一三〇  
五号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日  
から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。  
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し  
ます。

令和元年一月二十八日  
埼玉県さいたま市南区沼影一一一一二武  
藏浦和スカイ&ガーデンA一一〇三号室塚  
田総合法律事務所

被相続人 亡千葉 精春様  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌  
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。  
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し  
ます。

令和八年一月二十八日  
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号  
マーキュリー千葉九階 みどり総合法律事務所  
相続債権者受遺者への請求申出の催告

被相繞人亡寺田

誠

相続財産清算人 弁護士 権田 典之

相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍福岡県大牟田市新地町八番地、最後の住  
所川崎市幸区南加瀬四丁目四番三三号  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌  
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。  
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥  
します。

令和八年一月二十八日  
神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目一〇番二号  
ソシオ砂子ビル七階 川崎合同法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中瀬奈都子  
相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍神奈川県相模原市緑区中野一七九四番地  
一七、最後の住所神奈川県相模原市緑区中野  
一七九四番地一七 被相続人 亡 黒川 清次  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌  
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。  
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥  
します。

令和八年一月二十八日  
神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六  
番一五号相模大野スカイビル六階 弁護士  
法人かふう法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 宮下哲太朗  
相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍神奈川県平塚市立野町四二〇番地、最後  
の住所神奈川県平塚市立野町一番七号  
被相続人 亡 府川 裕子  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌  
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。  
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥  
します。

令和八年一月二十八日  
神奈川県平塚市紅谷町二一一四 一剣浜大  
門ビル三階  
相続財産清算人 弁護士 角田 健典  
相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍富山県高岡市戸出光明寺二〇二番地、最  
後の住所本籍に同じ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

第30期決算公告

令和8年1月28日 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号  
株式会社高橋編集事務所

代表取締役 清水 美成

**貸借対照表の要旨** (令和7年6月30日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,269,085	流动負債	27,989
		貯与引当金	2,122
		固定負債	2,558
		役員退職慰労引当金	2,558
		株主資本	1,238,537
		資本金	10,000
		資本剰余金	30,250
		その他資本剰余金	30,250
		利益剰余金	1,594,287
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,594,287 (43,749)
		自己株式	△396,000
資産合計	1,269,085	負債・純資産合計	1,269,085



## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市呼松三丁目二二一番地、最後の住所岡山県倉敷市呼松三丁目四番一七号  
被相続人 亡 畑中 勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十八日

岡山県倉敷市西阿知町一〇七番地一 倉敷

わかば法律事務所

相続財産清算人 弁護士 新庄 将彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市仁保中郷六二八一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 岡 晃弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市城西三丁目二番地七、最後の住所福岡県宗像市徳重五四二番地三

被相続人 亡 松尾 满喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十八日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三号サンハイツ舞鶴三〇五号

相続財産清算人 司法書士 木津圭太郎

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市西区二本木二丁目三一四番地、最後の住所鹿児島県姶良郡加治木町木田一三三四番地  
被相続人 亡 川尻 篤之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十八日

岡山県倉敷市西阿知町一〇七番地一 倉敷

わかば法律事務所

相続財産清算人 弁護士 新庄 将彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市仁保中郷六二八一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 岡 晃弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市城西三丁目二番地七、最後の住所福岡県宗像市徳重五四二番地三

被相続人 亡 松尾 满喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十八日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三号サンハイツビル一F 法テラス奄美法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木津圭太郎

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県姶良郡加治木町木田一三三四番地、最後の住所鹿児島県姶良郡加治木町木田一三三四番地  
被相続人 亡 上村 長男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十八日

岡山県倉敷市西阿知町一〇七番地一 倉敷

わかば法律事務所

相続財産清算人 弁護士 新庄 将彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市仁保中郷六二八一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 岡 晃弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市仁保中郷六二八一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 岡 晃弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市仁保中郷六二八一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 岡 晃弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市城西三丁目二番地七、最後の住所福岡県宗像市徳重五四二番地三

被相続人 亡 松尾 满喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十八日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三号サンハイツビル一F 法テラス奄美法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木津圭太郎

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県姶良郡加治木町木田一三三四番地、最後の住所鹿児島県姶良郡加治木町木田一三三四番地  
被相続人 亡 上村 長男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十八日

岡山県倉敷市西阿知町一〇七番地一 倉敷

わかば法律事務所

相続財産清算人 弁護士 新庄 将彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市仁保中郷六二八一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 岡 晃弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市仁保中郷六二八一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 岡 晃弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市城西三丁目二番地七、最後の住所福岡県宗像市徳重五四二番地三

被相続人 亡 松尾 满喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十八日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三号サンハイツビル一F 法テラス奄美法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木津圭太郎

## 第6期決算公告

令和8年1月28日 東京都港区赤坂三丁目17番3号 MetCom株式会社 代表取締役 近義起 貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	流動資産
資 产 合 计	506,584
資 产 合 计	91,590
資 产 合 计	598,174
負 纯 资 产 及 び 部	資 产 合 计
負 纯 资 产 及 び 部	12,462
負 纯 资 产 及 び 部	583,192
負 纯 资 产 及 び 部	50,000
負 纯 资 产 及 び 部	1,311,382
負 纯 资 产 及 び 部	50,000
負 纯 资 产 及 び 部	1,261,382
負 纯 资 产 及 び 部	57,781,90
負 纯 资 产 及 び 部	57,781,90
負 纯 资 产 及 び 部	(169,400)
負 纯 资 产 及 び 部	2,520
負 纯 资 产 及 び 部	598,174

科 目	金額(千円)
資の 産 部	流動資産
資 产 合 计	1,010,576
資 产 合 讀	2,100
資 产 合 计	1,012,676
負 纯 资 产 及 び 部	資 产 合 计
負 纯 资 产 及 び 部	14,405
負 纯 资 产 及 び 部	1,542
負 纯 资 产 及 び 部	2,558
負 纯 资 产 及 び 部	2,558
負 纯 资 产 及 び 部	995,712
負 纯 资 产 及 び 部	10,000
負 纯 资 产 及 び 部	985,712
負 纯 资 产 及 び 部	985,712
負 纯 资 产 及 び 部	(43,186)
負 纯 资 产 及 び 部	1,012,676

## 第30期決算公告

令和8年1月28日

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 高橋編集企画株式会社 代表取締役 清水 美成

科 目	金額(千円)
資の 産 部	流動資産
資 产 合 计	1,010,576
資 产 合 计	2,100
資 产 合 计	1,012,676
負 纯 资 产 及 び 部	資 产 合 计
負 纯 资 产 及 び 部	14,405
負 纯 资 产 及 び 部	1,542
負 纯 资 产 及 び 部	2,558
負 纯 资 产 及 び 部	2,558
負 纯 资 产 及 び 部	995,712
負 纯 资 产 及 び 部	10,000
負 纯 资 产 及 び 部	985,712
負 纯 资 产 及 び 部	985,712
負 纯 资 产 及 び 部	(43,186)
負 纯 资 产 及 び 部	1,012,676

## 第25期決算公告

令和7年12月26日

埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目4番地2

科 目	金額(千円)
資の 産 部	流動資産
資 产 合 计	5,914,099
資 产 合 计	46,360
資 产 合 计	5,960,460
負 纯 资 产 及 び 部	資 产 合 计
負 纯 资 产 及 び 部	4,702,353
負 纯 资 产 及 び 部	316,841
負 纯 资 产 及 び 部	941,265
負 纯 资 产 及 び 部	99,000
負 纯 资 产 及 び 部	842,265
負 纯 资 产 及 び 部	842,265
負 纯 资 产 及 び 部	(175,419)
負 纯 资 产 及 び 部	5,960,460

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告 非訟事件手続法第九十条第八項及び第六項の規定により、次のとおり供託しました。
一 対象土地 (イ) 神戸市垂水区舞子坂四丁目 一三八五番二三二
対象土地 (口) 神戸市垂水区舞子坂四丁目 一三八五番二三七
対象建物 神戸市垂水区舞子坂四丁目 一三八五番地二三三家屋番 号一三八五番二三三
二 供託所 神戸地方法務局
三 供託番号
四 供託金額 令和七年度金第一四九〇号
五 対象土地 (イ) 及び対象土地 (口) 並びに 対象建物 (イ) 及び対象土地 (口) 並びに 対象建物
六 事件名 令和七年度金第一四九〇号
七 事件番号 金八二五、二八〇円
裁判所 神戸地方裁判所
立事件 神戸市中央区江戸町九番地ストロングビル 八階弁護士法人神戸綜合法律事務所
所有者不明土地及び建物管理人
弁護士 西川 精一
不在者財産管理人による供託公告 家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 西 真奈美
住所 神奈川県川崎市中原区井田中ノ町一番 生年月日 昭和四十三年七月一日
供託所 横浜地方法務局川崎支局 供託番号 二〇号 フキラオイン一〇二
供託金額 六、一七五、五四円
事件番号 令和四年(家) 第七一七四号
裁判所 横浜家庭裁判所川崎支部 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

相続財産管理人による供託公告 家事事件手続法第一百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 被相続人 植原 和子
二 最後の住所 東京都葛飾区東水元六丁目四番 一二号
三 供託番号 生年月日 昭和三十年十月十日
四 供託金額 死亡年月日 令和六年九月二十八日
五 裁判所 供託所 東京法務局
六 事件名 令和七年度金第四一二四二号
七 事件番号 令和六年(家) 第八六九〇号
裁判所 東京家庭裁判所
立事件 ル三階紀尾井町法律事務所
所有者不明土地及び建物管理人
弁護士 西川 精一
不在者財産管理人による供託公告 家事事件手続法第四百四十六条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 西 真奈美
住所 神奈川県川崎市中原区井田中ノ町一番 生年月日 昭和四十三年七月一日
供託所 横浜地方法務局川崎支局 供託番号 二〇号 フキラオイン一〇二
供託金額 六、一七五、五四円
事件番号 令和七年(家) 第三〇〇九五号
裁判所 横浜家庭裁判所川崎支部 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

第10期決算公告		
令和8年1月28日 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号 株式会社Mewcket 代表取締役 謙訪原亮一		
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	70,126
	固定資産	0
	合 計	70,126
負純 資産 及の び部	流动資本	1,719
	資本	68,406
	資本	122,229
	資本	122,129
	資本	122,129
	利益	△ 175,952
	その他利益	△ 175,952
	(うち当期純損失)	(3,469)
	合 計	70,126

第2期決算公告		
令和8年1月28日 東京都小金井市中町二丁目24番16号 A S E M t e c h 株式会社 代表取締役 生嶋 健司		
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	216,526
	固定資産	7,901
	合 計	224,428
負純 資産 及の び部	流动資本	5,485
	資本	218,943
	資本	90,000
	資本	262,002
	利益	△ 133,058
	その他利益	△ 133,058
	(うち当期純損失)	(103,785)
	合 計	224,428

第3期決算公告		
令和8年1月28日 東京都港区赤坂四丁目8番19号 赤坂フロントタワー3階 株式会社Car not 代表取締役 松森 匠哉		
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産	87,093,106
	固定資産	29,694,662
	合 計	116,787,768
負純 資産 及の び部	流动資本	26,884,702
	資本	3,725,000
	資本	1,178,066
	資本	1,000,000
	利益	178,066
	その他利益	178,066
	(うち当期純利益)	(19,197,554)
	新株予約権	85,000,000
	負債・純資産合計	116,787,768

第12期決算公告		
令和8年1月28日 京都市下京区因幡堂町655番地 リビングネットワークサービス株式会社 代表取締役 高木 大輔		
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)(単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産	1,330,406
	固定資産	204,274
	合 計	1,534,680
負純 資産 及の び部	流动資本	685,141
	資本	849,538
	資本	10,000
	資本	839,538
	利益	2,500
	その他利益	837,038
	(うち当期純利益)	(306,506)
	合 計	1,534,680

第40期決算公告		
令和7年12月16日 愛知県一宮市三条賀1番地 中日本コンテナーサービス株式会社 代表取締役 川尻 明夫		
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	657,218
	固定資産	240,854
	合 計	898,073
負純 資産 及の び部	流动資本	79,258
	資本	26,315
	資本	792,499
	資本	70,000
	利益	722,499
	その他利益	17,500
	(うち当期純利益)	704,999
	合 計	898,073

第6期決算公告		
令和8年1月28日 東京都台東区台東一丁目31番7号 株式会社SHOEI SALES JAPAN 代表取締役 市川 譲		
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産	256,654
	固定資産	1,183
	合 計	257,838
負純 資産 及の び部	流动資本	114,027
	資本	143,811
	資本	5,000
	利益	138,811
	その他利益	(26,107)
	(うち当期純利益)	138,811
	合 計	257,838

## 第25期決算公告

令和8年1月28日  
京都市下京区因幡堂町655番地  
株式会社OVO  
代表取締役 南條 義徳

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	326,518
固定 資産	64,051
合 計	390,569
負純 資産 及の び部	
流動 負債	219,025
(うち賞与引当金)	(1,885)
固定 負債	171,544
株主 資本	80,000
資本 利益 剰余金	91,544
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	91,544 (24,622)
合 計	390,569

## 第8期決算公告 令和8年1月28日

京都市下京区因幡堂町655番地

株式会社 ジェイ・エス・ビー・フードサービス

代表取締役 岡 篤史  
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	864,827
固定 資産	43,059
合 計	907,887
負純 資産 及の び部	
流動 負債	551,496
(うち賞与引当金)	(53,468)
固定 負債	10,627
退職給付引当金	10,627
株主 資本	345,763
資本 利益 剰余金	50,000
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	295,763 (101,424)
合 計	907,887

## 第23期決算公告 令和8年1月28日

京都市下京区松原通東洞院西入北側  
因幡堂町655番地

総合管財株式会社

代表取締役 村上 雅紀

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	349,745
固定 資産	4,795
合 計	354,541
負純 資産 及の び部	
流動 負債	88,881
(うち賞与引当金)	(2,422)
株主 資本	265,660
資本 利益 剰余金	50,000
利益 準備金	215,660
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	12,500 203,160 (73,828)
合 計	354,541

## 第13期決算公告 令和8年1月27日

福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号  
アイケア株式会社  
代表取締役 寺澤 大輔

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	255,803
固定 資産	432,045
合 計	687,848
負純 資産 及の び部	
流動 負債	144,394
(うち賞与引当金)	(20,187)
固定 株主 資本	231,925
資本 利益 剰余金	311,528
資本 準備金	95,000
利益 剰余金	95,000
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	121,528 121,528 (38,262)
合 計	687,848

## 第18期決算公告 令和8年1月28日

兵庫県宝塚市安倉中二丁目4番8号  
株式会社シンリュウトラスト  
代表取締役 山砥 浩

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	70,372
資産 合計	70,372
負純 資産 及の び部	
流動 負債	60,606
負債 合計	60,606
株主 資本	9,766
資本 利益 剰余金	5,000
資本 準備金	4,766
利益 剰余金 (うち当期純利益)	4,766 (4,198)
純資産 合計	9,766
負債・純資産合計	70,372

## 第11期決算公告 令和8年1月28日

京都市下京区因幡堂町655番地  
株式会社スタイルガーデン  
代表取締役 斎田 浩希

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	4,125
固定 資産	7,817
合 計	11,942
負純 資産 及の び部	
流動 負債	19,083
株主 資本	7,160
資本 利益 剰余金	3,000
資本 準備金	10,160
利益 剰余金 (うち当期純損失)	10,160 (5,448)
新株予約権	20
合 計	11,942

## 第3期決算公告 令和7年12月22日

東京都千代田区神田須田町一丁目14番地  
ヒューリック神田須田町ビル3階

バリュー・クエスト・パートナーズ

株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	16,220
固定 資産	25,435
総 資産	148
資 産 合 計	41,803
負純 資産 及の び部	
流動 負債	907
株主 資本	40,896
資本 利益 剰余金	20,000
資本 準備金	20,000
利益 剰余金	896
その他利益剰余金 (うち当期純損失)	896 (1,469)
負債・純資産合計	41,803

## 第22期決算公告 令和8年1月28日

栃木県小山市城東一丁目6番33号  
TBCシルバーサービス株式会社  
代表取締役 小原 哲平

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	146,469
固定 資産	815,266
合 計	961,736
負純 資産 及の び部	
流動 負債	194,190
固定 株主 資本	197,664
資本 利益 剰余金	569,881
資本 準備金	50,000
利益 剰余金	6,000
その他資本剰余金	6,000
利益 剰余金	513,881
利益 準備金	5,245
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	508,635 (16,673)
合 計	961,736

## 第20期決算公告 令和8年1月28日

長崎県諫早市高来町船津295番地1  
株式会社ノボル電工社  
代表取締役 野口 正勝

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	279,006
固定 資産	48,041
合 計	327,047
負純 資産 及の び部	
流動 負債	30,095
株主 資本	296,952
資本 利益 剰余金	30,000
資本 準備金	266,952
利益 剰余金 (うち当期純利益)	266,952 (36,010)
合 計	327,047

## 第19期決算公告

令和7年12月26日

東京都台東区小島2-20-11

株式会社LIG

代表取締役 大山 智弘

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	994,873
固定 資産	370,720
資 産 合 計	1,365,594
負純 資産 及の び部	
流動 負債	829,648
固定 負債	376,717
株主 資本	159,228
資本 利益 剰余金	10,000
資本 準備金	149,228
利益 剰余金 (うち当期純利益)	149,228 (138,371)
負債・純資産合計	1,365,594

## 第22期決算公告 令和7年6月27日

東京都文京区本郷二丁目35番8号

フクダメディカルソリューション株式会社

代表取締役 百瀬 寛

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	471,842
固定 資産	43,217
資 産 合 計	515,059
負純 資産 及の び部	
流動 負債	126,359
賞与 引当金	24,432
その他の負債	101,927
固定 株主 資本	48,062
資本 利益 剰余金	340,638
資本 準備金	50,000
利益 剰余金	290,638
その他資本剰余金	12,500
利益 準備金	278,138
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	278,138 (16,576)
負債・純資産合計	515,059

## 第4期決算公告 令和8年1月28日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目15番7号

株式会社OASIZ

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	583,679
固定 資産	25,092
合 計	608,771
負純 資産 及の び部	
流動 負債	62,365
負債 債本	1,600
資本 利益 剰余金	234,806
資本 準備金	100,000
その他資本剰余金	158,079
利益 剰余金	128,539
その他利益剰余金	29,539
資本 準備金	△23,273
利益 剰余金 (うち当期純利益)	△23,273 (23,614)
新株予約権	310,000
合 計	608,771

第10期決算公告		令和7年12月18日 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目2番16号 日本都市開発事業株式会社 代表取締役 佐藤 聰美 貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 資産合計	867,348 52,424 99,432
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 負債・純資産合計	395,722 264,843 333,766 273,750 167,450 167,450 △107,433 △107,433 (1,330) 99,432

第32期決算公告		令和7年7月31日 東京都港区芝浦3丁目9番1号 エレクタ株式会社 貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 資産合計	6,227,453 163,261 6,390,714
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本剩余金 资本准备金 利息剩余金 其他利息剩余金 (うち当期纯利益) 负债・纯资产合计	4,419,643 647,265 1,323,806 100,000 100,010 100,010 1,123,796 1,123,796 (430,890) 6,390,714

第10期決算公告		令和8年1月28日 長野県北安曇郡白馬村大字北城 3020番地682 ピースクラフト株式会社 代表取締役 ナヴィンダージツ・シン・ アナツ・ルラキ・ナランジャン・シン 貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 資産合計	21,087,892 197,685,404 218,773,296
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本剩余金 资本准备金 利息剩余金 其他利息剩余金 (うち当期纯利益) 负债・纯资产合计	90,478,098 57,412,364 70,882,834 9,900,000 60,982,834 60,982,834 (15,390,116) 218,773,296

第9期決算公告		令和8年1月28日 東京都品川区西五反田七丁目1番1号 Blue Bank株式会社 代表取締役 杉守 一樹 貸借対照表の要旨 (令和7年8月31日現在) (単位:千円)
科	目	金額
流動資産 固定資産 繰延資産	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 新株予約権 負債・純資産合計	1,368,513 99,891 1,309 993,739 302,360 173,583 90,000 487,620 90,000 397,620 △404,037 △404,037 (404,037) 32 1,469,713 1,469,713

第31期決算公告		令和8年1月28日 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号 株式会社東京学生ライフ 代表取締役 丸屋 亮介 貸借対照表の要旨 (令和7年10月31日現在) (単位:千円)
科	目	金額
流動資産 固定資産	流動負債 固定負債 退職給付引当金 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 資産合計	230,423 41,627 104,369 (5,890) 12,204 155,477 40,000 10,000 10,000 105,477 105,477 (26,945) 272,050 272,050
負債・純資産合計		

第48期決算公告		2026年1月28日 東京都千代田区神田須田町一丁目34番地1 千歳ファシリティーズ株式会社 取締役社長 永田 裕之 貸借対照表の要旨 (2025年10月31日現在) (単位:百万円)
資産の部	負債及び純資産の部	
流動資産 固定資産	流動負債 (賞与引当金) 固定負債 (役員退職慰労引当金) (金) (退職給付引当金) 株主資本 資本剰余金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 合計	3,604 321 919 (327) 147 (34) (113) 2,859 80 70 70 2,709 20 2,689 3,925 3,925 151百万円

第41期決算公告		令和8年1月28日 京都市中京区金吹町461番地京都烏丸御池ビル4階 株式会社学生ハウジング 代表取締役 石本 浩治 貸借対照表の要旨 (令和7年10月31日現在) (単位:千円)
科	目	金額
流動資産 固定資産 繰延資産	流動負債 (うち賞与引当金) 固定負債 退職給付引当金 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 合計	216,366 18,465 40 57,677 (6,071) 16,889 16,889 160,306 10,000 150,306 150,306 (31,891) 234,872 234,872
負債・純資産合計		

第9期決算公告		令和8年1月28日 東京都中央区銀座二丁目9番17号 坪井ホールディングス株式会社 代表取締役 坪井 晴雅 貸借対照表の要旨 (令和7年10月31日現在) (単位:百万円)
科	目	金額
流動資産 固定資産	流動負債 修繕引当金 株主資本 資本剰余金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 自己株式 合計	307 8,161 113 251 40 8,104 96 6,026 6,026 2,232 2,232 (281) △250 8,468 8,468

第87期決算公告		令和8年1月28日 東京都中央区銀座二丁目9番17号 坪井工業株式会社 代表取締役 坪井 晴雅 貸借対照表の要旨 (令和7年10月31日現在) (単位:百万円)
科	目	金額
流動資産 固定資産	流動負債 固定負債 退職給付引当金 完成工事補償引当金 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 合計	25,722 2,716 17,789 585 422 157 10,064 100 20 20 9,944 25 9,919 (942) 28,438 28,438
負債・純資産合計		

**第9期決算公告** 令和8年1月28日  
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目33番5号  
**株式会社トーシンライフサポート**  
代表取締役 小笠原一義

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	728,596 8,099
	合計	736,695
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本利益 その他利益 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金	463,098 402 272,434 10,000 262,434 262,434 (54,220) 760 760
	合計	736,695

**第5期決算公告** 令和8年1月28日  
東京都新宿区西新宿一丁目4番11号  
**全研プラザビル**

代表取締役 小笠原一義

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	47,897 2,204
	合計	50,101
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本利益 その他利益 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金	4,731 45,369 10,000 35,369 35,369 (10,661)
	合計	50,101

**第15期決算公告** 令和8年1月28日  
大阪市天王寺区上本町5-2-11  
上六新興産ビル602

代表取締役 松嶋 隆士

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産 固定資産	140,081,179 331,018
	資産合計	140,412,197
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 其他利益 纯资产合计	38,710,527 40,810,000 60,891,670 10,000,000 50,891,670 50,891,670 (19,713,808) 60,891,670
	负债・純資产合計	140,412,197

**第57期決算公告** 令和8年1月28日  
東京都江戸川区東小松川四丁目23番11号  
**千賀商事株式会社**

代表取締役 中島誠一郎  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	863,872 10,973
	資産合計	874,846
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 其他利益 纯资产合计	481,824 3,561 400 59,472 333,549 50,000 283,549 1,685 281,864 (1,555) 负债・纯资产合计
	负债・純資产合計	874,846

**第7期決算公告** 令和8年1月28日  
兵庫県姫路市阿保甲878番地  
**株式会社ウォーターリンクス**  
代表取締役 原 裕二

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	14,439 612,084
	資産合計	626,524
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 其他利益 纯资产合计	595,832 3,893 30,692 50,000 121,409 121,409 △140,717 140,717 (140,717) 负债・纯资产合计
	负债・純資产合計	626,524

**第36期決算公告** 令和8年1月28日  
神戸市灘区灘浜町3番6号3階301号  
**安藤建設株式会社**

代表取締役 矢部 一夫

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	363,205 15,020
	資産合計	378,226
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 其他利益 纯资产合计	117,861 10,898 5,050 128,948 131,416 20,000 111,416 5,000 106,416 (46,323) 负债・纯资产合计
	负债・純資产合計	378,226

**第67期決算公告** 令和8年1月28日  
東京都新宿区西落合一丁目26番14号  
**株式会社橋ビルディング**  
代表取締役 三宅 将広

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	147,258 452,121
	資産合計	599,379
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 其他利益 纯资产合计	62,027 5,075 532,276 384,000 148,276 86,000 62,276 (13,074) 负债・纯资产合计
	负债・純資产合計	599,379

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を三億七百二十万円減少しました。主総会の決議は、令和八年一月十三日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司へお申し出下さい。令和八年一月二十八日より、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

東京都新宿区西落合一丁目二六番一四号  
代表取締役 三宅 将広

**第5期決算公告**

令和8年1月28日

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社高橋書店

代表取締役 清水 美成

貸借対照表の要旨  
(令和7年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	12,947,133 6,988,513
	資産合計	19,935,646
負債及び純資産の部	流动负债 固定负债 役員退職慰労引当金 株主资本 资本剩余金 资本准备金 其他资本剩余金 利益剩余金 其他利益剩余金 纯资产合计	11,481,307 9,377 57,206 57,156 8,390,841 10,000 5,714,353 2,500 5,711,853 2,666,487 2,666,487 (2,625,631) 6,291
	负债・純資产合計	19,935,646

**第7期決算公告**

令和8年1月28日

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社高和堂

代表取締役 清水 美成

貸借対照表の要旨  
(令和7年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	2,644,907 465,252
	資産合計	3,110,160
負債及び純資産の部	流动负债 固定负债 退職給付引当金 役員退職給付引当金 株主资本 资本剩余金 其他资本剩余金 利益剩余金 其他利益剩余金 纯资产合计	46,928 1,747 31,070 1,821 5,335 3,031,447 10,000 10,000 10,000 3,011,447 3,011,447 (277,688) 714 714
	负债・純資产合計	3,110,160

## 第31期決算公告

令和7年12月23日

神奈川県座間市入谷西3-24-9

サイエンスパーク株式会社

代表取締役 小路幸市郎

貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 1,422,887 固定資産 488,053
	資産合計 1,910,941
負債及び純資産の部	流动負債 270,704 固定負債 47,980
	負債合計 318,684
	株主資本 1,592,177 資本剰余金 40,000 資本準備金 30,767 その他資本剰余金 25,000 利益剰余金 5,767 利益剰余金 1,521,409 利益準備金 7,861 その他利益剰余金 1,513,547 (うち当期純利益) 79 評価・換算差額等 79 その他有価証券評価差額金 79
	純資産合計 1,592,256
	負債・純資産合計 1,910,941

## 第38期決算公告

令和8年1月28日

千葉県木更津市中央3丁目4-23

日本賃貸保証株式会社

代表取締役 梅田真理子

貸借対照表の要旨

(令和7年10月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 13,543 固定資産 17,341 繰延資産 647
	資産合計 31,531
負債及び純資産の部	流动負債 10,717 固定負債 8,375
	負債合計 19,092
	株主資本 12,438 資本剰余金 100 資本準備金 1,140 その他資本剰余金 740 利益剰余金 400 利益準備金 11,361 その他利益剰余金 75 自己株式 11,286 (うち当期純利益) (486) 評価・換算差額等 △162 繰延ヘッジ損益 1 1 純資産合計 12,439
	負債・純資産合計 31,531

## 第22期決算公告

令和8年1月28日

東京都港区南青山二丁目26番11号

株式会社コデックス

代表取締役 原本 陽太

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 366,422 固定資産 5,775
	合計 372,197
負純 資産 及び部	流动负债 35,757 固定负债 336,439 资本金 30,000 利益剰余金 306,439 その他利益剰余金 306,439 (うち当期純利益) (59,060)
	合計 372,197

新設分割公告  
当社は、新設分割により新設する株式会社エヌフロー（住所:東京都港区南青山二丁目二六番一号）に対しても当社のクラウド販売システムS-f10（エヌフロー）事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司がこの会社の株主総会の承認決議は令和八年二月十六日に予定しております。お、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。お、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。この決定に対し異議のある債権者は、本公司がこの会社の株主総会の決議は、令和八年一月十三日に終了しております。株主総会の決議は、令和八年一月二十八日愛知県犬山市大字犬山字上り屋6番地11株式会社ココトモファーム代表取締役 齋藤 秀一貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

## 第6期決算公告

令和8年1月28日

愛知県犬山市大字犬山字上り屋6番地11

株式会社ココトモファーム

代表取締役 齋藤 秀一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 263,541 固定資産 236,035 緑延資産 1,517
	合計 501,094
負純 資産 及び部	流动负债 89,201 固定负债 253,587 资本金 158,305 利益剰余金 10,000 その他利益剰余金 148,305 (うち当期純利益) 148,305 自己株式 (51,144)
	合計 501,094

準備金の額の減少公告  
当社は、資本準備金の額を九億二千六百六十二万三千七百七十七円減少することにいたしました。株主総会の決議は、令和八年一月十三日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司がこの会社の株主総会の決議は、令和八年一月二十八日愛知県犬山市大字犬山字上り屋6番地11株式会社ココトモファーム代表取締役 齋藤 秀一貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

## 決算公告

令和8年1月28日

愛知県あま市新居屋鳥帽子22番地

株式会社飯田鉄工所

代表取締役 飯田 智也

貸借対照表の要旨(令和7年7月25日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 61,049 固定資産 43,960 緑延資産 6,950
	合計 111,960
負純 資産 及び部	流动负债 26,961 固定负债 110,072 资本金 △25,073 利益剰余金 50,000 △70,873 利益準備金 4,250 その他利益剰余金 △75,123 (うち当期純利益) (8,382) 自己株式 △4,200
	合計 111,960

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を四千万円減少し一千円とすることにいたしました。  
減少する資本金の全部を準備金とします。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司がこの会社の株主総会の決議は、令和八年一月二十八日愛知県あま市新居屋鳥帽子22番地株式会社飯田鉄工所代表取締役 飯田 智也貸借対照表の要旨(令和7年7月25日現在)

## 第31期決算公告

令和8年1月28日

和歌山県岩出市相谷598番地

シンワ株式会社

代表取締役 安田 博之

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 112,592,029 固定資産 20,894,763
	合計 133,486,792
負純 資産 及び部	流动负债 36,712,609 固定负债 58,225,000 资本金 38,549,183 利益剰余金 20,000,000 △18,549,183 その他利益剰余金 18,549,183 (うち当期純利益) (2,908,084)
	負債・純資産合計 133,486,792

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司がこの会社の株主総会の決議は、令和八年一月二十八日和歌山県岩出市相谷598番地シンワ株式会社代表取締役 安田 博之貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

## 第4期決算公告

令和8年1月28日 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目33番5号  
株式会社トーンパートナーズホールディングス  
代表取締役 小笠原一義

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	22,024	流動負債	22,162
固定資産	60,050	貯金	25
		固定負債	46,153
		負債合計	68,315
株主資本	13,758	上級利益	1,721
資本剰余金	100	上級利益	1,721
その他の資本剰余金	13,772	販売費及び一般管理	1,754
利益剰余金	629	業外損益	33
その他利益剰余金	629	営業費用	1,040
自己株式	△743	失益用益	993
純資産合計	13,758	税引前当期純利益	14
資産合計	82,074	法人税・事業税	14
		当期純利益	1
		住民税及び事業税	13
		負債・純資産合計	82,074

損益計算書の要旨  
(自令和6年11月1日)至令和7年10月31日)

科 目	金 額
売上高	1,721
売上総利益	1,721
販売費及び一般管理	1,754
業外損益	33
営業費用	1,040
失益用益	993
税引前当期純利益	14
法人税・事業税	14
当期純利益	1
住民税及び事業税	13
負債・純資産合計	82,074

## 第7期決算公告

令和8年1月28日

兵庫県姫路市阿保甲878番地

株式会社インフラプラス

代表取締役 中島誠一郎

## 貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の部	1,190,690
流動資産	2,773,401
固定資産	1,153
資産合計	3,965,245
負債及び純資産の部	2,450,322
流動負債	8,075
貯金	4,500
役員賞与引当金	547,350
固定負債	6,535
退職給付引当資	941,000
株主資本	100,000
資本剰余金	536,830
その他の資本剰余金	1,000
利益剰余金	535,830
その他の利益剰余金	304,170
(うち当期純利益)	304,170
評価・換算差額等	(88,780)
その他有価証券評価差額金	26,572
負債・純資産合計	26,572
	3,965,245

## 第54期決算公告

令和8年1月28日

栃木県鹿沼市麻苧町1560番地1  
株式会社かのや

代表取締役 福田宗峰

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の部	
流動資産	112,534
固定資産	64,590
合 計	177,124
負純資産の部	
流動負債	111,221
固定負債	103,217
株主資本	△37,313
資本剰余金	10,200
利益剰余金	△47,513
利益準備金	625
その他利益剰余金	△48,138
(うち当期純損失)	(8,942)
合 計	177,124

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二十万円減少し一千  
万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ  
りです。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお  
りです。

令和八年一月二十八日

栃木県鹿沼市麻苧町一五六〇番地一  
株式会社かのや  
代表取締役 福田宗峰

## 第75期決算公告

令和8年1月28日 東京都千代田区九段北四丁目1番7号

株式会社プラス

代表取締役 村本豊彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 额
流動資産	7,786,119
固定資産	1,239,692
合 計	9,025,812
負債・純資産の部	
流動負債	6,063,550
固定負債	244,288
退職給付引当金	129,016
役員退職慰労引当金	48,000
株主資本	2,717,973
資本剰余金	50,000
その他資本剰余金	265,157
利益剰余金	265,157
利益準備金	2,905,834
その他利益剰余金	78,750
(うち当期純利益)	2,827,084
自己株式	(285,543)
合 計	△503,017
負債・純資産合計	9,025,812

吸収分割公告  
左記会社は吸収分割して甲は乙の建材事業  
及び石油事業に関する権利義務を承継し乙は  
それを承継することにいたしました。  
この会社分割に異議のある債権者は、本公  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ  
りです。

(甲) https://www.sumiceken.co.jp

(乙) 左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区九段北四丁目二番一号  
代表取締役 吉川浩

東京都千代田区西神田三丁目二番一号  
代表取締役 村本豊彦

官報は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報です。行政機関の  
休日を除き、毎日午前8時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」  
を閲覧・ダウンロードすることが可能です。

<https://www.kango.go.jp>



内閣府

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の部	
流動資産	6,968
固定資産	8,683
合 計	15,651
負純資産の部	
流動負債	7,043
固定負債	1,314
退職給付引当金	1,254
その他	60
負債合計	8,357
株主資本	7,294
資本剰余金	400
利益剰余金	40
利益準備金	6,854
その他利益剰余金	45
(うち当期純利益)	6,809
純資産合計	7,294
負債・純資産合計	15,651

吸収分割公告  
左記会社は吸収分割して甲は乙の関西事業  
所において営む事業に関して有する権利義務  
を承継し乙はそれを承継することにいたし  
ました。  
この会社分割に異議のある債権者は、本公  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ  
りです。

(甲) https://www.resonac.com/jp/jir/sheet.html

(乙) 左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

東京都港区東新橋一丁目九番一号  
代表取締役 高橋秀仁

(甲) 株式会社レゾナック  
モーティブロダクツ  
代表取締役 稲川節

福岡県田川市大字福二三二〇  
代表取締役 高橋秀仁

## 第69期決算公告

令和8年1月28日

兵庫県姫路市阿保甲878番地

株式会社ナカシマテクノス

代表取締役 柏木 秀嗣

貸借対照表の要旨  
(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	1,623,758
固定 資産	149,460
資 産 合計	1,773,218
負債 及び 純資産 の 部	
流動 負債	1,522,756
固定 負債	19,746
退職給付引当金	2,700
株主資本	65,382
資本剰余金	25,226
資本準備金	185,079
その他資本剰余金	100,000
利益剰余金	115,534
資本準備金	1,000
その他資本剰余金	114,534
利益剰余金	△30,455
利益準備金	21,065
その他利益剰余金	△51,520
(うち当期純利益)	(43,193)
負債・純資産合計	1,773,218

## 第6期決算公告 令和8年1月28日

東京都渋谷区代々木2-21-11  
ベルテ代々木II101

株式会社フィンプラネット

代表取締役 長谷部直大

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	945
固定 資産	37,300
資 産 合計	38,245
負純 資産 及び の 部	
流動 負債	1,072
固定 負債	37,173
株主資本	143,740
資本剰余金	154,340
資本準備金	154,340
利益剰余金	△260,906
その他利益剰余金	△260,906
(うち当期純損失)	(1,759)
資 産 合計	38,245

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を一億四千三百七十三万九千九百九十九円、資本準備金の額を一億五千四百三十四万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第54期決算公告

令和8年1月28日  
神奈川県高座郡寒川町倉見1471番地

エヌティケイ物流株式会社

代表取締役 草野 明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	
流動 資産	225,212,127
固定 資産	50,310,374
資 産 合計	275,569,773
負純 資産 及び の 部	
流動 負債	56,383,830
固定 負債	166,333,604
株主資本	52,852,339
資本剰余金	32,000,000
資本準備金	20,852,339
利益剰余金	20,852,339
その他利益剰余金	(15,599,711)
資 産 合計	275,569,773

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を一百万円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第1期決算公告 令和8年1月28日

札幌市中央区北一条西二丁目1  
札幌時計台ビルB1F

株式会社m t k

代表取締役 橋本 学

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	2,300
固定 資産	4,140
資 産 合計	6,440
負純 資産 及び の 部	
流動 負債	—
固定 負債	—
株主資本	6,440
資本剰余金	7,000
資本準備金	△560
利益剰余金	△560
その他利益剰余金	△560
資 産 合計	6,440
注) 当期純損失	560千円

## 第21期決算公告 令和8年1月28日

札幌市東区北五十一条東二丁目1番13号

株式会社i s a m

代表取締役 岩倉 守幸

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	42,270
固定 資産	6,743
資 産 合計	49,013
負純 資産 及び の 部	
流動 負債	10,256
固定 負債	37,397
株主資本	1,360
資本剰余金	3,000
資本準備金	△1,640
利益剰余金	△1,640
その他利益剰余金	△1,640
(うち当期純利益)	(1,022)
資 産 合計	49,013

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第8期決算公告 令和8年1月28日

大阪府東大阪市新池島町二丁目18番30号

株式会社ニスムパートナー

代表取締役 仲津 直人

貸借対照表の要旨  
(令和7年7月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	35,385
固定 資産	6,475
資 産 合計	41,860
負純 資産 及び の 部	
流動 負債	213
固定 負債	15,500
株主資本	26,146
資本剰余金	5,000
資本準備金	21,146
利益剰余金	21,146
その他利益剰余金	(476)
資 産 合計	41,860

## 第4期決算公告 令和8年1月28日

大阪市阿倍野区文の里四丁目21番30号  
一桃ビル5階

株式会社n i s m

代表取締役 仲津 直人

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	74,989
固定 資産	169,205
資 産 合計	244,194
負純 資産 及び の 部	
流動 負債	21,562
固定 負債	183,424
株主資本	39,207
資本剰余金	5,000
資本準備金	34,207
利益剰余金	34,207
その他利益剰余金	(19,323)
資 産 合計	244,194

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継した。左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。  
翌日に對し異議の日のある債権者は、本公司の承認決議は令和8年3月十日いたしました。  
お問い合わせください。終了しておられます。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。



## 第26期決算公告

令和8年1月28日 東京都武藏野市吉祥寺本町一丁目33番5号  
 株式会社 L E N Z D X  
 代表取締役 小笠原一義  
 貸借対照表の要旨  
 (令和7年10月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,186	流动負債	2,806
固定資産	1,105	賞与引当金	37
		固定負債	154
		株主資本	3,320
		資本金	80
		利益剰余金	3,240
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	3,220
		(うち当期純利益)	(373)
		評価・換算差額等	9
		その他有価証券評価差額金	9
資産合計	6,291	負債・純資産合計	6,291

## 第29期決算公告

令和8年1月28日 東京都中央区銀座4丁目4番1号  
 株式会社アーカー  
 代表取締役 篠原 光義  
 貸借対照表の要旨 (令和7年10月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,240	流动負債	843
固定資産	601	賞与引当金	48
		固定負債	34
		株主資本	1,965
		資本金	100
		資本準備金	403
		その他資本剰余金	250
		利益剰余金	153
		その他利益剰余金	8,482
		(うち当期純損失)	8,482
		自己株式	(0)
合計	2,842	合計	△7,020

## 第7期決算公告

令和8年1月28日 兵庫県姫路市阿保甲878番地  
 株式会社ナカシマ  
 代表取締役 中尾 泰人  
 貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	545,533	流动負債	720,778
固定資産	343,012	賞与引当金	11,335
		役員賞与引当金	200
		固定負債	87,472
		退職給付引当金	30,752
		株主資本	80,295
		資本金	20,000
		資本剰余金	19,961
		その他資本剰余金	19,961
		利益剰余金	40,334
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	35,334
		(うち当期純利益)	(35,334)
資産合計	888,545	負債・純資産合計	888,545

## 第4期決算公告

令和8年1月28日 兵庫県豊岡市昭和町4番24号  
 株式会社ウォーターデバイス  
 代表取締役 岩本 晃幸  
 貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	233,248	流动負債	362,731
固定資産	190,483	賞与引当金	3,478
繰延資産	133	固定負債	4,678
		退職給付引当金	4,678
		株主資本	56,455
		資本金	20,000
		資本剰余金	127,780
		その他資本剰余金	127,780
		利益剰余金	△91,325
		その他利益剰余金	△91,325
		(うち当期純損失)	(49,681)
資産合計	423,865	負債・純資産合計	423,865

## 第37期決算公告

令和8年1月28日 東京都武藏野市吉祥寺本町一丁目33番5号  
 株式会社トーンシンパートナーズ  
 代表取締役 小笠原一義  
 貸借対照表の要旨 (令和7年10月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科目	金額	科目	金額
流動資産	57,885	流动負債	23,578
固定資産	29,438	賞与引当金	75
		固定負債	44,913
		アフターコスト引当金	172
		負債合計	68,492
		株主資本	18,718
		資本金	1,000
		資本剰余金	92
		資本準備金	92
		利益剰余金	17,626
		利益準備金	119
		その他利益剰余金	17,507
		自己株式	—
		評価・換算差額等	112
		その他有価証券評価差額金	112
		純資産合計	18,831
資産合計	87,323	負債・純資産合計	87,323

## 損益計算書の要旨

(自令和6年11月1日)  
 (至令和7年10月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	38,912	経常利益	2,143
売上原価	29,073	特別利益	935
売上総利益	9,839	特別損失	—
販売費及び一般管理費	6,844	税引前当期純利益	3,079
営業利益	2,994	法人税、住民税及び事業税	921
営業外収益	202	法人税等調整額	△37
営業外費用	1,053	当期純利益	2,195

## 第94期決算公告

2026年1月28日 川崎市高津区二子六丁目14番10号  
 協友アグリ株式会社  
 代表取締役社長 山田 正和  
 貸借対照表の要旨 (2025年10月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部		
流動資産	20,980	流动負債	6,270
固定資産	5,239	賞与引当金	223
有形固定資産	3,456	役員賞与引当金	9
無形固定資産	543	返金負債	376
投資その他の資産	1,239	その他の流动負債	5,661
		固定負債	600
		退職給付引当金	313
		役員退職慰労引当金	34
		その他の固定負債	253
		負債合計	6,871
		株主資本	19,054
		資本金	2,250
		資本剰余金	1,686
		資本準備金	1,686
		利益剰余金	15,579
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	15,499
		自己株式	△462
		評価・換算差額等	293
		その他有価証券評価差額金	293
		純資産合計	19,347
資産合計	26,219	負債・純資産合計	26,219

損益計算書の要旨 (2024年11月1日から)  
 (2025年10月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	18,674	特別利益	0
売上原価	13,763	特別損失	39
売上総利益	4,911	税引前当期純利益	707
販売費及び一般管理費	4,188	法人税、住民税及び事業税	158
営業利益	722	法人税等調整額	87
営業外収益	50	当期純利益	462
営業外費用	26		
経常利益	747		

## 第66期決算公告

2026年1月28日

東京都千代田区神田鍛冶町3丁目6番地3

## 千歳コーポレーション株式会社

取締役社長 永田 裕之

## 貸借対照表の要旨

## 損益計算書の要旨

(自 2024年11月1日)  
(至 2025年10月31日)

(2025年10月31日現在)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,534	流動負債	21,433
固定資産	152,017	賞与引当金	212
有形固定資産	125,320	その他の負債	21,221
無形固定資産	1,630	退職給付引当金	71,406
投資その他の資産	25,065	役員退職慰労引当金	529
		その他の負債	39
		合計	70,837
		負債合計	92,840
		株主資本	59,565
		資本剰余金	245
		資本準備金	3,017
		利益準備金	3,017
		利益準備金	56,302
		その他利益剰余金	20
		評価・換算差額等	56,282
		その他の有価証券評価差額金	13,145
		純資産合計	13,145
資産合計	165,551	負債・純資産合計	165,551

科 目	金 額
営業収益	12,405
原価	7,149
営業利益	5,256
販賣費及び一般管理	2,628
業外収益	2,627
費用	1,072
営業外費用	567
営業常別	3,133
営業特別	1,490
税引前当期純利益	16
法人税、住民税及び事業税	4,606
法人税等調整額	1,111
当期純利益	574
	2,920

## 令和7年度決算公告

令和8年1月28日

東京都港区南麻布一丁目6番30号

## 一般社団法人

## フラワーライフスタイル協会

代表理事 宮島 秀明

## 貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の産部	9,083,825
流動資産	7,137,763
固定資産	16,221,588
合計	3,241,587
負債及び純資産部	0
流動負債	3,241,587
固定負債	0
負債合計	3,241,587
一般正味財産	12,980,001
正味財産合計	12,980,001
合計	16,221,588

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を八一八万三〇〇〇円減少し一六八一万七〇〇〇円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和8年1月28日 静岡市葵区七間町八番地の二〇

代表取締役 株式会社ピーエーシー 柴山 貴伸

## 第75期決算公告

令和8年1月28日

東京都千代田区九段北四丁目1番7号

## 株式会社プラスト

代表取締役 村本 豊彦

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	7,786,119
流動資産	1,239,692
合計	9,025,812
負債及び純資産の部	
流動負債	6,063,550
固定負債	244,288
退職給付引当金	129,016
役員退職慰労引当金	48,000
株主資本	2,717,973
資本剰余金	50,000
資本準備金	265,157
その他資本剰余金	265,157
利益剰余金	2,905,834
利益準備金	78,750
その他利益剰余金	2,827,084
(うち当期純利益)	(285,543)
自己株式	△503,017
合計	9,025,812

吸収分割公告  
左記会社は吸収分割して甲は乙の住設建材販売・取付工事事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継されることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和8年1月28日 東京都千代田区日本橋小伝馬町一四番七号

(甲) 橋本総業株式会社 代表取締役 阪田 貞一

(乙) 株式会社プラス 代表取締役 村本 豊彦

## 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の産部	42,224
流動資産	4,859
固定資産	
合計	47,084
負債及び純資産の部	
流動負債	36,082
固定負債	429
退職給付引当金	657
株主資本	10,344
資本剰余金	101
資本準備金	10,243
利益剰余金	75
その他利益剰余金	10,168
(うち当期純利益)	(2,033)
合計	47,084

## 決算公告

令和8年1月28日

静岡市葵区七間町8番地の20

## 株式会社ピーエーシー

代表取締役 柴山 貴伸

## 貸借対照表の要旨

(令和7年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	1,154,244
流動資産	136,637
固定資産	2,594
合計	1,293,476
負債及び純資産の部	
流動負債	292,295
(うち役員賞与引当)	(6,000)
(うち賞与引当金)	(15,000)
固定負債	37,349
(うち役員退職金引当金)	(24,116)
合計	329,645
株主資本	953,656
資本剰余金	25,000
資本準備金	928,656
その他利益剰余金	6,250
(うち当期純損失)	922,406
評価・換算差額等	(△10,743)
その他有価証券評価差額金	10,174
合計	963,830
負債・純資産合計	1,293,476